### 〇金融庁告示第 号

行法第十四条の二の規定に基づき、 用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十四条の二の規定に基づき、平成九年七月三十一日 のように定める。 大蔵省告示第第百九十二号(協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀 らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準)の全部を改正する告示を次 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項において準 信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照

平成十八年三月 日

金融庁長官 五味 廣文

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規 充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 定に基づき、 信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の

目次

第一章 定義 (第一条)

第二章 連結自己資本比率 (第二条 第十条)

第三章 単体自己資本比率 (第十一条—第十八条)

第四章 信用リスクの標準的手法

第一節 総則(第十九条—第二十五条)

第二節 リスク・ウェイト (第二十六条—第四十八条)

第三節 オフ・バランス取引 (第四十九条)

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引(第五十条―第五十三条)

第五節 未決済取引 (第五十四条)

第六節 信用リスク削減手法

第一款 総則 (第五十五条—第五十八条)

第一款 適格金融資産担保付取引に共通する事項(第五十九条)第六十五条)

第三款 包括的手法

第一目 総則 (第六十六条—第六十八条)

第二目 標準的ボラティリティ調整率 (第六十九条)

第三目 自組合推計ボラティリティ調整率 (第七十条—第七十四条)

第四目 ボラティリティ調整率の調整 (第七十五条)

第五目 ボラティリティ調整率の適用除外(第七十六条・第七十七条)

第六目 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するボラティリテ

ィ調整率の使用(第七十八条・第七十九条)

第七目 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスポ ージ

ャー変動額推計モデルの使用(第八十条—第八十七条)

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引 (第八十八条)

第四款 簡便手法 (第八十九条—第九十一条)

第五款 貸出金と自組合預金の相殺 (第九十二条)

第六款 保証及びクレジット・デリバティブ

第一目 適格要件 (第九十三条—第九十七条)

第二目 計算方法等 (第九十八条—第百三条)

第七款 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポ ージャ -の残存期間を下回る場合の取扱い

(第百四条—第百六条)

第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項

第一目 複数の信用リスク削減手法の取扱い(第百七条・第百八条)

第二目 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ (第百九条・第百十条)

第三目 セカンド ・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等(第百十一条—第百十

三条

第五章 信用リスクの内部格付手法

第一節 総則

第一款 承認手続等 (第百十四条—第百十九条)

第二款 段階的適用等(第百二十条—第百二十三条)

第二節 期待損失の取扱い (第百二十四条・第百二十五条)

第三節 信用リスク・アセットの額の算出

第一款 内部格付手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセットの額の合計額

(第百二十六条)

第一款 事業法人等向けエクスポージャー (第百二十七条 一第百三十三条)

第三款 リテール向けエクスポージャー (第百三十四条—第百四十条)

第四款 株式等エクスポージャー (第百四十一条)

第五款 信用リスク・アセットのみなし計算 (第百四十二条)

第六款 購入債権 (第百四十三条—第百四十八条)

第七款 リース取引 (第百四十九条—第百五十二条)

第八款 未決済取引 (第百五十三条)

第九款 その他資産等 (第百五十四条)

第四節 最低要件

第一款 内部格付制度の設計

第一目 内部格付制度 (第百五十五条—第百五十七条)

第二目 格付の構造 (第百五十八条・第百五十九条)

第三目 格付の基準 (第百六十条 第百六十三条)

第四目 債務者格付等の格付付与時の評価対象期間 (第百六十四条)

第五目 モデルの利用 (第百六十五条)

第六目 内部格付制度に関する書類(第百六十六条・第百六十七条)

第二款 内部格付制度の運用

第一目 格付の対象 (第百六十八条・第百六十九条)

第二目 格付付与手続の健全性の維持 (第百七十条・第百七十一条)

第三目 格付の書換え (第百七十二条)

第四目 データの維持管理 (第百七十三条・第百七十四条)

第五目 ストレス・テスト (第百七十五条・第百七十六条)

第四款 格付の利用 (第百八十条)

第三款

内部統制

(第百七十七条—第百七十九条)

第五款 リスクの定量化

第一目 デフォルト (第百八十一条—第百八十三条)

第二目 推計の対象と共通要件等(第百八十四条-第百八十八条)

第三目 PDの推計(第百八十九条・第百九十条)

第四目 LGD の推計 (第百九十一条—第百九十四条)

第五目 保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件(第百九十五条—第百九十九

条

第六目 EADの推計(第二百条—第二百三条)

第七目 購入債権のPD、LGD及びEL<sub>dilution</sub>の推計 (第二百四条 -第二百八条)

第六款 内部格付制度及び推計値の検証(第二百九条—第二百十二条)

第七款 開示 (第二百十三条·第二百十四条)

第八款 内部格付手法採用のための自己資本比率 (第二百十五条)

第九款 株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件(第二百十六条—第二百

二十一条

第六章 証券化エクスポージャーの取扱い

第一節 総則 (第二百二十二条—第二百二十四条)

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 標準的手法の取扱い (第二百二十五条—第二百二十八条)

第二款 内部格付手法の取扱い (第二百二十九条—第二百四十六条)

第七章 オペレーショナル・リスク (第二百四十七条—第二百六十四条)

第一章 定義

(定義)

第一条 この告示において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

- 債権に該当するものを除く。 に階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャー
- 一 内部格付手法を採用する信用協同組合等 を行う協同組合連合会をいう。 合会 採用する信用協同組合等と基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等を総称していう。 (中小企業等協同組合法 (昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業 以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、先進的内部格付手法を 信用協同組合等(信用協同組合及び信用協同組合連
- 三 事業法人等向けエクスポージャー ジャー及び金融機関等向けエクスポージャーを総称していう。 事業法人向けエクスポージャー、 ソブリン向けエクスポ
- 兀 テー リテール向けエクスポージャー ・ル向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーを総称していう。 居住用不動産向けエクスポ ージャー、 適格リボルビング型リ
- 五 対応するものとして区分された一般貸倒引当金をいう。 額並びに第百二十五条の規定により内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額に エクスポージャ 適格引当金 内部格付手法を適用するエクスポージャー ―に係るものを除く。)に対して計上されている個別貸倒引当金及び部分直接償却 (証券化エクスポージャー及び株式等
- 六 る方法により、 標準的手法 第十九条から第百十三条まで及び第二百二十二条から第二百二十八条までに定め 信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。
- 七 金融機関 次に掲げる者をいう。
- 1 預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) 第二条第一項に規定する金融機関
- ロ 預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等
- ハ 農林中央金庫

- = 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協
- 同組合及び農業協同組合連合会
- ホ 漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第 九十二条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事 水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行う
- 南工組合中央金庫

業を行う水産加工業協同組合連合会

- 八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。
- イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの
- (1) 償還されないこと。
- ② 発行体の債務を構成するものではないこと。
- (3) 発行体に対する残余財産分配請求権又は利益配当請求権を付与するものであること。
- 口 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品
- ハ 発行体の債務を構成する金融商品であって、 次に掲げるいずれかの性質を有するもの
- (1) 発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること
- (2)に充当することができること。 とされていること又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払 発行体による一定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により、債務を支払うことが条件
- (3)融商品の額に連動するものであること又は発行体の裁量で当該支払方法を選択できること。 件とされており、 発行体による不特定数のイ又は口に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条 かつ、 他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数のイ及び口に掲げる金
- (4) 又は債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く 当該金融商品の保有者がイ又は口に掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有す ただし、 当該金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合
- = 返済額が株式からの収益に連動する債務、 株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の

下に組成された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品

を使用する信用協同組合等をいう。 標準的手法を採用する信用協同組合等 信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法

<u>+</u> +までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。 レポ形式の取引 内部格付手法 第百十四条から第二百二十四条まで及び第二百二十九条から第二百四十六条 担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。

 $\frac{+}{-}$ て先進的計測手法を使用する信用協同組合等をいう。 先進的計測手法を採用する信用協同組合等 オペレーショナル・リスク相当額の計算にお

十三 適格格付機関 金融庁長官が別に定める格付機関をいう。

十四四 で用いるものとする。 これと異なる場合には、 協力開発機構の公的輸出信用ガイドライン取極めに基づいて付与されるカントリー・リスク・ス に定める区分又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコア 信用リスク区分 輸出信用機関が当該取極めに基づいて付与するカントリー・リスクの評価の区分が 第四章において適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別 以下同じ。)に対応するものとして定める区分をいう。 当該輸出信用機関の区分をカントリー・リスク・スコアに紐付けたうえ

士五 証券化エクスポージャー 証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十六 引をいう。 合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の二第六項第六号に規定する取 クレジット・デリバティブ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連

十七 下同じ。) を提供する者をいう。 節に規定する信用リスク削減手法が、 プロテクション提供者 クレジット・デリバティブにより、信用リスク削減効果(第四章第六 エクスポージャーの信用リスクを削減する効果をいう。 以

十八 て最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、 あらかじめ定められた信用事由がそれらについ クレジット・デリバティブの

十九 目に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、 あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ あらかじめ定められた信用事由がそれらについて二番 契約が終了するものをいう。 クレジット・デリバティブのうち、

<u>-</u> 十 算手法をいう。 用いる場合にあっては第六十四条に掲げるものを、 適格金融資産担保 以下同じ。)を用いる場合にあっては第六十五条に掲げるものをいう。 簡便手法 (第四章第六節第四款に定める計算手法をいう。 包括的手法 (第四章第六節第三款に定める計 以下同じ。)を

二十一 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

1 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

二十二 上場株式 れている株式をいう。 券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。)において売買さ 六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。 七項に規定する取引所有価証券市場をいう。 口 合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権等 取引所有価証券市場(証券取引法 以下同じ。)、 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第十 以下同じ。)又は外国有価証券市場 店頭売買有価証券市場 (証券取引法第

一十三 ポートフォリオ 一又は二以上の取引及び資産の集合をいう。

二十四 ヒストリカル・データ 過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。

二十五 ションから生じうる損失を減少させる状態にあることをいう。)ポジション同士を相殺した結果と して残るポジションをいう。 ネット・ポジション 対当する(あるポジションと他のポジションが、 相互に他方のポジ

二十六 ポジション 取引及び資産の持ち高をいう。

て、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。 バリュー アット・リスク 特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合におい

二十八 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の対象となるエクスポージ

ヤーをいう。

二十九 決済のための参照債務 第九十五条第一号に掲げる事由の発生に基づく支払額の算定に用

れる債務を総称していう。 いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認めら

三十 げる事由の発生の有無を判断するために用いることができる債務をいう。 信用事由判断のための参照債務(クレジット・デリバティブについて第九十五条第一号に掲

三十一 に基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう(ファースト・トゥ・デフ 数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみ オルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複

三十二 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等 いて金融庁長官の承認を受けた信用協同組合等をいう。 て LGD 及び EAD の自組合推計値を用いないことを条件として、 事業法人等向けエクスポージャーについ 内部格付手法を使用することにつ

三十三 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等 を受けた信用協同組合等をいう。 て LGD 及び EAD の自組合推計値を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認 事業法人等向けエクスポージャーについ

三十四 (以下「事業法人」という。) に対するエクスポージャーをいう。 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

口 なっているものを除く。) 地方公共団体向けエクスポージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることと

ハ 第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関に対するエクスポージャ

=

律第百二十四号)に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。)及び地方道路公社(地方道 る土地開発公社をいう。 土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定す 以下同じ。)、 地方住宅供給公社 (地方住宅供給公社法 (昭和四十年法

路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)向けエ

クスポージャ

ホ 国内の自己資本比率規制においてソブリン向けエクスポージャーとして扱われているもの 共部門の定義に従う。以下同じ。)向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された 外国の中央政府以外の公共部門(中央政府以外の公共部門とは、 各国が定めたそれぞれの公

- 銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャ 米州開発銀行、 国際復興開発銀行、 欧州投資銀行、 国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、 欧州投資基金、 北欧投資銀行、 カリブ開発銀行、 イスラム開発
- チ をいう。 に規定する農業信用基金協会をいう。 (昭和二十七年法律第三百四十六号) に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。) 向けエ 信用保証協会(信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)に規定する信用保証協会 国際決済銀行、 以下同じ。)、農業信用基金協会 (農業信用保証保険法 国際通貨基金、 欧州中央銀行及び欧州共同体向けエクスポージャ 以下同じ。)及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法 (昭和三十六年法律第二百四号)

三十六 金融機関等向けエクスポ ージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

クスポージャー

- 第七号に規定する金融機関 (同号ロに掲げる者を除く。) に対するエクスポージャー
- 口 日本郵政公社(日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)に規定する日本郵政公社をい
- う。以下同じ。)に対するエクスポージャー
- ハ 国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポージャーとして扱われているもの 外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであって、 当該公共部門が設立された
- = 国際開発銀行 (前号へに掲げるものを除く。) に対するエクスポ ージャ
- ホ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行 (以下「外国銀行」という。) に対するエクスポ
- ージャー
- $\sim$ に準ずる外国の会社に対するエクスポージャ 銀行持株会社 (銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。) 及びこれ

- 持株会社に対するエクスポージャ 第三十五条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた証券会社及び証券
- 当該プ 貸付けであって、かつ、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、 居住用不動産向けエクスポージャー ル単位で管理されているものをいう。 不動産を所有し、 当該不動産に居住する個人向けの
- おり、 -ジャーで構成されるプールに属するエクスポージャーであって、当該プール単位で管理されて 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー かつ、次に掲げるすべての性質を有するものをいう。 同様のリスク特性を有するエクスポ
- 用供与枠の維持について契約が締結されておらず、 のであること。 契約上定められた上限の範囲内で、 (以下「リボルビング型エクスポージャー」という。) であって、無担保で、 債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうるエクスポ 信用協同組合等が無条件に取り消しうるも かつ、信
- ロ個人向けのエクスポージャーであること。
- ハ 一個人に対する残高の上限が一千万円以下であること。
- = 率 当該エクスポージャーの属するポートフォリオにおける PD の低いエクスポージャーの損失 (経済的損失に基づいて計算したものをいう。 以下同じ。)のボラティリティが低いこと。
- ホ 式で保存されていること。 当該エクスポージャーの損失率のデータが損失のボラティリティを検証することが可能な形
- 三十九 住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当 しないものであって、 その他リテール向けエクスポージャー 同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプー 次のイ又は口に掲げるエクスポージャーのうち居 ルに属し、
- イ 個人向けのエクスポージャー(事業性のものを除く。)

口

かつ、

当該プール単位で管理されているものをいう。

が一億円未満のもの イに該当しないエクスポ (一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上と -ジャーであって、 一の債務者に対するエクスポ ージャ -の合計額

#### なる場合を含む。)

四十 EADに対するデフォルトしたエクスポージャーに生じる損失額の割合をいう。

四十一 EAD デフォルト時におけるエクスポージャーの額をいう。

四十二 度の支配権を有しているものをいう。 有形資産からの収益に限定し、 が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。 有形資産を担保の目的とするものであって、 学プラント、 の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程 る信用供与のうち、 鉄道、 オブジェクト・ファイナンス プロジェクト・ファイナンス事業法人向けエクスポージャーのうち、 車両その他の有形資産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該 鉱山事業、 利払い及び返済の原資を主として当該事業からの収益に限定し、当該事業の 交通インフラ、 当該有形資産を担保の目的とするものであって、 事業法人向けエクスポ 環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業に対す かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者 ージャーのうち、 船舶、 発電プラント、 カュ 航空機、 信用供与

四十四 その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、 じて信用供与を行った者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有して 供与のうち、 いるものをいう。 コモディティ・ファイナンス 利払い及び返済の原資を当該商品の売却代金に限定し、 事業法人向けエクスポージャーのうち、 在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用 かつ、 信用供与の条件を通 原油、

四十五 あって、 利払い及び返済の原資を当該不動産からの収益に限定し、 いて相当程度の支配権を有しているものをいう。 商業ビル、 事業用不動産向け貸付け かつ、信用供与の条件を通じて信用供与者が当該不動産及び当該不動産からの収益につ 居住用不動産、 ホテル、工場、 事業法人向けエクスポージャ 倉庫その他の不動産の取得のための信用供与のうち、 当該不動産を担保の目的とするもので ーのうち、 賃貸用オフィスビル、

四十六 ィ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称していう。 特定貸付債権 プロジェクト・ ファイナンス、 オブジェクト・ ファイナンス、 コモディテ

四十七 PD 一年間に債務者がデフォルトする確率をいう。

四十八 かに該当するものをいう。 ボラティリティの高い事業用不動産貸付け 事業用不動産向け貸付けのうち、 次のいずれ

口 イ ない場合を含む。)。 ただし、 に基づいているもの 該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フロ ジャ 土地の取得、 他の特定貸付債権に比べ損失のボラティリティが高い事業用不動産の取得に対する信用供与 -を通じた資金の提供を受けている場合を除く。 開発及び建物の建築のための信用供与であって、 (当該不動産の所在地における当該不動産と同様の不動産の使用率に満た 債務者が信用供与者以外の第三者から相当程度の株式等エクスポ 信用供与の実行日において当

四十九 ハ 外国に所在する事業用不動産向けの信用供与 外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産貸付けとして扱われている当該 購入債権 購入リテール向けエクスポージャー及び購入事業法人等向けエクスポージャ

を総称してい

五十 ポージャー 規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切ではない場合は、 同組合等が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高をいう。 向けエクスポージャ クスポージャ の号、第百二十七条第二項及び第百五十条において同じ。)が五十億円未満の事業法人に対するエ の売上高 中堅中小企業向けエクスポ (当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法を採用する信用協 -をこれに含めることができる。 ーをいう。 ーのうち、 ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業 当該事業法人の総資産が五十億円未満の事業法人に対するエクス ージャー 事業法人向けエクスポージャーのうち、 当該事業法人 事業法人 以下こ

五十 の事由により、 対する債権を自働債権、 希薄化リスク 購入債権が減少するリスクをいう。 購入債権に係る契約の取消し若しくは解除、 当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺その他 購入債権の債務者の譲渡人に

五十二 適格債権担保 次の要件のすべてを満たす債権であって、 内部格付手法を採用する信用協

同組合等に担保として供されたものをいう。

1 受ける債権であること。 当初の満期が一年以内であり、被担保債権の債務者が第三者と行った商取引に基づき支払を

口 ないこと。 証券化、 ローン・パーティシペーション又はクレジット・デリバティブに関連する債権では

ハ る子法人等をいう。)又は関連法人等(銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等を いう。)その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。 債務者の子法人等 (銀行法施行令 (昭和五十七年政令第四十号)第四条の二第二項に規定す

五十三 性質をすべて有するものをいう。 適格不動産担保 事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であって、次に掲げる

とする債務者の返済能力に依存するものであること。 被担保債権の債務者のリスクが、 当該不動産又は当該不動産に係るプロジェクト以外を原資

口 担保の目的である不動産の価値が、 債務者の業績に大きく依存するものではないこと。

ハ 被担保債権が事業用不動産向け貸付けに該当しないこと。

五十四 会員権担保を総称していう。 適格その他資産担保 一定の要件を満たす適格船舶担保、 適格航空機担保及び適格ゴルフ

五十五 ショート・ポジション 売持ちのポジションをいう。

五十六 ロング・ポジション 買持ちのポジションをいう。

五十七 内部格付手法を採用する信用協同組合等の連結子法人が第三者から譲り受けた事業法人等向けエ 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法を採用する信用協同組合等又は当該

五十八 適格購入事業法人等向けエクスポージャー 適格購入事業法人等向けエクスポージャープ

クスポージャーをいう。

ールに属する購入事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九 業法人等向けエクスポージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。 適格購入事業法人等向けエクスポー ージャープ ルル 次に掲げる性質をすべて有する購入事

- イ 用する信用協同組合等が直接又は間接に信用供与を行ったものでないこと。 購入債権の譲渡人が独立した第三者であり、 かつ、購入債権を譲り受けた内部格付手法を採
- 口 間における取引であること。 購入債権の譲渡人と購入債権の債務者間における購入債権に関する取引が、 独立した当事者
- ハ 比例配分する場合に限る。 入事業法人等向けエクスポージャーに係る他の権利者とエクスポージャ 購入事業法人等向けエクスポ ルからの元利払いの全額又は一部について権利を有すること。ただし、 ージャ ーの譲受人が購入事業法人等向けエクスポ ーの額の割合に応じて 一部の場合は当該購 っ プ
- 六十 に相当する一年間の期待損失率をいう。  $\mathrm{EL}_{\mathrm{dilution}}$ 購入債権のプールに含まれるエクスポ ージャ -の総額に対する希薄化リスク部分
- 六十一 PD 又はLGD を推計する方法をいう。 トップ・ダウン・アプローチ 第百四十五条第二項から第九項までに従って、 購入債権の
- 下同じ。)が第三者から譲り受けたリテ 二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)であって連結の範囲に含まれるものをいう。以 部格付手法を採用する信用協同組合等の連結子法人等 よる金融事業に関する法律施行令 購入リテール向けエクスポージャ (昭和五十七年政令第四十四号。 ール向けエクスポ 内部格付手法を採用する信用協同組合等又は当該内 (信用協同組合等の子法人等 ージャー ーをいう。 以下「令」という。)第三条の (協同組織に
- 六十三 額と取得価額との差額をいう。 購入債権のディスカウント部分 第三者から購入債権を購入した場合の当該債権の名目価
- 六十五 六十四 されるように仕組まれたものをいう。 権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用 に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける 信用補完機能を持つ I/O ストリップス 裏付資産 証券化エクスポージャーに係る元利金の支払の原資となる資産を総称していう。 資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体
- 六十六 資産譲渡型証券化取引 証券化取引であって、 原資産の全部又は一部が証券化目的導管体

に譲渡されており、 当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシ

ュ・フローであるものをいう。

六十七 オリジネ 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

直接又は間接に証券化取引の原資産の組成にかかわっている場合

口 第三者からエクスポージャー -を取得する ABCP の導管体又はこれに類するプログラムのスポ

ンサーである場合

六十八 ける前に、 できる権利をいう。 クリーンアップ・コ 証券化目的導管体が残存する証券化エクスポージャーの買戻し又は償還を行うことが ール 証券化エクスポージャーの投資家がその全額について支払を受

六十九 次に掲げる性質を満たすものをいう。 証券化目的導管体 証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、

定款又は契約において、 当該導管体の活動が当該目的の遂行のために必要なものに限定され

ること

口 オリジネー -ター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。

七十 る他の契約当事者に信用補完を行うことをいう。 でないにもかかわらず、 契約外の信用補完等 当該取引に係る信用リスクを引き受けることにより証券化取引に関与す 証券化取引において、 信用協同組合等が当該取引に係る契約上の義務

七十一 担しているものをいう。 質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負 参照債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする 合成型証券化取引 証券化取引であって、 原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を

七十二 に対応するための信用供与(融資枠契約及び債権買取契約を含む。)であって、 により裏付資産に係るキャッシュ ミングと証券化エクスポージャー 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイ -の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由 ・フローが証券化エクスポ ージャ -の元利払いに不足する事態 かつ、次に掲げる

性質をすべて満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

口

れていること。

信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定さ

- ハ 需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、 かつ、実際の資金
- = るために、裏付資産の信用力の審査を行っていること デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止す
- ホ 以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。 流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合 信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格
- 供与が停止されること。 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、 それ以降の信用
- 棄の対象とならないこと。 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、 かつ、 債務の繰延べ又は放
- 七十三 ち 次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のう
- 用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。)に 限り利用可能であること。 を迎えるABCP の借換えを行うことができない場合であって、その原因が証券化目的導管体の信 市場が機能不全となっている場合(異なる取引に関係する複数の証券化目的導管体が、 満期
- 七十四 口 担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポ ために信用協同組合等から支払われる資金は、 市場が機能不全となっている場合における証券化エクスポ 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 当該証券化エクスポージャーの裏付資産により 投資家に対する支払を滞りなく行うことを ージャ ージャーの投資家に対する支払の -と同順位以上であること。

債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。 び第七十七号において同じ。)が行う信用供与であって、次に掲げる性質を有するものをいう。 目的として、 を受ける権利を有するものであること。 実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済 約定された額の範囲内でサービサー(委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原 以下この号及

口 ーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

七十五 コントロ -ル型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在す

ること。

口 わたって、 て利息、 すべての取引期間(早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。)に 元本、 毎月の一定時点における信用協同組合等及び投資家の未収債権の残高の割合に応じ 費用、 損失額及び回収額が配分されること。

に設定されること の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものとして認識されるのに十分な程度の長期 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額

= 還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。 ハに定める期間内のいずれの時点においても、 未償還残高は、 当該期間において均等額の償

七十六 除いたものをいう。 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を

対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。 資家への元利払いの額、 エクセス・スプレッド サービサーへの支払手数料、 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、 貸倒償却その他証券化エクスポージャーに

第二章 連結自己資本比率

(算式)

第二条 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十

第二号に定める基準 る比率について、四パーセント以上とする 四年法律第百八十三号。 (次条において「連結自己資本比率」という。) は、 以下「法」という。)第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二 次の算式について得られ

# 自己資本の額(基本的項目+補完的項目-控除項目)

信用リ 47 スク トで除して得た額 アセッ トの額の合計額+オペア -ショナル・リスク相当額の合計額を

#### (連結の範囲)

第三条 号まで若しくは第八号に掲げる会社を子会社としている場合のおける当該子会社 協同組合等が法第四条の二第一項第一号若しくは第三号又は法第四条の四第一項第一号から第六 財務諸表については、 令第二十八号。 おいて「金融子会社」という。)については、 ものとする 連結自己資本比率は、 以下「連結財務諸表規則」という。)に準じて作成することとする。 連結財務諸表の用語、 連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、 様式及び作成方法に関する規則 連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しない (昭和五十一年大蔵省 (第六条第一項に ただし、 信用

2 「保険子法人等」という。)については、 「保険会社」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等(第六条第一項において 前項の規定にかかわらず、 信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第四号に掲げる会社 連結の範囲に含めないものとする。 以下

#### (基本的項目)

第四条 該連結子法人等が資本勘定に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当 券評価差益 成十年法律第三十四号)第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。 累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金(土地の再評価に関する法律(平 の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。 項第三号及び第五号に掲げるものを除く。) 並びに連結子法人等の少数株主持分に相当する額 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会員勘定及び子会社の資本勘定(非 (連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券 以下この章において同じ。)並びに次条第 以下同じ。)、その他有価証

いう。 は会員勘定のうち当期純利益は、 する額を除く。)の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。 第十三条において同じ。)を控除した額とする。 外部流出予定額(配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額を ただし、 組合員勘定又

- 一営業権に相当する額
- 二 連結調整勘定に相当する額 (正の値である場合に限る。)
- 三 差額を含む。 に相当する額 企業結合により計上される無形固定資産(前二号に該当するものを除く。第八条において同じ。) 以下同じ。) (当該企業結合に伴い再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価
- 四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
- 五 及び次章において同じ。)の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五 ・ル向けエクスポージャー 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、 の期待損失額 (第百二十四条に定める期待損失額をいう。 事業法人等向けエクスポージャー及びリテ 以下この章
- 2 この章において同じ。)。 前項中「その他有価証券」とは、 連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するものをいう 以下

十パーセントに相当する貊

(補完的項目)

第五条 げる期限付劣後債務及び期限付優先出資 定める額の○・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲 度として算入することができるものとし、 付手法を採用する信用協同組合等にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額及びオペレーショナ 存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価する 目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。 ル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額) る額とする。 第二条の算式において補完的項目の額は、 ただし、 第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、 (残存期間が五年以内になったものにあっては、 第二号ロに掲げる額については、第百二十六条第一号に 以下この章において同じ。)を超えない額に相当す 次の各号に掲げるものの合計額のうち、 第二条の算式の分母(内部格 の〇・六二五パーセントを限 毎年、 基本的項

ものとする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができる

ものとする

- 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額
- 二 次に掲げるものの合計額
- より標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された 般貸倒引当金に限る。第十四条において同じ。) 一般貸倒引当金 (内部格付手法を採用する信用協同組合等においては第百二十五条の規定に
- 口 クスポー る当該上回る額 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエ -ジャー及びリテール向けエクスポージャ--の期待損失額の合計額を上回る場合におけ
- 三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの
- イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること
- ハ業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。
- 兀 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。)
- 五 期限付優先出資
- 2 号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還(以下この条において「償還等」という。)の特約が げるものに該当するものとする 次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第三号から第五号までに掲 付されている場合には、当該償還等が債務者である信用協同組合等の任意によるものであり、かつ、 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、 同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四
- きると見込まれるとき。 当該償還等を行った後において当該信用協同組合等が十分な自己資本比率を維持することがで
- 一当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 者である信用協同組合等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、 乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、 の金利又は配当率 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、 (以下この項及び第十四条において「ステップ・アップ金利等」という。) あらかじめ定めた期間が経過した後に一定 最初に償還等が可能と を上

(控除項目

なる日をその償還期日とみなす。

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、 次に掲げる額の合計額とする。

達手段 る信用協同組合連合会の資本調達手段を除く。 有することとなった当該信用協同組合の資本調達手段を除く。)並びに信用協同組合が保有してい 等の資本調達手段(救済金融機関が信用協同組合である場合において、 る合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社 に保有させていると認められる場合を含む。)における、当該保有している他の金融機関の資本調 達手段を保有していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者 している他の金融機関の資本調達手段」という。)の額 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調 (預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定す 以下この条及び第十五条において「意図的に保有 信用協同組合連合会が保

するものを除く。) 信用協同組合等又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段 の額を合算した額 (前号に該当

ため、 連結の範囲に含まれないもの (保険会社等を除く。) であって、 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当する

口

社等を除く。) を子法人等としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則第 属業務を専ら営むものを除く。 うち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第四条の四第一項第六号に定める会社のうち従 号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社 当該信用協同組合等が法第四条の二第一項第一号若しくは第三号又は法第四条の四第一 以下この号において (法第四条の二第一項第一号に掲げる会社の 「金融業務を営む会社」 という。) 項第

#### 除くこ

- ハ 保険子法人等
- = 連法人等」という。) 連法人等をいう。)としている場合における当該関連法人等(次条において「金融業務を営む関 当該信用協同組合等が金融業務を営む会社を関連法人等 (令第三条の二第三項に規定する関
- 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第百五十三条第二項第二号の規定により控除される
- 兀 該上回る額の五十パーセントに相当する額 ール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテ
- 五. 期待損失額 第百四十一条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの
- 2 六 号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄 用協同組合等の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各 とって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している信 に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関に 第二百二十三条(第百一条及び第百十条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる額

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 前条第一項第三号に掲げるもの及び	前条第一項第三号に掲げるもの及び 前条第一項第一号から第三号までに掲げるもののう
これに準ずるもの	ち、補完的項目に算入されないものの額
二 前条第一項第四号及び第五号に掲げ   次に掲げるものの合計額	次に掲げるものの合計額
るもの並びにこれらに準ずるもの	イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものの
	うち、補完的項目に算入されないものの額
	ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げる
	ものの額を上回る場合における当該上回る額

当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

3

た場合における当該上回る額は、 当該信用協同組合が保有している当該信用協同組合連合会の資本調達手段の額が、 協同組合からの事業の譲受けにより保有することとなった場合を除く。)において、当該保有により、 合の自己資本の額(第二条の算式における自己資本の額をいう。)の百分の二十を上回ることとなっ のに限る。)の資本調達手段を保有することとなった場合(他の信用協同組合との合併又は他の信用 第一項第一号の規定にかかわらず、 控除項目の額に含めるものと 当該信用協同組

#### (比例連結)

る。) 結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。)を適用しないものとし、 等に対する投資については、 含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人 帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。 社の資産、 各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、 は連結子法人等とみなす。 にかかわらず、 金融業務を営む関連法人等 負債、 収益及び費用のうち当該会社に投資している信用協同組合等及び連結子法人等に 第二条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法 連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、 (保険会社等を除く。 前条第一項の規定 以下この条において同じ。)により連結の範囲に 以下この条において同じ。)について、 (同項第二号ニに係る部分に限 当該関連法人等 持分法

- ために投資及び事業に関する契約を締結していること。 おいて同じ。)(以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行う る事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等 (会社、 以下この章から第四章までに 組合その他これに準ず
- の数が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権に締める割合をいう。以下同じ。) 該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合 に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、 (法人等の保有する他の法人等の議決権 当該共同支配会社の当
- 共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二

十以上であること。

兀 決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。 当該信用協同組合等が当該信用協同組合等の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議

2 本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場 合を除き、 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資 これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第百二十六条に定めるものをいう。 同組合等にあっては第十九条に定めるものを、 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等にあっては 標準的手法を採用する信用協

3 2 証券、 号に定めるものについては、 引当金(内部格付手法を採用する信用協同組合等にあっては、 る清算機関その他これに類する者をいう。 条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 ものに限る。)に相当する額、債務保証見返勘定、派生商品取引に係る資産、その他有価証券につ いて連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、 信用協同組合等は、 信用協同組合等は、 コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び第六 営業権、 清算機関等 信用リスク・アセットの額を算出することを要しない 連結調整勘定、 (信託業法 (平成十六年法律第百五十四号) 第三十一条に規定す 以下同じ。)に対するエクスポージャーのうち、 企業結合により計上される無形固定資産、 その他資産に対して計上されている 次の各

ポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、 で保全されているもの 清算機関等との間で成立している派生商品取引、 信用取引その他これに類する海外の取引 日々の値洗いにより担保 レ

清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポ

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第九条 第二条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、 第七章に定めるところ

により算出するものとする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限

額に二十五・○を乗じて得た額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。 本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 次の各号に定める期間において、 旧所要自己資 当該上回る

- 一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント
- 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント
- 2 用する。 的計測手法を採用する信用協同組合等」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読 進的計測手法の使用を開始する場合を除き、 み替えるものとする 前項の規定は、 この場合において、前項中「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは 内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する日に先 先進的計測手法を採用する信用協同組合等について準
- 3 開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法を採用する 的計測手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する場合であって、当該使用を する信用協同組合等は、 使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、 信用協同組合等は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等が先進的計測手法の使用を開始する場合であって、 当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする 当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、 当該内部格付手法を採用
- 4 算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、 ところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法(第二項において第一項を準用する場合 額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除 にあっては先進的計測手法) 第一項 (第二項において準用する場合を含む。) の の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計 第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定める 「旧所要自己資本の額」とは、 第二条に定める
- 5 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の 「新所要自己資本の額」とは、 第二条に定める

ところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。 算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、 第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定める

第三章 単体自己資本比率

(算式)

第十一条 条の二第一号に定める基準(次条において「単体自己資本比率」という。)は、 られる比率について、 信用協同組合等の自己資本比率基準のうち法第六条第一項において準用する銀行法第十四 四パーセント以上とする。 次の算式により得

# 自己資本の額(基本的項目+補完的項目-控除項目)

信用リ スク ・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額

(算出の方法等)

をノパーセント

に除して得た額

第十二条 大蔵省令第五十九号。 において、 単体自己資本比率は、 財務諸表については、 以下「財務諸表等規則」に準じて作成することとする。 信用協同組合等の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合 財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年

(基本的項目

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、 流出予定額を控除した額とする。 号に掲げる額を控除したものとする。 以下この章において同じ。)並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)から次の各 する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。 出資を含み、 再評価差額金、 その他有価証券評価差益(財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定 ただし、組合員勘定又は会員勘定のうち当期純利益は、 組合員勘定又は会員勘定(非累積的永久優先

- 一営業権に相当する額
- に相当する額 企業結合により計上される無形固定資産(前号に該当するものを除く。第十六条において同じ。)
- 三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

兀 上回る額の五十パーセントに相当する額 ル向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、 事業法人等向けエクスポージャー及びリテ

2 この章において同じ。)。 前項中「その他有価証券」とは、 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものをいう

(補完的項目

第十四条 残存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価す 号に定める額の○・三パーセントを限度として算入することができるものとし、 を限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、 当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十一条の算式の分母(内 的項目の額 るものとする るものとする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができ 部格付手法を採用する信用協同組合等にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額及びオペレーシ に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資(残存期間が五年以内になったものにあっては、 ョナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額) 第十一条の算式において補完的項目の額は、 (前条に定める基本的項目の額をいう。 以下この章において同じ。)を超えない額に相 次の各号に掲げるものの合計額のうち、 の〇・六二五パーセント 第四号及び第五号 第百二十六条第一

- 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額
- 一 次に掲げるものの合計額
- イ 一般貸倒引当金
- 口 クスポージャー及びリテール向けエクスポージャ る当該上回る額 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、 ーの期待損失額の合計額を上回る場合におけ 適格引当金の合計額が事業法人等向けエ
- 二 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの
- イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

- ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
- ハ 業務を継続しながら当該信用協同組合等内の損失の補てんに充当されるものであること。
- 二 利払いの義務の延期が認められるものであること。
- 兀 期限付劣後債務 (契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。)
- 五 期限付優先出資
- 2 付されている場合には、当該償還等が債務者である信用協同組合等の任意によるものであり、 げるものに該当するものとする 次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第三号から第五号までに掲 号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還(以下この条において「償還等」という。)の特約が 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、 同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四 かつ、
- きると見込まれるとき。 当該償還等を行った後において当該信用協同組合等が十分な自己資本比率を維持することがで
- 二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。
- 3 償還期日とみなす。 協同組合等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその を付す場合において、 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、 当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、 ステップ・アップ金利等を上乗せする特約 債務者である信用

(控除項目)

第十五条 第十一条の算式において控除項目の額は、 次に掲げる額の合計額とする。

- 一意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額
- こととなる額 第五十四条第二項第二号、 第九十九条及び第百五十三条第二項第二号の規定により控除される
- 三 内部格付手法を採用する信用協同組合等において、 向けエクスポ ージャ -の期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当 事業法人等向けエクスポージャ

該上回る額の五十パーセントに相当する額

兀 第百四十一条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの

#### 期待損失額

2 Ŧī. 当該各号の上欄に掲げるものの額とする。 号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。 用協同組合等の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、 とって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、 に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関に 第二百二十三条 (第百一条及び第百十条第一項において準用する場合を含む。) に掲げる額 この場合において、 当該資本調達手段を保有している信 同表の各号の下欄 当該各

ものの額を上回る場合における当該上回る額ロが前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるうち、補完的項目に算入されないものの額	
イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものの	るもの並びにこれらに準ずるもの
次に掲げるものの合計額	二 前条第一項第四号及び第五号に掲げ   次に掲げるものの合計額
ち、補完的項目に算入されないものの額	これに準ずるもの
前条第一項第三号に掲げるもの及び 前条第一項第一号から第三号までに掲げるもののう	一 前条第一項第三号に掲げるもの及び
自己資本比率の算出の際の額	他の金融機関の資本調達手段

3 合の自己資本の額(第十一条の算式における自己資本の額をいう。)の百分の二十を上回ることとな 当該信用協同組合が保有している当該信用協同組合連合会の資本調達手段の額が、 協同組合からの事業の譲受けにより保有することとなった場合を除く。) において、当該保有により、 のに限る。)の資本調達手段を保有することとなった場合(他の信用協同組合との合併又は他の信用 った場合における当該上回る額は、第一項の規定にかかわらず、控除項目の額に含めるものとする。 (信用リスク・アセットの額の合計額) 信用協同組合が信用協同組合連合会(いずれかの信用協同組合の資本調達手段を保有しているも 当該信用協同組

第十六条 用協同組合等にあっては第十九条に定めるものを、 ては第百二十六条に定めるものをいう。 第十一条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等にあっ 標準的手法を採用する信

付手法を採用する信用協同組合等にあっては、 信用協同組合等は、 営業権、 企業結合により計上される無形固定資産、 その他資産に対して計上されているものに限る。) 個別貸倒引当金 (内部格

計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、 除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び前条第一項に定める控 に相当する額、 債務保証見返勘定、 派生商品取引に係る資産、 その他有価証券について貸借対照表 有価証券、 コモディティ

- 3 ては、 信用協同組合等は、 信用リスク・アセットの額を算出することを要しない 清算機関等に対するエクスポージャーのうち、 次の各号に定めるものについ
- で保全されているもの ポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、 清算機関等との間で成立している派生商品取引、 信用取引その他これに類する海外の取引 日々の値洗いにより担保 レ
- 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャ

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額

第十七条 ころにより算出するものとする 第十一条の算式においてオペレーショナル ・リスク相当額の合計額は、 第七章に定めると

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限

第十八条 資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回 る額に二十五・○を乗じて得た額を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 次の各号に定める期間において、旧所要自己

- 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント
- 内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント
- 2 用する。 的計測手法を採用する信用協同組合等」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読 進的計測手法の使用を開始する場合を除き、 み替えるものとする。 前項の規定は、 この場合において、 内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する日に先 前項中 「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは 先進的計測手法を採用する信用協同組合等について準 「先進
- 3 内部格付手法を採用する信用協同組合等が先進的計測手法の使用を開始する場合であって、 当該

開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法を採用する 的計測手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する場合であって、当該使用を する信用協同組合等は、 使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、 信用協同組合等は、 当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする 当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、 当該内部格付手法を採用

4 定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法 額を控除した額をいう。 る場合にあっては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額 る算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、 の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した 第一項(第二項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、 第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の (第二項において第一項を準用す 第十一条に定め

5 いう。 定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額を る算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、 第一項 (第二項において準用する場合を含む。) の 第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の 「新所要自己資本の額」とは、 第十一条に定め

第四章 信用リスクの標準的手法

第一節 総則

(標準的手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・ アセットの額の合計額

第十九条 百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額を める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二 に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定 にはこれに従う。 いう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合 標準的手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセットの額の合計額とは、 第二節

### (非依頼格付の使用禁止)

を使用してはならない。ただし、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 中央政府に付与されたものである場合には、この限りでない リスク・ウェイトの判定に当たり、

(格付等の使用基準の設定)

第二十一条 め アの使用の基準を設けるものとする。 適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコ 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 リスク・ウェ イトの判定に当たり、 あらかじ

- 2 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 アセットの額を意図的に小さくすることを目的としてはならない。 前項に規定する基準を設けるに当たっては、 信用リス
- 3 基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものにしなければならない。 出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸 第一項に規定する
- 4 う。 用いることが可能な格付又はカントリ じ。)、短期格付又はカントリ できる格付又はカントリー・リスク・ 協同組合等が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法を採用する信用協同組合等が 以下この章及び第六章第二節第一款において格付、 以下同じ。)、 債務者信用力格付 ー・リスク・スコアとあるのは、 (債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。 スコアがない場合には、 ー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることが 個別格付 それぞれ標準的手法を採用する信用 無格付とする。 (特定の債務に付与された格付をい 以下同

(個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱い)

第二十二条 掲げる格付が付与されているものとみなすことができる 付与されていない場合であって、 標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーに対して個別格付が 次の各号に掲げるときは、 当該エクスポージャーは、 当該各号に

ク・ウェイトが、 る場合であって、 当該エクスポージャーの債務者が負っている他の債務が無担保かつ個別格付が付与されてい 当該エクスポージャーを無格付とした際のリスク・ウェイトよりも小さく、 当該個別格付 (短期格付を除く。 以下この条において同じ。) に対応するリス か

当該エクスポージャーが当該無担保の債務に劣後しないとき。 当該個別格付

当該エクスポージャ が当該債務者の他の債務に劣後しないとき。 ーの債務者に債務者信用力格付がある場合であって、 当該債務者信用力格付 当該エクスポージャ

2 用力格付又は個別格付が付与されているものとみなす。 有するエクスポ 合のリスク・ウェイトよりも大きいリスク・ウェイトに対応するものであるときは、 前項に規定する場合において、 ージャーに劣後しない債務の個別格付が、当該エクスポージャーを無格付とした場 債務者信用力格付又は標準的手法を採用する信用協同組合等の保 当該債務者信

(現地通貨建て格付及び非現地通貨建て格付

第二十三条 三十一条第二項の規定において零パーセントのリスク・ウェイトを適用することが認められている 用力格付が当該標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーと同一通貨建 ものに限る。)との協調融資に係るものである場合は、 ならない。ただし、信用協同組合等の保有する現地通貨建てのエクスポージャーが国際開発銀行 (第 てのエクスポージャーに係るものでない場合には、 前条の規定において、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 当該個別格付又は債務者信用力格付を用いては この限りでない。 個別格付又は債務者信

(複数の格付がある場合のリスク・ウェイト

第二十四条 当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。 ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いなければならない。 以上ある場合であって、 いリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するものであるときは、 格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアが二 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ その保有するエクスポージャーについて、 ただし、最も小さ

(信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い)

第二十五条 より、 評価の対象が標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポ 当該格付を用いるとリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある場合には、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 次の各号に掲げる場合その他の格付における ージャ -と異なることに 当該

格付を用いてはならない。

信用協同組合等のエクスポージャーが元本及び利息に及ぶとき 格付における評価の対象が元本又は利息のみである場合であって、 当該標準的手法を採用する

信用リスクを削減する措置がこれと異なるとき又はそうした措置が取られていないとき。 当該標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーに対して取られている 減手法として適格でないものを含む。以下この条において同じ。)を反映している場合であって、 個別格付が担保又は保証その他の信用リスクを削減する措置 (第六節に規定する信用リスク削

第二節 リスク・ウェイト

(現金

第二十六条 現金 (外国通貨及び金を含む。)のリスク・ウェイトは、 零パーセントとする。

(中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー)

第二十七条 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、 格付又はカントリ

・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるもの

とする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

## 適格格付機関の付与する格付の場合

リスク・ウェイト	信用リスク区分
零	1 1
二十	1       
五十	1       
百	1       
百	1 - 5
百五十	1   6

## 二 カントリー・リスク・スコアの場合

リスク・ウェイト	リスク・スコア) 信用リスク区分
零	0
零	1
一十	2
五十	3
百	4
百	5
百	6
百五十	7

2 前項の規定にかかわらず、日本国政府及び日本銀行向けの円建てのエクスポ ージャ -のうち円建

てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第二十八条 国際決済銀行、 国際通貨基金、 欧州中央銀行及び欧州共同体向けのエクスポ ージャ 0

リスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(我が国の地方公共団体向けエクスポージャー)

イトは、 もって返済されることとなっているものを除く。)のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェ 零パーセントとする 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャ (特定の事業からの収入のみを

2 号の表の左欄に定めるものとする。 れた格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第二十七条第一項各 をもって返済されることとなっているものを除く。) 前項の場合を除き、 我が国の地方公共団体向けのエクスポージャー のリスク・ウェイトは、 (特定の事業からの収入のみ 日本国政府に付与さ

(外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー)

第三十条 欄に定めるものとする する。)向けエクスポージャー はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十四条第一項各号の表の左 ものを除く。) 外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門 のリスク・ウェイトは、当該公共部門の所在する国の中央政府に付与された格付又 (特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっている (当該国による公共部門の定義によるものと

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 区分に応じ、 国際開発銀行向けエクスポージャ 次の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、五十パーセントとす ーのリスク・ウェイトは、 格付に対応する信用リスク

る。

(パーセント)	信用リスク区分
11+	2   1
五十	2-2
百	2—3
百	2   4
百五十	2—5

銀行、 行 前項の規定にかかわらず、 欧州復興開発銀行、 イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャ 米州開発銀行、 国際復興開発銀行、 欧州投資銀行、 国際金融公社、 欧州投資基金、 アジア開発銀行、 北欧投資銀行、 -のリスク・ウェイトは、 アフリカ開発銀 カリブ開発

2

パ

ーセントとする

(我が国の政府関係機関向けエクスポージャー)

第三十二条 以下同じ。)向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイト 金又は貯金の受入れを行う法人を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 十パーセントとする 我が国の政府関係機関 (特別の法律に基づき設立された法人 (株式会社及び業として預

- 一 政府が過半を出資している法人
- 含む。)を受けなければならない法人 いて、国会の議決(承認を含む。)を得、 政府が出資している法人で、 かつ、法律の定めるところにより、 又は主務大臣(内閣総理大臣を含む。)の認可(承認を 当該法人の予算及び決算につ
- 2 国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、 十四条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。 前項の場合を除き、 我が国の政府関係機関向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、 日本

(地方三公社向けエクスポージャー)

第三十三条 ち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、二十パーセントとする 土地開発公社、 地方住宅供給公社及び地方道路公社向けの円建てエクスポージャー か う

2 信用リスク区分に応じ、次条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。 のリスク・ウェイトは、 前項の場合を除き、 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャー 日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する

(金融機関向けエクスポージャー)

第三十四条 株会社、 無格付の場合には、 アに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。 当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコ 銀行持株会社に準ずる外国の会社及び日本郵政公社向けエクスポージャーのリスク・ウェ 金融機関 百パーセントとする。 (第一条第七号ロに掲げる者を除く。 次項において同じ。)、外国銀行、

# 適格格付機関の付与する格付の場合

(パーセント)	信用リスク区分
<u>-</u> +	3
五十	3-2
百	უ—უ
百五十	3   4

一 カントリー・リスク・スコアの場合

リスク・ウェイト	信用リスク区分
+11	0
+1.1	1
五十	2
百	3
百	4
百	5
百	6
百五十	7

2 の期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。 ージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期まで 前項の規定にかかわらず、金融機関、銀行持株会社及び日本郵政公社に対する円建てのエクスポ

3 は、そのリスク・ウェイトは百パーセントとする。 前二項の規定にかかわらず、 第一項のエクスポージャー -が当該主体の資本調達手段である場合に

(証券会社向けエクスポージャー)

第三十五条 従うものとする。証券持株会社についても、同様とする。 督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(「証券会社の自己資本規制に関する 内閣府令(平成十三年内閣府令第二十三号)」を含む。)の適用を受ける場合に限り、 証券会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監 前条の規定に

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 までに規定するものを除く。以下同じ。)に格付がある場合のリスク・ウェイトは、 これらに相当するものを含む。)に対するエクスポージャーをいう。ただし、第二十七条から前条 法人等向けエクスポージャー(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国における 当該格付に対

リスク・ウェイト	信用リスク区分
<u>-</u>	4   1
五十	4 - 2
百	4-3
百	4   4
百五十	4—5

応する信用リスク区分に応じ、

次の表の左欄に定めるものとする。

2 ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリ スク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。 法人等向けエクスポージャー -が無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

### (短期格付による例外)

第三十七条 分に応じ、 定にかかわらず、 次の表の左欄に定めるものとする。 前条の法人等向けエクスポージャーに対して短期格付が付与されている場合、 当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、 当該格付に対応する信用リスク区 同条の規

リスク・ウェイト	信用リスク区分
<u>-</u>	5  - 1
五十	5-2
百	5—3
百五十	5—4

2 ジャ を下回らないものとする 前項の規定により五十パーセント又は百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポ -を有する場合、 ーの債務者に対して標準的手法を採用する信用協同組合等が短期かつ無格付のエクスポージ 当該短期かつ無格付のエクスポージャーのリスク・ウェイトは、 百パーセント

3 百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用しなければならない。 - トが適用されるエクスポージャーの債務者について、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 第一項の規定により百五十パ 他の無格付のエクスポージャーについても -セントの リス ウ

(法人等向けエクスポージャーの特例)

いることができる ことを条件として、すべての法人等向けエクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用 前二条の規定にかかわらず、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 継続的に用いる

2 りその利用を中止する場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 あらかじめその旨を金融庁長官に届け出なければならない。 前項の規定を利用する場合又はやむを得ない理由によ

(中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例

第三十九条 七十五パーセントとすることができる。 けエクスポージャーであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 中小企業等向けエクスポ ージャ ー又は個人向

-の 額 の債務者 (第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。 次号において同じ。) 中 小企業等及び個人に限る。 以下この条において同じ。)に対するエクスポ ージャ

- 2 信用の供与に際し、当該複数の中 前項各号において、 ・(第四十二条に該当するものを除く。)の額を合計した額の○・二パーセントを超えないこと。 の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、 標準的手法を採用する信用協同組合等が複数の中小企業等又は個人に対する 小企業等又は個人の間に密接不可分な関係があると判断していた 前号の要件を満たすエクスポ ージ
- 3 第一項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

場合、

それらを一体として一の債務者とみなす。

- 属する事業を主たる事業として営むもの であって、 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人 製造業、 建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に
- あって、 資本の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人で 卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 であって、 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人 サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 兀 人であって、 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法 小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(抵当権付住宅ローン)

第四十条 当該住宅ローンに係るエクスポージャー てを満たし、 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、 かつ、 その資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、 (以下「抵当権付住宅ローン」という。) 住宅ローンが次の各号に掲げる要件のすべ のリスク・ウェ

抵当権が次のイ及びロの条件を満たしていること。

イトは、三十五パーセントとする

- 1 抵当権が設定されている住宅が、 又は賃貸に供する目的のものであること。 債務者による自己居住目的 (別荘その他これに類するもの
- 抵当権が第一順位であること。ただし、住宅金融公庫その他の公的機関が第一順位の抵当権

口

を設定している場合であって、担保余力があり、 かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順

- 位であるときは、 この限りでない。
- $\vec{-}$ 当該エクスポージャーが抵当権により完全に保全されていること。
- 三 当該エクスポージャーが次のイからハまでに該当しないこと。
- 1 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポ
- 口 資金使途が社宅等の建設、 取得又は増改築であるエクスポ ージャ
- ハ 抵当権を設定した住宅の賃貸が現に行われておらず、 かつ、返済が専ら当該住宅からの賃料

その他の収入に依存しているエクスポージャ

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第四十一条 り百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。  $\mathcal{O}$ 向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているも 目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、 (前条に規定するものを除く。) のリスク・ウェイトは、第三十六条又は第三十七条の規定によ 第三十六条、 第三十七条及び第三十九条の規定にかかわらず、 中小企業等向けエクスポージャー又は個人 不動産の取得又は運用を

(延滞エクスポージャー)

第四十二条 定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーについては、 係るエクスポージャーをいう。 ポ ージャー(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に ーのリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるものとする。 第二十七条から前条まで(第四十条を除く。)の規定にかかわらず、三月以上延滞エクス 以下同じ。)及び第二十七条から前条まで(第四十条を除く。)の規 当該エクスポ

百	二十パーセント以上五十パーセント未満
百五十	二十パーセント未満
リスク・ウェイト	合の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額の割対する個別貸倒引当金等(個別貸倒引当金の額及び部分直接償対する個別貸倒引当金等(個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額に

五十パーセント以上
五十

2 権又は売掛債権により完全に保全されており、 条を除く。)の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーが、 の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満で ある場合は、 前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャー及び第二十七条から前条まで(第四十 当該エクスポージャ ーのリスク・ウェイトは、 かつ、 当該エクスポージャーの額及び部分直接償却 百パーセントとする

3 えて九十日超を用いることができる。 前二項において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、 延滞に係る基準として三月以上に代

(抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポージャー)

第四十三条 る場合には、 抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーが三月以上延滞エクスポージャーであ 第四十条の規定にかかわらず、 当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、

2 る個別貸倒引当金等の額の割合が二十パーセント以上であるときは、当該エクスポー 前項に規定する場合において、 当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対す ージャ ーのリス

ク・ウェイトは、五十パーセントとする

3 えて九十日超を用いることができる。 前二項において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、 延滞に係る基準として三月以上に代

(取立未済手形

第四十四条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、 取立未済手形のリスク・ウェイトは、

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

十パーセントとする

2 第四十五条 業信用基金協会により保証されたエクスポ 前項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、 ージャーのリスク・ウェイトは、 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁 十パーセントとする。

(株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー)

第四十六条 生機構法(平成十五年法律第二十七号)に規定する株式会社産業再生機構をいう。)により保証さ れたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、株式会社産業再生機構(株式会社産業再

2 前項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。

(出資等のエクスポージャー)

第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、令第三条第五項第三号に規定する出資そ

の他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(右記以外のエクスポージャー)

第四十八条 第二十六条から前条までの規定に該当しないエクスポージャーのリスク・ウェイトは、

百パーセントとする。

第三節 オフ・バランス取引

(オフ・バランス取引の与信相当額

第四十九条 う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額 (見 かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。)に次の表 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行

の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

	<u>=</u> +	零	(パーセント)
偶発債務 三 短期かつ流動性の高い貿易関連	トメントを除く。) トメント(第一号に規定するコミッニ 原契約期間が一年以下のコミッ	一 任意の時期に無条件で取消し可 任意の時期に無条件で取消し可 トメント (第五号、第八をにないて同じ。) 又 は相手方の信用状態が悪化した場	オフ・バランス取引の種類
た商業信用状の発行又は確認によ偶発債務とは、船荷により担保され短期かつ流動性の高い貿易関連		以下同じ。 以下同じ。 以下同じ。	備考

取引に該当するものを除く。)をいく外国為替関連取引又は金利関連債権又は証券等の購入を行う契約日において一定の条件により金銭先物資産購入とは、将来の一定期		
関展条件付の資産売却とは、金銭 債権、証券又は固定資産等の売却の うち、一定期間後又は一定の条件が うち、一定期間後又は一定の条件が うち、一定期間後又は一定の条件が うち、一定期間後又は一定の条件が のをいう。 でい戻すという特約の付されたも でをいう。 でい戻すという特約の付されたも でをいう。 でいう。 でい戻すという特約の付されたも でをいう。 でも、原債務者の債務不履行又は資産 を が損失の全部又は一部を負担す を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債務者の債務不履行又は資産 を 、原債の低下につき、売却を行った標 を 、原債を 、原債を 、原債を 、原債を 、原債を 、原債を 、原力の 、原力と 、原力の 、原力の 、原力の 、原力の 、原力の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の	八 買戻条件付又は求償権付の資産	
に   に	発債務	百
	ットメントを除く。) ットメント(第一号に規定するコミ六 原契約期間が一年超であるコミ	
NIF 又はRUF とは、一定期間一定 の枠内で証券を反復的に発行する において、発行された証券が予定さ において、発行された証券が予定さ において、発行された証券が予定さ は、標準的手法を採用する信用協 場合、標準的手法を採用する信用協 場合、標準的手法を採用する信用協 は、一定期間一定	用 NIF (Note Issuance Facilities) 又はRUF (Revolving Under-Writing Facilities)	
保証等をいう。 特定の取引に係る偶発債務とは、特定の取引に係る偶発債務とは、	号に該当するものを除く。) 野定の取引に係る偶発債務 (第三	五十
行及び確認したものに適用する。るものをいい、信用協同組合等が発		

+ 証券の買戻条件付売却若しくは売価証券による担保の提供又は有価 有価証券の貸付、現金若しくは有 は債券の購入をいう。
は債券の購入をいう。
は債券の購入とは、株式又は債券の発行時の購入とは、株式又は債券の発行時の購入とは、株式又は債券の発行時が、発行後の一定の時期又は債券の購入とは、株式又は部分払込債券 う契約をいう。以下同じ。
おいて一定の条件により預入を行おいて一定の条件により預入を行め、将来の一定期日に 以下同じ。

(注 1) な複数の掛目があるときは、 将来においてオフ・ バランス取引を実行する約束を行っている場合であ 当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。 Ó て、 適用可能

注2 する信用協同組合等が行ったものとみなし、 当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、 第七号又は第十号に従って取り扱うものとす 当該取引は当該標準的手法を採用

る

2 じて得た額とする。 当該取引の対象資産に係る与信相当額は、 る資産のリスク・ウェイトとする。 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、 この場合において、 当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、 当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗 取引され

(パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備考
百	上が継続される場合を除く。)売却(当該資産の貸借対照表への計一買戻条件付又は求償権付の資産	
	場合となっ。 象資産が貸借対照表に計上される 購入(当該取引時点において取引対 込株式の購入又は部分払込債券の 二 先物資産購入、先渡預金、部分払	

注 一号に規定する求償権付の資産売却について、 原債務者の債務不履行又は資産価値の低

下につき当該標準的手法を採用する信用協同組合等が損失の一部を負担することとなる場

た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。 合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウ る額を下回るときは、当該下回る額を四パーセントで除して得た額を換算額から控除して得 ェイトを乗じて得た額 (以下この注において「換算額」という。) の四パーセントに相当す

第四節派生商品取引及び長期決済期間取引

(与信相当額の算出)

第五十条 相当額の算出対象から除くことができる 方式を用いて算出する。 までに定めるところによりカレント・エクスポージャー 先渡、 スワップ、 ただし、 オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、 原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、 方式、 標準方式又は期待エクスポージャ 次条から第五十三条

2 という。 的手法を採用する信用協同組合等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用い 満たすものをいう。 ことが約定され、 ることができる あって、 前項の規定は、 約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超える 及びその対価の受渡し又は決済を行う取引 かつ、 長期決済期間取引(有価証券、 以下同じ。 次の各号に掲げるものに該当する場合において、 )の与信相当額の算出について準用する。 コモディティ又は外国通貨 (派生商品取引に該当するものを除く。)で この場合において、 当該各号に定める要件を 。 以 下 「有価証券等」

をいう。 は引渡しが行われていない営業日数(以下 同時決済取引 以下同じ。) (有価証券等と資金を同時に決済する取引 (レポ形式の取引に係るものを除く。) 約定上の決済期日前の取引及び約定上の決済期日の経過後において支払又 「経過営業日数」という。)が四日以内の取引

をいう。 いない 引に先立って行うもの 非同時決済取引(有価証券等と資金が同時決済でない取引(レポ形式の取引に係るものを除く。) 以下同じ。)のうち、 当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行って 取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を反対取

3

方式を用いる場合、 クスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。 レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エ

- 4 についてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブ
- として用いる場合 クレジット・デリバティブを当該標準的手法を採用する信用協同組合等の保有するエクスポ (7) -ケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。)に対する信用リスク削減手法
- して前条第一項第七号、 標準的手法を採用する信用協同組合等がクレジット・デリバティブのプロテクション提供者と 第百十条、第百百十二条又は第百十三条の規定を適用する場合

(カレント・エクスポージャー方式

第五十一条 は、 次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。 標準的手法を採用する信用協同組合等がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合

- 2 次の各号に掲げるいずれかの額
- ものとする 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。 ただし、 零を下回らない
- ことができる。ただし、零を下回らないものとする 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、 ネット再構築コストの額とする
- 3 次の各号に掲げるいずれかの額
- 得た額 掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて 得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただ 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表 元本を複数回交換する取引については、 以下 「グロスのアドオン」という。) 各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて

その他のコモディティ関連取引	貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	株式関連取引	金利関連取引	外国為替関連取引及び金関連取引	取引の区分
五年超 一年以内	一年超五年以内 一年以内	工年超五年以内 一年以内	五年超 一年超五年以内 一年以内	五年超 一年超五年以内 一年以内	残存期間の区分
士士····	八七七 〇〇〇	十八六· 〇〇〇	- 〇 〇 五 五 〇	七五一· 五〇〇	(パーセント)掛 目

- (注 1) いては、 当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約につ す残存期間が一年超の金利関連取引については、 下限とする 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、 残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満た アドオン掛目は○・五パーセントを かつ、
- 注3 (注2) バティブを除く。)は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引(クレジット・デリ 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信

相当額に加えることを要しない。

- 注 4 う。 国為替取引、 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、 通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る。)等をい 為替先渡取引 (FXA)
- (注 5) に限る。)等をいう。 金関連取引とは、 金に基づく先渡、 スワップ及びオプション(オプション権の取得
- 注6 引及び金利オプション 金利関連取引とは、 同一通貨間の金利スワップ、 (オプション権の取得に限る。) 等をいう。 金利先渡取引(FRA)、金利先物取
- 注 7 株式関連取引とは、 個別の株式や株価指数に基づく先渡、 スワップ及びオプション

(オプション権の取得に限る。) 等をいう。

注8 貴金属関連取引とは、 貴金属に基づく先渡、 スワップ及びオプション(オプション

権の取得に限る。)等をいう。

注9 その他のコモディティ関連取引とは、 エネルギー **取引**、 農産物取引及び卑金属その

他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション(オ

プション権の取得に限る。)等をいう。

## ロークレジット・デリバティブの掛目

クレジット・デフォルト・スワップトータル・リターン・スワップ又は	取引の種類
その他の債務者	原債務者の種類
+五・○○	(パーセント)

注1 標準的手法を採用する信用協同組合等がプロテクション提供者である場合の掛目と

用事由 たものをいう。) の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額 て受け取ることとされていた額を上限とすることができる。 この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づい を算出するものとする。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、 る場合においては、 る信用協同組合等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者であ プロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。 (プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定め プロテクション購入者が支払不能となった場合に、 ただし、 標準的手法を採用す 原債務者の信

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

1 第二十七条から第三十三条までの規定において、 リスク・ウェイトが規定されて

いる主体

2 体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3又 基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主 準ずる外国の会社、証券会社及び証券持株会社のうち第三十四条又は第三十五条の 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、銀行持株会社、

## は5-3以上である主体をいう。

注3 高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジッ ブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの た資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。 ョンは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生し ト・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、 の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティ ションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、 当該プロテクシ プロテク

ットのアドオン)とすることができる。 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額 ( ネ

#### (標準方式)

第五十二条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準方式を用いる場合は、ネッティング・セット だし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しな 取引については個別取引をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。 (法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の

れ担保は正の符号、 ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入 差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

V )

与信相当額 = 
$$l.4 \times max(CMV - CMC; \sum_{j} |\sum_{i} RPT_{ij} - \sum_{l} RPC_{ij}| \times CCF_{j})$$

CMV は、ネッティング・セットに含まれる取引(担保の受入れ及び差入れを除く。)の時価の合

計額

CMC は、ネッティング・セットに含まれる担保(受入れ担保については適格金融資産担保に限る。 以下この条において同じ。)の時価の合計額

・ポジション ヘッジ・セット(次項に定める区分をいう。以下同じ。) j における取引 i のリス

(次号に定める額をいう。以下同じ。)

RPC<sub>1j</sub>/は、 ヘッジ・セット j における担保1のリスク・ポジション

CCF; lt. ヘッジ・セット」に対する掛目

二 リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。ただし、 個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。 もリスク・ポジションを算出することができない場合、カレント・エクスポージャー方式により いずれの規定によって

イ 負債性商品(債券及び融資を含む。)以外のものを原資産とする場合、次の算式によりリスク・

リスク・ポジション
$$=p_{ref} imes rac{\partial v}{\partial p}$$

ポジションを算出する。

原資産の価格 (外国通貨建ての場合には円換算の額)

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場合

pは、原資産の価格(vと同じ表示通貨による。)

はその時個

口 又は次の金利更改日までの期間をいう。 プを除く。)、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合(クレジット・デフォルト・スワッ 以下同じ。)が一年以下の支払部分は、 ただし、 残存期間等(残存期間 金利リスクに

関してリスク・ポジションを算出することを要しない。

リスク・ポジション=
$$\frac{\partial v}{\partial r}$$

は、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値(約定の基礎となる計算 の場合はその価値(いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額) 上の総支払額(想定元本を含む。)を対象とする。)、非線形リスクを有する派生商品取引

rは、金利水準

する。 クレジット・デフォルト・スワップについては、 次の算式によりリスク・ポジションを算出

リスク・ポジション=想定元本額×残存期間

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

口 互いに支払を行う取引の場合は、 の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。 それぞれの支払。この場合において、ぞれぞれの支払が同

2

 $\sim$ 

ッジ・セットは、

次の各号に従って設けるものとする。

融機関、 は、 区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、 下同じ。)に類似した支払内容を持つものを除く。)、取引の相手方から受入れた担保金の金利リ 以下同じ。)を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジショ 関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4-3又は5-3以上である債券等をいう。 照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機 用リスク区分が1 スクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポ 個別リスクの低い負債性商品 (個別リスクの高い負債性商品 その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき 証券会社及び証券持株会社の発行した債券等のうち第三十四条又は第三十五条の基準に (当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。 2又は1 -3であるもの、 (政府債のうち適格格付機関により付与された格付に対応する信 (個別リスクの低い負債性商品に該当しない債券等をいう。 公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、 支払部分については取引の ) について 以

- ごとに一のヘッジ・セットを設ける。 商品の発行体、 るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、 個別リスクの低い負債性商品がない場合に限る。) 又はクレジット・デフォルト・スワップに係 取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション(当該取引相手方の債務に るリスク・ポジション(個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。)、 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係 担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体 負債性
- 三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、 トを設けなければならない。 ただし、 原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セッ ヘッジ・セットは、 同一又は類似の商品ごとに設け
- イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと
- ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと
- ハ 引上の時間帯の区分をいう。)を同一とする権利ごと 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯 (ピーク時間帯、 非ピーク時間帯その他の取
- = コモディティ (貴金属及び電力を除く。) 同一のコモディティごと又はインデックスごと
- 兀 外国為替に関するヘッジ・セットは、 同一の通貨ごとに設ける。
- 株式 (株式指数を含む。)、 金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引について

次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

3

リスク・

ポジションは、

- は、 支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリ
- スク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。
- ポジ 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ 金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。
- 三 支払同士を交換する取引(為替先渡取引を含む。)については、各支払部分のリスク・ポジシ

ョンを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

兀 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、 リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に

関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCF;は、次の各号に定めるものとする。

負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF;は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄

に掲げる掛目とする。

(パーセント)	原資産
五.	金
七	株式
八五	<b>貴金属(金を</b>
四	電力
+	く。) マ(貴金属及 マ(貴金属及

負債性商品を原資産とする場合、CCF」は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛

目とする。

<u>.</u>	0 • 11]	〇・六	(パーセント)
その他	ク・ポジションに限る。) ト・スワップに係るリス 品(クレジット・デフォル	個別リスクの高い負債性商品	原資産

三 外国為替に関する CCF」は、二・五パーセントとする。

四 前三号に該当しないものの場合、CCF; は十パーセントとする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 金融庁長官の承認を受けた場合に、期待エク

スポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポージャー方式を用いる場合、金融庁長官が

別に定める方法に従うものとする。

### 第五節 未決済取引

#### (未決済取引)

第五十四条 控除した額をいう。 時価を控除した額をいい、有価証券等の受け方の場合は当該取引の有価証券等の時価から約定額を 八款において同じ。)に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 上となった場合は、 イトを当該取引の再構築コスト(有価証券等の渡し方の場合は約定額から当該取引の有価証券等の 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 ただし、 次の表の上欄に掲げる経過営業日数に応じ、 いずれも零を下回らないものとする。 同時決済取引について経過営業日数が五日以 同表の下欄に定めるリスク・ウェ 以下この節及び第五章第三節第

経過営業日数	(パーセント) リスク・ウェイト
五日以上十五日以内	百
十六日以上三十日以内	六百二十五
三十一日以上四十五日以內	九百三十七・五
四十六日以上	千二百五十

- 2 は、 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないとき 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 次の各号に定めるところに従うものとする。 非同時決済取引について、 当該取引の相手方に対して
- 規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 の期間は、 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、 当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに 反対取引の約定決済日の四営業日後まで
- 上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)を自己資本から控除する 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額 (当該取引の再構築コストが零を
- 3 クスポー を用いることができる。 定するリスク 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 ージャー ・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイト -の合計額が重要でないと認められる場合には、 前項第一号の場合において、 第二十七条から第三十九条までに規 非同時決済取引に係るエ

4 項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数から除くことができる。 体的な障害に起因するものがある場合、 第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数のうち、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 外部の決済システムの全 その日数を第一

第六節 信用リスク削減手法

第一款 総則

(信用リスク削減手法の適用)

第五十五条 満たすクレジット・デリバティブを総称していう。 び第九十七条の条件を満たす保証並びに第九十三条及び第九十五条から第九十七条までの条件を 金融資産担保、 この節において、信用リスク削減手法とは、 第九十二条の条件を満たす貸出金と自組合貯金の相殺、 第六十四条又は第六十五条に規定する適格 第九十三条、 第九十四条及

- 2 ク削減手法を適用することができる 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 信用リスク・アセットの額の算出において、 信用リス
- 3 は、 しない場合の信用リスク・アセットの額を上回る場合には、 信用リスク削減手法を適用した場合の信用リスク・アセットの額が、 信用リスク削減手法を適用することを要しない。 標準的手法を採用する信用協同組合等 信用リスク削減手法を適用

(格付の使用)

第五十六条 果が既に反映されている場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、 に係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用してはならない。 適格格付機関がエクスポ ージャ ーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効 当該エクスポージ

2 可能性を評価した格付を用いてはならない。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 信用リスク削減手法の適用において、 元本のみの償還

(開示)

第五十七条 融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 信用リスク削減手法を適用するためには、

### (法的有効性の確保)

第五十八条 に関連するすべての法律に照らして有効なものでなければならない。 スク削減手法の契約に係る文書は、取引に関係するすべての当事者を拘束するとともに、当該取引 リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用する場合、 当該信用リ

2 ならない。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 前項に規定する法的有効性を継続的に検証しなければ

第二款 適格金融資産担保付取引に共通する事項

(定義)

第五十九条 う。 相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をい 適格金融資産担保付取引とは、 エクスポ ージャ -の信用リスクの全部又は一部が、 取引

(手法の選択)

第六十条 減手法を適用するために、簡便手法又は包括的手法のいずれかを用いなければならない。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 適格金融資産担保付取引について信用リスク削

(担保の管理)

第六十一条 て用いる場合には、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 次の各号の条件を満たさなければならない。 適格金融資産担保を信用リスク削減手法とし

- するために必要なすべての措置を講じていること。 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、
- に、 は取得する権利を有していること。 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、 取引相手又は適格金融資産担保の管理の受託者に対して、 担保権の実行を可能とする事由が発生した場合 適格金融資産担保を適時に処分又
- となるよう、 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、 適切な内部手続を設けていること。 適格金融資産担保の適時の処分又は取得が可能
- 兀 適格金融資産担保の管理が第三者に委託されている場合、当該標準的手法を採用する信用協同

組合等は、 受託者が当該適格金融資産担保と受託者自身の資産を分別管理していることを確認し

ていること。

(担保の相関)

第六十二条 が顕著な正の相関を有する場合、 適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスク 標準的手法を採用する信用協同組合等は、これを信用リスク削減

手法として用いてはならない。

(オフ・バランス取引の担保)

第六十三条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 うことができる。 産購入における購入資産が次条又は第六十五条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱 て担保提供の原因となっている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資 有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、 現金若しくは有価証券による担保の提供におい 第四十九条第一項第十号に規定する取引にお

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、 次の各号に掲げるものとする。

行している場合を含む。 現金及び自組合預金 (信用協同組合等がエクスポージャーについてクレジット・リンク債を発 以下同じ。)

二 金

三 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、 用される国際開発銀行の発行する債券 欧州中央銀行、 欧州共同体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適 国際通

兀 号に該当するものを除く 適格格付機関が格付を付与している債券であって、 次のいずれかに該当するもの。 ただし、 前

口 イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リ て、 中央政府、 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が 中央銀行、 我が国の地方公共団体及び我が国の政府関係機関が発行した債券であ 4以上であるもの

- 三十五条の規定に該当するものに限る。)の発行する債券に付与された格付については、第三十 七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が5 -3以上である短期の債券 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(金融機関又は証券会社
- 五. 適格格付機関が格付を付与していない債券であって、次に掲げるすべての条件を満たすもの
- 1 発行者が第三十四条又は第三十五条に掲げる主体であること。
- 口 حےے 取引所有価証券市場、 店頭売買有価証券市場又は外国有価証券市場において売買されている
- ハ劣後債権でないこと。
- = 区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。 発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付機関が、 4 -3又は5 -3の信用リスク
- ホ 標準的手法を採用する信用協同組合等が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4 3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。
- 、 当該債券に十分な流動性があること。
- 六 換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。) 表的な株価指数をいう。以下同じ。)を構成する株式を発行する会社の株式等(株式及び株式に転 指定国の代表的な株価指数(証券会社の自己資本規制に関する内閣府令別表第六の指定国の代
- 七 の条件を満たすもの 投資信託その他これに類する商品(以下「投資信託等」という。)であって、次に掲げるすべて
- 信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない 投資対象が簡便手法において担保適格となる資産に限定されていること。 ただし、当該投資
- 口 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

(包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十五条 るものとする 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、 前条に掲げるもの及び次の各号に掲げ

- 上場株式であって、 指定国の代表的な株価指数を構成しない株式を発行している会社の株式等
- 二 次に掲げるすべての条件を満たす投資信託等
- 1 託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。 投資対象が前条に掲げる資産及び前号の株式等に限定されていること。ただし、 当該投資信
- 口 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

第三款 包括的手法

第一目 総則

(所要自己資本の額の計算)

第六十六条 を勘案してエクスポージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。 という。) を、 手法を適用した後のエクスポージャーの額(以下「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額 を用いて次の算式により算出しなければならない。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 ボラティリティ調整率(エクスポージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスク 包括的手法を使用する場合、 信用リスク削減 以下同じ。)

E\*=E  $\times$  (1+He) - C  $\times$  (1-Hc-Hfx)

信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、零を下回らない値とする。)

Eは、エクスポージャーの額

He /は、 取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率 エクスポージャ - が第四十九条第一項第十号に規定する与信相当額である場合において、

こは、適格金融資産担保の額

Hc は、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率

Hfx /は、 エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調

整整

(複数の適格金融資産担保に対するボラティリティ調整率)

第六十七条 場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の算式により算出したボラティリティ調整 率を当該複数の適格金融資産担保の総額に対して適用することができる。 前条において、 エクスポージャーに対し複数の適格金融資産担保が差し入れられている

$$H = \sum_{i} a_{i} H_{i}$$

H/t, 複数の適格金融資産担保の総額に対して適用するボラティリティ調整率

各適格金融資産担保の額が複数の適格金融資産担保の総額に占める割合

H<sub>i</sub>は、各適格金融資産担保に対応するボラティリティ調整率

て差し入れている場合に準用する。この場合において、前項中「適格金融資産担保」とあるのは 前項の規定は、 標準的手法を採用する信用協同組合等が取引相手に対して複数の資産を担保とし

(ボラティリティ調整率の種類)

産」と読み替えるものとする。

第六十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ボラティリティ調整率について、第二目に定 ての取引についてこれを継続して用いなければならない ものとする。ただし、自組合推計ボラティリティ調整率を用いる場合には、金融庁長官による承認 める標準的ボラティリティ調整率又は第三目に定める自組合推計ボラティリティ調整率を用いる の取消しがなされない限り、重要性のないポートフォリオにおける取引を除き、推計が可能なすべ

第二目 標準的ボラティリティ調整率

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合にお るボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。 すると仮定する期間をいう。 同じ。)を行っており、 いて、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整(エクスポ -ジャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。 かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有 以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用い 以下

適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、

の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

4又は2―3の場合 信用リスク区分が1―	号の条件を満たす場合合又は第六十四条第五	4-2、4-3、5-	2、1―3、2―2、信用リスク区分が1―	条件を満たす場合	しくは5―1の場合又	1、2―1、4―1告信用リスク区分が1―	分等対応する信用リスク区対応する信用リスク区
すべての期間	五年超	一年超五年以下	一年以下	五年超	一年超五年以下	一年以下	残 存 期 間
十五	六	Ξ	1	四		〇 五	特定の発行体の場合がラティリー
_	士	六	11	八	四	1	ント)       (パーセント)         体の場合       特定の発行体以外の発         ボラティリティ調整率

注 特定の発行体とは、 中央政府等(中央政府、中央銀行、国際決済銀行、 国際通貨基金、

行をいう。 欧州中央銀行、 以下この節において同じ。)及び我が国の地方公共団体をいう。 欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀

ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合

その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
行する会社の株式等及び金指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発	十五パーセント
る株式を発行する会社の株式等を除く。) 上場株式 (指定国の代表的な株価指数を構成す	二十五パーセント
投資信託等	ティ調整率のうち最も高いもの 投資信託等の投資対象に適用されるボラティリ
現金及び自組合預金	零パーセント
を算出する場合に限る。以下同じ。)て第四十九条第一項第十号に定める与信相当額適格金融資産担保以外の資産(当該資産につい	二十五パーセント

2 標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法を採用する信用協同組合等が、 エクスポー

と担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率は、八パーセントとする。

# 第三目 自組合推計ボラティリティ調整率

(自組合推計ボラティリティ調整率の使用の承認)

におけるボラティリティ調整率として自組合推計ボラティリティ調整率を用いることができる。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 金融庁長官の承認を受けた場合に、 包括的手法

(承認申請書の提出)

ればならない。 法を採用する信用協同組合等は、 自組合推計ボラティリティ調整率の使用について前条の承認を受けようとする標準的手 次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなけ

- 一名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一理由書
- 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- $\equiv$ に適合していることを示す書類 ボラティリティ調整率について自組合推計を行う方法及び当該推計値の利用方法が承認の基準
- 四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(自組合推計の承認の基準)

第七十二条 信用協同組合等の推計が定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならな して自組合推計ボラティリティ調整率を用いることを承認するときは、 金融庁長官は、第七十条の規定に基づき、 包括的手法におけるボラティリティ調整率と 当該標準的手法を採用する

V:

- 2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。 ボラティリティ調整率の推計に用いられる資産のボラティリティ及び保有期間に係るデータが、
- リスク管理指針についての文書が作成され、その遵守態勢が確立していること。

- 三 次の事項が、定期的に内部監査により確認されていること。
- 1 第一号に規定するデータが、 信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されている
- ح
- 口 なものであること。 ボラティリティ調整率を推計する過程に関する重要な変更が行われた場合、 その変更が妥当
- ハ 協同組合等が行っている適格金融資産担保付取引の状況に関する適切なデータが把握されてい ボラティリティ調整率の推計を行うべき対象を確定するために、 標準的手法を採用する信用
- = こと ボラティリティ調整率の推計で用いるデー -タが適時に入手され、 一貫性及び信頼性を有する
- ホ ボラティリティ調整率の推計の前提が適切であること。
- 3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 協同組合等に担保として差し入れられた債券に基づくものでなくてはならない 標準的手法を採用する信用協同組合等が実際に保有する債券又は当該標準的手法を採用する信用 勘案した債券の区分ごとにボラティリティ調整率を推計していること。 付を付与している場合、 適格格付機関が債券に1− 債券に関する発行者の種別、 3, 2-3, 4 -3又は5-格付、 -3以上の信用リスク区分に対応する格 残存期間及び修正デュレーションを ただし、 推計値は、
- ボラティリティ調整率を、 を下回る格付を付与している債券、 適格格付機関が1 3 個別の資産について推計していること。 2 3 , 株式等、 4-3若しくは5-投資信託等又は適格金融資産担保以外の資産に係る -3以上の信用リスク区分に対応する格付
- 三 通貨建ての価格のボラティリティ調整率及び当該表示通貨とエクスポージャーの通貨の間の為替 適格金融資産担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合には、 トの間の相関を反映せず、 ボラティリティ調整率を個別に推計していること。 当該適格金融資産担保の表示
- 兀 ボラティリティ調整率の推計のための信頼区間が、 片側九十九パーセントであること。
- 保有期間の設定に当たって信用リスクの高い資産の流動性が考慮されていること。

五.

七 六 する場合は、 の平均が六月以上であること。 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が一年以上であること。 各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たもの

八 され、 を反映するための更新及び推計が行われなければならない。 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル 推計が行われていること。ただし、 市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動 ・データが、三月に一回以上の頻度で更新

(変更に係る届出)

第七十三条 官に届け出なければならない 採用する信用協同組合等は、 自組合推計ボラティリティ調整率の使用について第七十条の承認を受けた標準的手法を 次の各号のいずれかに該当する場合は、 遅滞なく、 その旨を金融庁長

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 一 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 2 V ) 同組合等のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならな する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法を採用する信用協 前項第三号に規定する場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、 当該事由を改善

(承認の取消し)

第七十四条 第七十条の承認を取り消すことができる て適用させることが不適当と判断したときは、当該標準的手法を採用する信用協同組合等について が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、 金融庁長官は、 前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法を採用する信用協同組合等 自組合推計ボラティリティ調整率を継続し

## 第四目 ボラティリティ調整率の調整

(ボラティリティ調整率の調整)

第七十五条 るボラティリティ調整率の調整を行わなければならない。 合等は、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によ 適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合、標準的手法を採用する信用協同組

掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいてに定める期間(以下「最低保有期 調整率の調整を省略することができる。 整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラティリティ 間」という。)に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調 取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付

- 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。
- イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日
- 口 外の取引をいう。以下同じ。)のうち担保額調整に服しているもの その他資本市場取引(適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海 十営業日
- ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日
- 「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」を行うための式は、 次に定めるものとす

る。

$$H_{\scriptscriptstyle M} = H_{\scriptscriptstyle N} \sqrt{rac{T_{\scriptscriptstyle M}}{T_{\scriptscriptstyle N}}}$$

Huは、当該取引に適用される最低保有期間の下で、 ている場合に適用されるボラティリティ調整率(以下同じ。) 毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っ

Twは、前号に定める最低保有期間(以下同じ。)

Lylt、調整対象となるボラティリティ調整率

T<sub>N</sub>は、H<sub>n</sub>を算出するために用いた保有期間

3 第一項に定める「担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整」 は、 次の

式を用いて行うものとする。

$$H = H_M \sqrt{\frac{N_R + (T_M - 1)}{T_M}}$$

Hは、当該取引に適用すべきボラティリティ調整率

N<sub>R</sub>/t, 前項第一号イ若しくはロの取引の担保額調整又は同号への取引の時価評価の間隔(営業日

数

第五目 ボラティリティ調整率の適用除外

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十六条 ラティリティ調整率を適用することを要しない。 参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボ 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 次の各号に掲げる条件を満たし、 中核的市場

- 国の地方公共団体の発行する債券のうち標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用さ れるものであること エクスポージャー及び適格金融資産担保の双方が、 現金、 自組合預金又は中央政府等及び我が
- エクスポージャー及び適格金融資産担保が、 同一の通貨建てであること。
- 三 がエクスポージャーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額 調整に服していること。 当該取引が取引の実行日の翌営業日に終了すること又は標準的手法を採用する信用協同組合等
- 兀 に行った時価評価の日から担保の処分が可能となるまでの日数が四営業日以内であること 取引相手が担保額調整に係る義務を履行せず、 担保の処分を行う場合、 当該担保額調整のため
- 五. 当該取引の決済を処理するために用いている外部のシステムの信頼性が確保されていること。
- 六 当該取引が、中核的市場参加者間で同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満た

した取引となっていること。

取引相手が現金又は証券を引き渡す義務、追加担保を提供する義務その他の義務を履行しない

七

場合に当該標準的手法を採用する信用協同組合等が当該取引を直ちに終了可能であることが、 書で明示されていること。 文

八 に、当該標準的手法を採用する信用協同組合等が、直ちに担保を処分する権利を有していること。 特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。)が取引相手について発生した場合 び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、 現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及 当該標準的手法を採用する信用協同組合等が取引を終了させることができる事由 (取引相手が

- 2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。
- 中央政府等、 我が国の地方公共団体、 我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部

門

- る短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行 関する法律施行令 社及び証券持株会社、証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に ずる外国の会社、 金融機関 (第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、 日本郵政公社、第三十五条においてリスク・ウェイトが規定されている証券会 (昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第三号に基づき金融庁長官が指定す 銀行持株会社、 銀行持株会社に進
- 三 ウェイトが適用される会社 銀行法第十六条の二第一項第五号及び第九号に規定するもののうち、二十パーセントのリスク・
- 兀 適用されている投資信託等 自己資本規制又は借入れ若しくは派生商品取引の利用による投資効果の拡大を制限する規制が
- 五. 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に基づいて設立された厚生年金基金及び企業

年金連合会

六 証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関

(外国におけるレポ形式の取引)

第七十七条 行う場合、ボラティリティ調整率を適用不要とする範囲は、当該通貨の発行国における基準に従う。 標準的手法を採用する信用協同組合等が外国通貨建ての債券を用いてレポ形式の取引を

### リティ調整率の使用

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適用)

第七十八条 に限り、 る レポ形式の取引について法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができ 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 次の各号に定めるすべての条件を満たす場合

決定、 約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、 これらに類する事由の発生を含む。)が生じた場合に、他方の当事者は、 義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、 当事者の一方に取引を終了させることができる事由 再生手続開始の決定、 更生手続開始の決定、 整理開始の命令、 (取引相手が現金若しくは証券を引き渡す 一の債権又は債務とすることができるこ 特別清算開始の命令その他 当該相対ネッティング契 破産手続開始の

(計算方法) 前号に規定する場合において、当該他方の当事者による担保の速やかな処分が認められること。

第七十九条 合 ティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネッティング契約の効果を勘案する場 信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出しなければならない。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 前条の条件を満たし、 法的に有効な相対ネッ

 $\texttt{E*} = (\Sigma \texttt{E} - \Sigma \texttt{C}) + \Sigma (\texttt{Es} \times \texttt{Hs}) + \Sigma (\texttt{Efx} \times \texttt{Hfx})$ 

E\*/す、 回らない値とする。) 当該複数のレポ形式の取引のリスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、 熱を下

ΣE/は、 当該複数のレポ形式の取引のエクスポージャーの額の合計額

ΣCは、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

Esは、証券ごとのネット・ポジションの額の絶対値

Hs は、当該証券に適用すべきボラティリティ調整率

Efx/は、 ネット ・ポジションのうち、 決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

Hfx な、

第七目 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスポ

## –ジャー変動額推計モデルの使用

(エクスポージャー変動額推計モデルの使用の承認)

第八十条 額をいう。 ない。 には、 クスポ 債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュー・アット・リスクと同様の方法を用いてエ 満たす場合であって、 ク削減手法適用後エクスポージャー額を算出することができる。 ある複数のレポ形式の取引について、当該標準的手法を採用する信用協同組合等のエクスポージャ -変動額推計モデル 金融庁長官による承認の取消しがなされた場合を除き、これを継続して使用しなければなら ージャ 前条の規定にかかわらず、 以下この目において同じ。)を推計するモデルをいう。 -変動額 (法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、 金融庁長官の承認を受けたときは、法的に有効な相対ネッティング契約下に (複数のレポ形式の取引におけるネッティング後のエクスポー 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 ただし、 以下同じ。)を使用して信用リス 当該モデルを用いる場合 第七十八条の条件を ージャー -の変動

(承認申請書の提出)

第八十一条 ければならない。 手法を採用する信用協同組合等は、 エクスポージャ -変動額推計モデルの使用について前条の承認を受けようとする標準的 次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しな

- 一名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 理由書
- 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- $\equiv$ エクスポージャー変動額推計モデル及びその運用が承認の基準に適合していることを示す書類
- 四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 承認するときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない 金融庁長官は、 第八十条の規定に基づき、 エクスポージャー変動額推計モデルの使用を

- 2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。 エクスポ |変動額の管理部署] という。) が信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出する対 ージャー -変動額の管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署 以下 「エクスポ ージ
- ころにより、 期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。 る価格変動が生じた場合におけるエクスポ ス・テスト エクスポージャー変動額の管理部署は、 (エクスポージャー変動額推計モデルについて、 エクスポー -ジャー変動額推計モデルの正確性の検定を行うことをいう。) 及びストレ 適切なバック・テスティング ージャー変動額に関する分析を行うことをいう。)を定 将来の価格変動に関する仮定を上回 (次条第一項に定めると
- 与していること 事をいう。 標準的手法を採用する信用協同組合等の理事(中小企業等協同組合法第三十五条に規定する理 以下同じ。)がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関
- 五 兀 が作成され、 エクスポ エクスポージャー変動額推計モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。 ージャ それらが遵守されるための手段が講じられていること。 -変動額推計モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類
- 六 の頻度で内部監査が行われること レポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の計測過程について原則として一年に一回以上
- 3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- エクスポージャー変動額の推計のための信頼区間が、 片側九十九パーセントであること。
- 五営業日を下回る保有期間によって算出したエクスポージャー変動額の推計値を次の算式により すると仮定する期間をいう。 取引対象資産の保有期間(エクスポージャー変動額の推計値を算出する際に、 以下この目において同じ。)が、 五営業日以上であること。ただし、 当該資産を保有

換算した数値を、 保有期間を五営業日として算出した数値とみなすことができる。

エクスポージャー変動額の推計値(
$$t$$
) $imes\sqrt{rac{5}{t}}$ 

エクスポージャー変動額の推計値(t)は、保有期間をt営業日として算出したエクスポージ ャー変動額(ただし、tが五を下回る場合に限る。)

-変動額の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が、

三エクスポージャー

用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たも エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使

のの平均が、六月以上であること。

五. を反映するための更新及び推計が行われなければならない。 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新 推計が行われていること。ただし、 市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動

4 ならない。 みて必要と認められる場合、前項第二号に定める保有期間を五営業日よりも長い期間としなければ 標準的手法を採用する信用協同組合等は、推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑

第八十三条 金融庁長官は、エクスポージャー 定める基準のほか、 うかを審査しなければならない エクスポージャー変動額推計モデルの検証に係る追加的な基準に適合するかど -変動額推計モデルの使用を承認するに当たり、

前項に規定する追加的な基準は、検証の適切性の確保の観点から、 金融庁長官が別に定めるもの

(計算方法)

第八十四条 算式により算出する。 下にある複数のレポ形式の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を次の エクスポージャー変動額推計モデルを用いる場合、 法的に有効な相対ネッティング契約

₩ ||  $(\Sigma E - \Sigma C) + (算出基準日の前営業日におけるエクスポージャー変動網推計モデルによる$ エクスポージャ -変動額の推計値

を下回らない値とする。) 当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、

SE/t 当該複数のレポ形式の取引のエクスポー ージャーの額の合計額

ΣCは、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

(変更に係る届出)

第八十五条 長官に届け出なければならない を採用する信用協同組合等は、 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第八十条の承認を受けた標準的手法 次の各号のいずれかに該当する場合は、 遅滞なく、 その旨を金融庁

- 一承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 一 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 第八十二条及び第八十三条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- らない 協同組合等のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければな する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法を採用する信用 前項第三号に規定する場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、 当該事由を改善
- 3 ばならない。 代えて第七十九条の定めるところによりレポ形式の取引に係るエクスポージャーを算出しなけれ 記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、 第一項第三号に規定する場合において、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 エクスポージャ **一変動額推計モデルに** 前項の書面に

(承認の取消し)

して使用させることが不適当と判断したときは、当該標準的手法を採用する信用協同組合等につい が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、 金融庁長官は、 前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法を採用する信用協同組合等 エクスポー ージャー -変動額推計モデルを継続

て第八十条の承認を取り消すことができる。

(その他資本市場取引への準用)

第八十七条 ついて準用する。この場合において、第八十二条第三項第二号及び第四項中「五」とあるのは「十」 第八十条から前条までの規定は、 その他資本市場取引のうち派生商品取引以外のものに

と、「5」とあるのは「10」と読み替えるものとする。

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引

(計算方法)

第八十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等が包括的手法を適用する場合であって、先渡、 適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、 ワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー 次の式により算出する -方式を使用し、かつ、 ス

\*= (RC+アドオン)-C

E\*/よ 信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、零を下回らない値とする。)

ις は、第五十一条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

 $C_A$ /t, He 適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率)を適用した後の担保 (適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率)及びHfx (エクスポージャーと

絡

2 る めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとす 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項の RC は第五十一条第二項第二号に定

3 貨と金融資産担保の通貨が異なるときに適用するものとする。 前項に規定する場合において、 第一項の Hfx は、 当該相対ネッティングが行われる場合の決済通

第四款 簡便手法

(前提条件)

場合、

次の条件を満たさなければならない。

第八十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 適格金融資産担保について簡便手法を用いる

- エクスポ ージャーの残存期間が、 当該適格金融資産担保の残存期間を超えていないこと。
- 当該適格金融資産担保が、 少なくとも六月に一回以上再評価されること。

計算方法

第九十条 うち信用リスク削減手法の適用されている部分について、取引相手に対するリスク・ウェイトに代 えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用する。ただし、次条に掲げる場合を除き、 簡便手法においては、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 エクスポージャー リスク・ -の額の

(二十パーセント・フロアの適用除外)

ウェイトは二十パーセントを下回らないものとする。

第九十一条 らず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、 前条の規定にかかわ

- 第七十六条に該当するレポ形式の取引であるとき。 零パーセント
- 条件を満たすとき。 レポ形式の取引であって、取引相手が中核的市場参加者に該当しないことを除き第七十六条の 十パーセント
- $\equiv$ 兀 セント あり、 る。)と担保が同一の通貨建てであり、 時価評価を行っている場合において、現金又は自組合預金が担保であるとき。 派生商品取引に係るエクスポージャー 前号に規定する場合において、 かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき。 中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保で かつ、標準的手法を採用する信用協同組合等が毎営業日に (カレント・エクスポージャー方式を使用する場合に限 零パーセント 十パー
- 五. 形式の取引又は派生商品取引である場合を除く。)。 エクスポージャー -と担保が同一の通貨建てであり、 かつ、 零パーセント 次のイ又は口に該当するとき(レポ
- イ 担保が現金又は自組合預金であること。

口

下としていること。

法におけるリスク・ウェイトが零パーセントであり、 担保が中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券であって、 かつ、担保価額を時価の八十パーセント以 当該債券の標準的手

## 第五款 貸出金と自組合預金の相殺

(貸出金と自組合預金の相殺)

第九十二条 二項又は第七十二条第三項第二号に定めるところに従って、担保とエクスポージャ 額とすることができる。 殺契約下にある貸出金と自組合預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー る場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 ただし、 貸出金と自組合預金の通貨が同一でない場合には、 次に掲げる条件をすべて満たす場合には、 -の通貨が異な 相

わらず、 す十分な根拠を有していること。 更生手続開始の決定、 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、 当該取引に関連する国において貸出金と自組合預金の相殺が法的に有効であることを示 以下この款において同じ。)の債務超過、 整理開始の命令又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかか 取引相手(相殺の対象となる自組合預金の預金 破産手続開始の決定、 再生手続開始の決定、

- 金と自組合預金をいずれの時点においても特定することができること。 当該標準的手法を採用する信用協同組合等が、 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出
- 三 自組合預金が継続されないリスクが、 監視及び管理されていること。

兀 関連するエクスポージャーについて、 貸出金と自組合預金の相殺後の額が、 監視及び管理され

ていること。

2 前項に定めるボラティリティ調整率の計算に係る条件については、 包括的手法に関する規定を準

第六款 保証及びクレジット・デリバティブ

用する。

ただし、

最低保有期間は十営業日とする。

第一目 適格要件

(保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件)

第九十三条 ての条件を満たさなければならない。 ク削減手法として用いる場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証又はクレジット・デリバティブを信用リス 当該保証又はクレジット・デリバティブは、 次の各号に掲げるすべ

- の範囲が明らかになっていること。 被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブの対象となしうる債権
- 三 当該標準的手法を採用する信用協同組合等が保証若しくはクレジット・デリバティブによる信 用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合又は第百四条第二号イに基づ く取扱いを行う場合を除いて、 信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。
- 兀 れないこと するために、 被保証債権又は原債権の債務者の信用度が悪化した場合に継続して信用リスク削減効果を享受 保証人又はプロテクション提供者に対する支払を実質的に追加することが必要とさ
- 五. 保証又はクレジット・デリバティブ契約の文書が作成されていること。
- いては、 ジット・デリバティブについて第九十五条第一号に規定する事由(第九十六条を適用する場合にお ン提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。 保証又はクレジット・デリバティブは、 第九十五条第一号イ又は口に規定する事由) 被保証債務について支払不履行が生じた場合又はクレ が生じた場合に、 保証人又はプロテクショ

### (保証に関する条件)

- 第九十四条 当該保証は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。 保証債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。)を請求 の債務者に対して訴訟による請求を行うことなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行(被 保証債務を履行すべき事由が生じた場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等は被保証債権
- 利息その他の元本以外のもの 被保証債権の債務者が標準的手法を採用する信用協同組合等に支払うべき債務のうち、手数料、 (以下「元本以外の関連債務」という。) も保証の対象としているこ

と。

2 信用協同組合等は、 り取り扱うことができる 前項第二号の規定にかかわらず、 元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、 被保証債務が元本のみである場合には、 標準的手法を採用する 第百条の規定によ

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第九十五条 号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。 法として用いる場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手 当該クレジット・デリバティブは、 第九十三条に定めるもののほか、 次の各

- 当該クレジット・デリバティブは、次に掲げる事由の発生に基づき、支払を受けられるものであ
- イ 原債権に係る支払義務の不履行(免責額の定めを設けることを妨げない。
- 口 行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由 理開始の命令、 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、 特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履 再生手続開始の決定、 更生手続開始の決定、
- ハ の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの 原債権の元本、 利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、 原債権の債務者
- 価を適切に行うための手続(当該評価を行うまでの期間の定めを含む。) 務についての評価額に基づいて算定し、 プロテクション提供者が前号に掲げる事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債 これを現金で支払うことで決済できる場合には、 が確立していること。
- 三 原債権に係る文書で定められていること。 該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意は理由なく留保されないことが、 がプロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であって、 第一号に掲げる事由の発生に基づく決済のために、 当該標準的手法を採用する信用協同組合等
- 兀 と。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行いうるものであってはならない。 発生を通知する権利を有しており、 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、 かつ、 当該事由の発生の有無を判断する者が、 プロテクション提供者に第一号に掲げる事由の

六 債権の債務者が同一であり、 照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、 オルト条項等が設けられていること。 原債権が信用事由判断のための参照債務に含まれていない場合には、 かつ、信用事由判断のための参照債務が法的に有効なクロス・デフ 信用事由判断のための参照債務と原 信用事由判断のための参

をいう。

次号において同じ。)が設けられていること。

七 を要する 認識する場合には、 用する信用協同組合等が当該ト フォルト・スワップ又はトータル・リターン・スワップであること。ただし、 当該クレジット・デリバティブが、 原債権の価値の減少を帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識していること -タル・リターン・スワップにより受領した純受取額を収益として 保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デ 当該標準的手法を採

(条件の一部を満たさない場合)

第九十六条 度とする。 債権の額を上回る場合、 前条の規定にかかわらず、 ントに相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。 いことを除き前条に掲げるすべての条件を満たす場合、 クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられな 信用リスク削減効果を勘案できる額は、 原債権のうち当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセ 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 原債権の額の六十パーセントを限 ただし、 想定元本額が原

(保証人及びプロテクション提供者の適格性

第九十七条 ク削減手法として用いる場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等が保証又はクレジット・デリバティブを信用リス 保証人又はプロテクション提供者は、 次に掲げるものでなければな

らない。

三十四条又は第三十五条に掲げる主体 の地方公共団体、 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、 我が国の政府関係機関、 外国の中央政府以外の公共部門、 国際開発銀行及び第 我が国

む。 る格付を付与しているもの 前号に掲げる主体以外の主体であって、 (被保証債権又は原債権の債務者の親会社、 適格格付機関が4 -2以上の信用リスク区分に対応す 子会社及び関連会社を含

第二目 計算方法等

(計算方法)

第九十八条 等は、 を採用する信用協同組合等の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に リスク・ウェイトは、 ただし、第二十七条第二項、第二十九条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項に定める ウェイトに代えて、 六条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。) について、被保証債権又は原債権のリスク・ 限り適用できるものとする。 エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分(第九十 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、 保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。 保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、 標準的手法を採用する信用協同組合 か  $\preceq$ 当該標準的手法

(免責額の扱い)

第九十九条 当する額を自己資本から控除しなければならない ジット・デリバティブが、 ないことができるものであるときは、 かかわらず、 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレ その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わ 被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにも 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、 当該水準に相

(比例的な保証又はクレジット・デリバティブ)

第百条 部分又はクレジット・デリバティブによってプロテクションが提供されている部分がエクスポージ 標準的手法を採用する信用協同組合等が信用リスク削減手法として用いる保証による被保証

クスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ信用リ クションの額の割合に比例する形で負担するときは、 スク削減効果を勘案することができるものとする。 ョン提供者が被保証債権又は原債権に係る損失をエクスポージャーの額に対する保証又はプロテ より小さい場合であって、当該標準的手法を採用する信用協同組合等と保証人又はプロテクシ 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 工

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百一条 当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなければならない。 当該標準的手法を採用する信用協同組合等が当該信用リスクの残部を留保し、 は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、 スクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、 標準的手法を採用する信用協同組合等がエクスポージャ 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、 ーに係る信用リスクの一部を一又 かつ、 移転されたリ

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致)

第百二条 おける保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額は、次の式により算出された額とする。 保証又はクレジット・デリバティブの通貨がエクスポージャーの通貨と一致しない場合に

 $Ga = G \times (1 - Hfx)$ 

Galは、調整後の保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

; は、保証額又はクレジット·デリバティブの想定元本額

Hfx は、保証又はクレジット・デリバティブの通貨とエクスポージャーの通貨が一致しない場合に 適用するボラティリティ調整率

2 最低保有期間は十営業日とし、 項及び第二項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。 日よりも長い場合において行うものとする 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 同条第二項の調整は、 前項のボラティリティ調整率について第七十五条第二 為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業 この場合において、

前項に定める事項を除き、 ボラティリティ調整率の計算に係る条件については、 包括的手法に関

3

する規定を準用する。

第百三条 ときに限り、 を行っている場合には、 中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、 エクスポージャ 当該保証を中央政府等又は我が国の地方公共団体によるものとして扱うことができる。 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる条件を満たす ーに対する保証について、 中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証 保証の対象である債務のうち元本以外

団体による再保証は第九十三条第一号及び第二号の要件を満たすことを要しない。 れぞれ保証の適格要件のすべてを満たしていること。ただし、 エクスポージャーに対する保証及び中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、 中央政府等又は我が国の地方公共

の関連債務もその対象としていること。

- すような過去の実績がないこと。 政府等又は我が国の地方公共団体が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示 中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証の履行の確実性に問題がなく、 かつ、 中央
- 2 保証と同等の効果を提供している場合について準用することができる。 前項の規定は、 中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証以外の形態で行う信用の補完が、

第七款 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取

扱い

(残存期間の定義)

第百四条 な値としなければならない の規定に従い、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間を、 信用リスク削減手法を使用する場合、 ともに保守的 次の各号

喪失させるまでに必要な期間をいう。以下同じ。)が設けられている場合にはこれを残存期間に含 のうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、 なければならない エクスポ ージャーの残存期間は、 原則として、 債務の履行がなされる期日として考えうるもの 猶予期間 (支払義務の不履行が期限の利益を

信用リスク削減手法の残存期間 (前号に規定する場合において、 当該標準的手法を採用する信

ばならない。 オプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いなけれ とができる。) は、 り、 用協同組合等の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであ いうるものであるときは、 か 2 猶予期間を考慮しない場合のエクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行 原則として、 信用リスク削減手法の残存期間は、 次のイ及び口に定めるほか、 信用リスク削減手法に組み込まれた 猶予期間を含むものとして扱うこ

残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする 信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合、

法の残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。 務者の信用力の低下以外の要因により上昇するものを含む。)を持つときは、 終了させる相応の動機 終了させない場合に当該標準的手法を採用する信用協同組合等が信用リスク削減効果を早期に 信用リスク削減効果を終了させる権利を当該標準的手法を採用する信用協同組合等が保有し、 (信用リスク削減効果を維持するための費用が被保証人又は原債権の債 信用リスク削減手

(信用リスク削減手法の残存期間の下限)

第百五条 適用することができない の残存期間を下回り、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 かつ、 次の各号のいずれかに該当する場合、 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポ 当該信用リスク削減手法を ージ

信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、信用リスク削減手法の残存期間が一年を

(計算方法)

信用リスク削減手法の残存期間が三月以下となったとき。

下回るとき。

第百六条 -の残存期間を下回る場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 信用リスク削減手法の効果を、 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージ 次の算式により調整しなければなら

ない。

 $P_a=P\times\{(t-0.25)/(T-0.25)\}$ 

Pa は、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額

信用リスク削減手法の額 その調整後の額とする。) (第百二条に定めるところによりボラティリティ調整率が適用さ

はTを用いる 信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。 。ただし、 t ガゞT 9-りも大きい場合に

が五年を超える場合には、五を用いる。 エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値。 ただし、 エクスポージャーの残存期間

第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項

第一目 複数の信用リスク削減手法の取扱い

(複数の信用リスク削減手法)

第百七条 手法の効果を勘案する場合、エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 分割後のエクスポージャーごとに一の信用リスク削減手法を用いなければならない。 一のエクスポ ージャ -に複数の信用リスク削減

(同一提供者による通貨又は残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ)

第百八条 協同組合等は、 供している場合であって、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、 に分割しなければならない。 一の主体が一のエクスポージャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提 エクスポージャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分 標準的手法を採用する信用

ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

(プロテクションを取得した場合)

第百九条 デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、 テクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち、 ットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーに限り、 元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセ 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 信用リスク削減手法としてファースト・トゥ・ 当該クレジット・デリバティブによるプロ 当該クレジット・デリバティブの想定 信用リスク削減効果を勘案するこ

とができる。

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 テクションの提供に係るエクスポージャーについて第六章の規定を準用することにより定められ リバティブに格付を付与しているときは、 リバティブによってプロテクションを提供する場合において、 るリスク・ウェイトを適用しなければならない。 標準的手法を採用する信用協同組合等がファースト・ 当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、 適格格付機関が当該クレジット・デ トゥ・デフォルト型クレジット・ 当該プロ

2 ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、 する信用協同組合等は、 V ) に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならな 前項に規定する場合において、 プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャー 適格格付機関が格付を付与していないときは、 当該クレジット・デリバティブの与信相当額 標準的手法を採用 -のリスク・

第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等

(プロテクションを取得した場合)

第百十一条 定める扱いをすることができる デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 信用リスク削減手法としてセカンド・ト 次の各号に定める場合に限り、 当該各号に

スト 合 リバティブに加え、 ェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が二番目に小さい一のエクスポ オルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウ 標準的手法を採用する信用協同組合等が、当該セカンド・ プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち、 ・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを取得している場 -に限り、 信用リスク削減効果を勘案する。 プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーを同じくするファー トゥ・デフォ 当該セカンド・トウ・デフ ルト型クレジット・

 $\stackrel{-}{-}$ プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのいずれか一について既に信用事由が

る セットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーに限り、 発生していないもののうち、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定 元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・ア 発生している場合 プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーであって信用事由の 信用リスク削減効果を勘案す

(プロテクションを提供した場合)

第百十二条 削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。 適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて ばならない。 合において、 クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなけれ のは「セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、 ト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。 第百十条の規定は、 ただし、 同条第一項中「ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とある プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、 標準的手法を採用する信用協同組合等がセカンド・トゥ・デフォル 同条第二項中「信用リスク・ この場

(その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い)

第百十三条 前二条の規定は、 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

第五章 信用リスクの内部格付手法

第一節 総則

第一款 承認手続等

(内部格付手法の承認)

第百十四条 信用協同組合等は、 金融庁長官の承認を受けた場合に、 内部格付手法を用いることがで

きる。

(承認申請書の提出)

第百十五条 内部格付手法の使用について前条の承認を受けようとする信用協同組合等は、

る事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一理由書
- 一 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 三 信用リスク管理指針
- 四 内部格付手法実施計画
- 五. 内部格付手法を採用する信用協同組合等としての承認を申請する場合に限る。 先進的内部格付手法移行計画 (基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等が新たに先進的
- 六 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類
- 3 下この章において同じ。) において LGD 及び EAD の自組合推計値を使用しないことを妨げない 等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、 単位において保有する事業法人向けエクスポージャー、 だし、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等が一部の事業単位又は資産区分 エクスポージャー、 前項第四号に掲げる内部格付手法実施計画には、 その他リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーをいう。 次に掲げる事項を記載しなければならない。 ソブリン向けエクスポージャー、 適格リボルビング型リテール向け (同一の事業 金融機関 以 た
- 一 内部格付手法を適用する範囲及び同手法の適用を開始する日
- 一 内部格付手法の適用を除外する予定の事業単位又は資産区分
- 4 ければならない。ただし、 いて LGD 及び EAD の自組合推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期に関する事項を記載しな 第二項第五号に掲げる先進的内部格付手法移行計画には、 一部の事業単位又は資産区分について LGD 及び EAD の自組合推計値を使 事業法人等向けエクスポ
- (予備計算)

用しないことを妨げない。

第百十六条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする信用協同組合等は、 内部格付手法の

ただし、 報告書に代えて、当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成し 度の予備計算報告書(事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率 資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。)及び当該前事業年 年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの内部格付制度 格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、 なければならない の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。 内部格付制度をいう。 使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、 使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該前事業年度の中間予備計算 以下この款において同じ。)の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己 当該前事業年度の中間予備計算報告書 (第百五十五条第一項に規定する 承認を得ようとする内部

- 2 一項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする信用協同組合等は、 金融庁長官に届出を行わなければならない。 前条第一項及び第
- 3 対象である期間の経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。 計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、 信用協同組合等は、 承認申請書の提出に先立って、 第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備 それぞれ当該報告書の

(承認の基準)

第百十七条 査しなければならない 金融庁長官は、 次の各号に掲げる場合、 当該各号に定める基準に適合するかどうかを審

- しており、 款までに規定する最低要件に沿った内部格付制度を、 付制度の改良を行うことを妨げない たすことが見込まれ、 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等として承認する場合は、 同節第七款及び第八款に規定する最低要件を内部格付手法の使用を開始する日以降満 かつ、 内部格付手法実施計画が合理的なものであること。 当該承認に先立って三年以上にわたり使用 第四節第一款から第六 ただし、 内部格
- ら第六目までに規定する LGD 及び EAD の自組合推計値を利用するための最低要件に沿った内部格 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等として承認する場合は、 第四節第五款第四目

内部格付制度の改良を行うことを妨げない 先進的内部格付手法移行計画が合理的なものであること並びに前号の基準を満たすこと。ただし、 付制度を、 当該承認に先立って三年以上にわたり使用していること、 内部格付手法実施計画又は

(変更に係る届出)

第百十八条 た場合は、 遅滞なく、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 その旨を金融庁長官に届け出なければならない。 次の各号のいずれかに該当することとなっ

- 一承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 一 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 第四節第一款から第八款までに規定する最低要件を満たさない事由が生じた場合

2 旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。 関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該信用協同組合等のリスクの観点から重要でない 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 当該事由に

(承認の取消し)

第百十九条 リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第百十四条の承認を取り消すこ とができる。 金融庁長官は、 前条第一項第三号に規定する場合であって、 内部格付手法を用い

第二款 段階的適用等

(内部格付手法の適用

第百二十条 て 付手法を適用しなければならない。ただし、 る場合は、 事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めてい この限りでない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間につい すべてのエクスポージャーについて内部格

承認を得たときに限り、 セ 前項の規定にかかわらず、 ットに関連する事業の大部分にわたる企業分割その他の特段の事情がある場合は、 内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 自組合の信用リスク・ア 金融庁長官の

2

## (先進的内部格付手法への移行)

第百二十一条 ばならない。 内部格付手法移行計画に従って、事業法人等向けエクスポージャーの LGD 及び EAD を推計しなけれ 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 内部格付手法実施計画又は先進的

#### (適用除外)

第百二十二条 ただし、 出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。 法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、 次の事項に掲げる場合は、 前二条の規定にかかわらず、 この限りでない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 信用リスク・アセットの額を算 内部格付手

- 付手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセ ントを超える場合 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格
- 部格付手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パ 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内 セントを超える場合
- 2 五パー 式等エクスポージャーにより構成されている場合は、 算出することができる。ただし、 えない場合に限り、 前二条の規定にかかわらず、 の直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超 ・セントを超えない場合に限る。 標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株 基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の 株式等エクスポージャ

# (スロッティング・クライテリアの利用)

第百二十三条 ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなけれ スロ ッティング・クライテリアを利用する場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第百二十七条第三項及び第五項に基づき プロジェクト・ファイナンス、 オブジェ

ばならない。

第二節 期待損失の取扱い

#### (期待損失額

第百二十四条 乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第百九十二条第六項に定める EL default に EAD を乗 対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、 じた額とする ング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第百二十九条に規定するダブル・デフォ ルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第百二十九条に規定するダブ ・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第百四十一条第九項に定める PD/LGD 方式の適用 事業法人等向けエクスポージャー (第百二十七条第三項及び第五項によりスロッティ 当該エクスポージャーのPD、LGD 及びEADを

を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。 の表に掲げるリスク・ウェイト及びハパーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従っ の高い事業用不動産貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、 については零パーセント、良に割り当てられ、 第百二十七条第三項において、 優に割り当てられ、 かつ、 五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャ スロッティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティ かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用 当該エクスポージャーの EAD に次

2

(パーセント)リスク・ウェイト	
五	優
+	良
三十五	可
百	弱い
六百二十五	デフォルト

の高い事業用不動産貸付けの期待損失額は、 第百二十七条第五項におい て、 スロッティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティ 当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリス

ク・ウェイト及びハパーセントを乗じた額とする。

3

六	百	三十五	五	五	リスク・ウェイト
	弱い	可	良	優	

4 「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは 第百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、

「内部格付手法を採用する信用協同組合等」

らない」 ブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、 と、「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティ これに当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、期待損失額を算出しなければな なければならない」とあるのは「PD 及び LGD を乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、 と読み替えるものとする 信用リスク・アセットの額を算出し

5 ることができる」と読み替えるものとする される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバテ ク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「算出しなければならない」と、「当該ク を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、「信用リス て、 セットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除す レジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用 ィブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・ア したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減 第百十二条の規定は、 「第百十条」とあるのは 前各項の規定による期待損失額の算出において準用する。 「第百二十四条第四項により読み替え後の第百十条」と、 この場合におい 「標準的手法

6 前各項に定めのないエクスポージャーの期待損失額は零とする。

### (一般貸倒引当金の配分)

第百二十五条 リスク・アセットの額の割合で区分しなければならない。ただし、 同組合等の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、 手法のみを用い 上する一般貸倒引当金は、 手法を採用する信用協同組合等又は当該標準的手法を採用する信用協同組合等の連結子法人等が計 れる信用リスクに対応する部分と内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分に信用 り標準的手法と内部格付手法を併用する場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 る内部格付手法を採用する信用協同組合等又は当該内部格付手法を採用する信用協 標準的手法により算出される信用リスクに対応するものとし、 一般貸倒引当金の総額を標準的手法により算出さ 内部格付手法により算出される信用リスク 信用リスク・アセットの額の算出に当た 標準的手法のみを用いる標準的

に対応するものとする。

該信用リスク管理指針にのっとって、一般貸倒引当金を区分することができる。 信用協同組合等は、 前項の規定にかかわらず、 信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当

第三節 信用リスク・アセットの額の算出

第一款 内部格付手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセットの額の合

計額

(内部格付手法を採用する信用協同組合等における信用リスク・アセットの額の合計額

第百二十六条 内部格付手法を採用する信用協同組合等の信用リスク・アセットの額の合計額とは、

次に掲げる額の合計額をいう。

に いて算出した信用リスク・アセットの額 内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャ 一・○六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リス リテー -ス料をいう。)、 ル向けエクスポージャー、 同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。) 株式等エクスポージャー及び証券化エクスポ (購入債権、 リース料 (第百四十九条第一項に規定する

において、 を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。 同組合等」 内部格付手法を採用する信用協同組合等が標準的手法を適用する部分につき、 と読み替えるものとする。 「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協 第十九条の規定 ク・

アセットの額の合計額

第二款 事業法人等向けエクスポージャー

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百二十七条 ティ るPD、 資本率(K)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマ 第百三十一条に定めるLGD、第百三十二条に定めるEAD 及び第百三十三条に定めるマチュリ を用い 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、 次の第一号に掲げる算式により、 同号に掲げる算式の算出に要する所要自己 第百三十条に定め

チュリティ調整(b)は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

信用リスク・アセットの額=K imes 12.5 imes EAD

所要自己資本率
$$(K) = \left\lfloor LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left( \frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right\rfloor$$
  $\times \left\{ 1-1.5 \times b \right\}^{-1} \times \left\{ 1 + (M-2.5) \times b \right\}$ 

ただし、零を下回る場合は零とする。

同じ。)。  $N\{x\}$ は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PD が百パーセントの場合は一とする

G(x)は、 $N\{x\}$ の逆関数(以下同じ。)

める El<sub>default</sub> とする (以下同じ。)。 EL は、PD に LGD を乗じた率。ただし、PD が百パーセントの場合は、第百九十二条第六項に定

||| 相関係数(R) = 
$$0.12 \times \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} + 0.24 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} \right\}$$

EXP(x)は、自然対数の底をx乗した値(以下同じ。)

回 マチュリティ調整(b)= $\{0.11852-0.05478 \times \log(PD)\}^2$ 

 $\log(x)$ は、自然対数を指す(以下同じ。)

アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・

相関係数
$$(R) = 0.12 \times \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} + 0.24 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} \right\}$$

$$-0.04 \times \left\{1 - \frac{(S-5)}{45}\right\}$$

S は、当該事業法人の売上高(第一条第五十号ただし書に定める場合は総資産)(単位:億円)。 ただし、五億円に満たない場合には、五億円として算出する。

いることができる。

することができる う。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当 定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定に セント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用 での残存期間が二年半末満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パー けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期ま 額とすることができる。ただし、第一条第四十八号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付 かかわらず、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、ボラティリティの高い事業用不動産貸付けを除く特 エクスポージャーの額(EAD)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が付与する格付(以下「内部格付」とい

	優	良	可	弱い	デフォルト
(パーセント)	七十	九十	百十五	二百五十	零

4 の額は、 第一項の規定にかかわらず、 同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いて算出した額とする。 ボラティリティの高い事業用不動産貸付けの信用リスク・アセット

相関係数
$$(R) = 0.12 \times \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} + 0.3 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} \right\}$$

ができる。 計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付 良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用するこ 期間が二年半未満である場合は、 クスポージャーの額 (EAD) にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすること を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当て、エ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、ボラティリティの高い事業用不動産貸付けのPD の推 次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存 優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、

とができる

(パーセント)リスク・ウェイト	
九十五	優
百二十	良
十回可	可
二百五十	弱い
零	デフォルト

6 るのは 用リスク・アセットの額及び期待損失額をハパーセントで除して得た額の合計額が、 信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする ブの EAD を乗ずることにより、 スク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあ を二千五百パーセントを上限として合計し、 法を採用する信用協同組合等」と、 て準用する。 第百十条及び第百十二条の規定は、 デリバティブの EAD に千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、 「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、 この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは 信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、 第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイト 前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出におい 当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リ これに当該クレジット・デリバティ 当該超える額を 当該クレジ 「内部格付手

デリバティブの EAD を限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リ 用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リ スク・ 十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、 失額をハパーセントで除して得た額の合計額が、 バティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信 と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「算出しなければならない」 この場合において、「第百十条」とあるのは「第百二十七条第六項により読み替え後の第百十条」と、 「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは 第百十二条の規定は、 かつ、 「プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリ アセットの額を控除することができる」とあるのは「信用リスク・アセットの額及び期待損 アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リス プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、 前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。 当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除 当該クレジット・デリバティブの EAD に千二百五 「内部格付手法を採用する信用協同組合等」

ク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

第百二十八条 る。) 法を採用する信用協同組合等の場合は、 けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手 ブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD 及び LGD を適用することができる 区分に対応する PD に相当する PD が割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限 (事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い) は、 被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティ 前条の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 第九十七条各号に掲げるもの又は4--2以上の信用リスク

- 2 代えて保証又はクレジット・デリバティブを勘案した PD 又は LGD を適用することができる。 クレジット・デリバティブが付されている場合は、 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに 事業法人等向けエクスポージャーに保証又は
- 3 格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当する PD を用 定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、 務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、前項に規 クション提供者の債務者格付に対応する PD に代えて、 いなければならない 第一項の場合において、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 保証人又はプロテクション提供者の債務者 被保証債権又は原債権の債 保証人又はプロテ
- 4 する信用協同組合等」とあるのは 一条及び第百十三条の規定は、 第五十八条、 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条から第百三条まで、 第一項において準用する。 「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものと この場合において、 「標準的手法を採用 第百九条、

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百二十九条 はその他リテール向けエクスポージャー 向けエクスポ 前二条の規定にかかわらず、 ージャ (スロッティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。) 又 (事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 事業法人等

- だし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百九条、 保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトす る。 るリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。)を勘案することができる。 十三条から第九十六条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果 (被 に該当する場合には第百十一条又は第百十三条の規定に従うものとする に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であって、 かつ、 第三号
- リバティブ 単一の債務者の信用事由に基づいて信用リスク削減効果が提供される保証又はクレジッ
- 二 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ
- ト・デリバティブ セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びその他の特定順位参照型クレジ
- 2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。
- 用リスク削減手法の効果を勘案していないこと。 ダブル・デフォルト効果の勘案対象となる被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトが、 他の信
- 二 保証又はクレジット・デリバティブが、第百三条の規定により中央政府等又は我が国の地方公 共団体によるものとして扱われるものでないこと。
- 三 社 スクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、 若しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リ 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会 (保険業法 (平成七年法律第百五号) 第二条第二項に規定する保険会社をいう。 以下同じ。) か
- 付与された格付に対応する信用リスク区分が4 の自己資本規制に関する内閣府令を含む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準 -3以上であること。

?

次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

口 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準日までのいずれかの時点におい

- に対応するPD に相当するPD が割り当てられた内部格付が付与されていること に限る。)の格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。 て、 4 -2以上の信用リスク区分(金融機関又は証券会社(第三十五条の規定に該当するもの ハにおいて同じ。)
- られた内部格付が付与されていること。 算出基準日において、 4-3以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当て
- 四被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。
- 1 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第二項及び第三十二条から第三十五条までに掲

げる主体

- ロ 前号に掲げる保険会社及び外国保険業者
- ハ 保証人又はプロテクション提供者の子法人等又は関連法人等
- = 保証人又はプロテクション提供者を子法人等又は関連法人等とする主体
- ホ デフォルトしている主体
- 五 による請求を行うことなしに、 いた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。)を請求できること。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 速やかに支払(被保証債権又は原債権の債務者が行うこととして 保証人又はプロテクション提供者に対して、
- 六 手法を採用する信用協同組合等は、 務者に対する貸出債権、 保証又はクレジット・デリバティブに基づく支払を受けるために、被保証債権又は原債権の債 社債その他の債権を譲渡することが予定されている場合には、 法的確実性を確保して当該譲渡を行うことができること。 内部格付
- 七 することを予定しているときは、当該市場に調達のための十分な流動性があること 前号の場合において、 内部格付手法を採用する信用協同組合等が譲渡対象債権を市場から調達
- 八 り手を子法人等又は関連法人等としていないこと。 り手又は当該購入債権の売り手の子法人等若しくは関連法人等でなく、 合、当該保証人又はプロテクション提供者が当該プロテクションの提供対象である購入債権の売 希薄化リスクについて保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案する場 かつ、当該購入債権の売
- 九 保証人又はプロテクション提供者が、被保証債権又は原債権の債務者とデフォルトの相関関係

係がない場合にのみダブル・デフォルト効果の勘案を行う扱いとなっていること。 が過大となる要因を有する者でないことが金庫の内部プロセスによって確認され、そのような関

算式の算出に要する所要自己資本率 (K) は第三号に掲げる算式により、 る PD、第百三十一条に定める LGD、第百三十二条に定める EAD 及び第百三十三条に定めるマチュリ に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第四号及び第五号により算出される はできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブ ティ (M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブの M を用いるものとし、一年を下回ること ル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(Km)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定め 同号に掲げる算式の算出

信用リスク・アセットの額= $K_{DD} \times 12.5 \times EAD_s$ 

EAD<sub>g</sub>は、保証人又はプロテクション提供者の EAD

 $| \quad | \quad K_{DD} = K_o \times (0.15 + 160 \times PD_s)$ 

 $\mathrm{PD}_{g}$ は、保証人又はプロテクション提供者の $\mathrm{PD}_{g}$ 

| 11| 所要自己資本率
$$(K_o) = LGD_g \times \left[ N \left( \frac{G(PD_o) + \sqrt{R} \times G(0.999)}{\sqrt{1-R}} \right) - PD_o \right] \times \frac{1 + (M-2.5) \times b}{1 - 1.5 \times b}$$

 $ext{LGD}_{g}$ は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若しくはプロテクション提供者 当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PD。は、被保証債権又は原債権の債務者の PD

五 相関係数(R)は、第百二十七条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定するところによる。 マチュリティ調整(b)は、第百二十七条第一項第四号に規定するところによる。この場合におい いずれか低い方を用いるものとする。 被保証債権若しくは原債権の債務者又は保証人若しくはプロテクション提供者の PD

毎に、ダブル・デフォルト効果を勘案するか否かを判断することができる。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第一項及び第二項の要件を満たすエクスポージャー

第百三十条 該事業法人等向けエクスポージャーに付与された債務者格付に係る一年間のPDの推計値とする。 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる PD は、

3 2 の信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、 デフォルトに相当する格付を付与された事業法人等向けエクスポージャーのPD は、百パーセント 前項の規定にかかわらず、 事業法人向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー ○・○三パーセントを下回らないものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーの LGD

第百三十一条 デフォルト時に生じる経済的損失額の EAD に対する割合を百分率で表した推計値とする 信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等が事業法人等向けエクスポ 当該事業法人等向けエクスポージャーについて 0

- 2 七十五パーセントとする ク・アセットの額の算式に用いる LGD は、 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等が事業法人等向けエクスポージャーの信用リス 四十五パーセントとする。ただし、劣後債権の場合は、
- 3 的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を 勘案することができる 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポ 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、 ―ジャ―に適格金融資産担保が設定されてい

LGD=45 ノペー 法の効果を勘案した後の事業法人等向けエクスポージャーの額)/(当該事業法人等向け -セント× (第四章第六節第三款に規定する包括的手法に基づいて信用リスク削減手

が設定されており、 る適格資産担保の額の割合が次の表に定める最低所要担保カバー率以上であるときは、基礎的内部 第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポ 適格債権担保、 次に掲げる運用要件を満たす場合であって、 適格不動産担保又は適格その他資産担保 ージャ 当該エクスポージャ (劣後債権を除く。)を被担保債権 (以下「適格資産担保」という。) ーの額に対す

4

資産担保が設定されている場合は、 資産担保の額を次の表に定める超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、次の表に定 スポ める LGD を適用することができる。ただし、 格付手法を採用する信用協同組合等は、当該事業法人等向けエクスポージャーについて、当該適格 率は、 ージャ 適格金融資産担保及び適格債権担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエク の額に対する適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として 適格不動産担保及び適格その他資産担保の各最低所要担保カバ 同一の被担保債権に複数の適格金融資産担保又は適格

四十二十五	百一百四十十十十	三十二十	適格その他資産担保
三十五	百十五	零	格債権
(ペートル) (プンレル)	(パーセント) 超過担保カバー率	(パーセント) 最低所要担保カバー率	

適格債権担保の目的たる債権 (以下この号において 「適格債権」という。)  $\mathcal{O}$ 「運用要件」 は、

次に掲げる要件をいう。

に関する債権者の権利が確保されていること。

担保が提供される法的仕組みは強固なものであって、

口 担保権の実行のために必要な措置がすべて講じられていること。

行を行うことを可能ならしめるものであって、適法かつ有効に契約当事者を拘束するものであ 担保の設定に関する契約が、 その諸条項に従って当該担保に関連のある法域において強制執

= 可能性が継続的に維持されていることを適時に確認していること。 ハに掲げる結論が、 十分な法的調査及び法的論拠に基づいて導かれており、 か く 強制執行

ホ するための明確で強固な手続が設けられていること。 担保権の設定が、 適切に書類に記載されており、当該適格債権又はその代り金を適時に回収

 $\sim$ 担保の目的たる債権の信用リスクを判断するための堅固な手続が設けられていること。

当該適格債権の債務者(以下この号において「第三債務者」という。)の信用リスクの判断を

かつ、当該適格債権又はその売却代金

被担保債権の債務者に依存して行われている場合は、第三債務者の健全性及び信用度を確かめ 被担保債権の債務者の信用供与に関する方針の検証が行われていること。

- チ の他の勘案すべき要素がすべて織り込まれていること。 る一の第三債務者の集中度合い、 被担保債権の額と当該適格債権の額との差額には、回収費用、当該適格債権のプールにおけ 信用協同組合等のエクスポージャー全体の中の集中リスクそ
- リ 被担保債権について、適切かつ継続的に監視を行っていること。
- 適格不動産担保の目的たる不動産(以下この号において「適格不動産」という。)の「運用要件」
- は、次に掲げるものをいう。
- 口 諸条項に従った強制執行が可能なものであって、適時かつ適切に登記されるものであること。 保の設定に関する契約及び当該契約を実行するための法的手続が設けられていること。 担保権が、 内部格付手法を採用する信用協同組合等が合理的な期間内に担保価値を実現し得るような担 関連のある法域において適法かつ有効に成立し、 当該担保の設定に関する契約の
- ハ 適格不動産の評価額が、 評価日の公正な時価を上回るものではないこと
- = 動産が評価されること 価値が著しく低下したことを示す情報がある場合又はデフォルトその他の信用事由が発生し た場合は、 年一回以上の頻度で適格不動産の担保価値が評価されており、 不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該不 かつ、適格不動産担保の担保
- ホ むが、 適格不動産の種別及び適格不動産を担保とする信用供与の方針(金利等の条件への勘案を含 これに限らない。)を明らかにした書類が整備されていること。
- $\sim$ 適格不動産を損害や劣化から適切に保全するための措置が設けられていること。
- 適格不動産について先順位の担保権の設定額及びその内容を継続的に監視されていること。
- 適格不動産に起因する環境保全に関する債務が発生するリスクを適切に監視していること。
- 適格その他資産担保の目的たる資産(以下この号において「適格その他資産」という。)の「運
- 用要件」は次に掲げる要件をいう。
- 前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。ただし、 「適格不動産」とあるのは「適格その

1

他資産」 が高いと認めるに足りる者」とあるのは と、「登記」とあるのは 「対抗要件が具備」と、 「担保評価額の精度が高いと認めるに足りる者」と読 「不動産鑑定士又は担保評価額の精度

- ロ 担保権の順位が第一順位であること。
- ハ 適格その他資産担保の設定に関する契約において、担保の詳細について記載されていること。
- = 方法が記載されており、 担保の種類並びにエクスポージャーの額に応じた適切な担保の額を定める方針及びその運用 信用リスク管理指針において、 内部監査又は外部監査に利用できるように整備されていること。 内部格付手法を採用する信用協同組合等が評価の対象とする
- ホ 動する幅が考慮されていること。 専門家による評価又は鑑定その他の評価額を速やかに入手できる頻度及び担保の評価額が変 合等が当該担保を迅速に処分する能力、 エクスポージャーの額に応じて確保すべき担保の額、当該内部格付手法を採用する信用協同組 適格その他資産を担保とする信用供与の方針が設けられており、 処分可能価格又は市場価格を客観的に設定する能力、 かつ、 当該方針において、
- $\sim$ 下方修正が行われるように、 耐用年数の低下又は劣化のみならず、 定期的な評価手続において、流行に左右されやすい特性を有する資産については、 特に注意が払われていること。 流行の変化又は旧式化に伴う資産価値の低下を考慮した 物理的な
- する場合は、 原材料、 仕掛品、 定期的な評価手続において、 完成品、 自動車ディーラーの在庫品その他の在庫品又は機械設備を担保と 担保の実地調査が行われていること。
- 5 減手法のみを勘案することができる。 格付手法を採用する信用協同組合等は、 前三項により一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、 任意に分割した被担保債権の価額ごとに一の信用リスク削

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百三十二条 びに個別貸倒引当金、 バランス資産項目の EAD は、 事業法人等向けエクスポージャ 部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスカウントで購入した場 当該エクスポ -ジャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並 -の信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・

- 替えるものとする 的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは 各号に定める信用リスク削減手法の効果を EAD で勘案することができる。この場合において、 前項の規定にかかわらず、 第九十二条、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 第百二条及び第百四条から第百六条までの規定を準用し、 「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み 第五十八条、 第六十六条
- 一 法的に有効な相対ネッティング契約 (レポ形式の取引に限る。)
- 二 貸出金と自組合預金の相殺
- 3 ク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、 て百パーセントの掛目が適用される場合は、 の自組合推計値を乗じた額をいう。ただし、 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等が事業法人等向けエクスポ 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等にお 掛目として百パーセントを乗じた額をいう。 信用供与枠の未引出額に掛目 の信用リス
- 4 ただし、 供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在 ク • 用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。 その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第四十九条に掲げる掛目を乗じて得た額をいう。 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等が事業法人等向けエクスポージャーの信用リス アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、 信用供与枠を提供する約束がある場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 次に掲げる場合を除き、
- の掛目は七十五パーセントとする。 の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、 融資枠契約、NIFs (Note Issuance Facilities) 及び RUFs (Revolving Underwriting Facilities) ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者 零パ -セントとする。
- 供与枠の未引出額の掛目は、 任意の時期に無条件で取消し可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用 零パーセントとする。
- 5 る。 第五十条から第五十三条までの規定は、 この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは 事業法人等向けエクスポ ジ t  $\mathcal{O}$ EAD L 「内部格付手法を採 つい

用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

リティは、次に掲げる算式により算出された実効マチュリティとする。ただし、 合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュ 一年に満たない場

実効マチュリティ
$$(M)=\sum_{t} t \times CF_{t} / \sum_{t} CF_{t}$$

 $CF_{t}$ は、期間  ${\mathfrak t}$  において債務者が債権者に契約上支払いうるキャッシュ・フロー

とができない場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、契約上の支払債務の実効マチュリティを算出するこ 前項の算式に代えて、契約上定められた当該エクスポージャーの残存期間そ

の他の保守的な値を用いることができる。

- 3 イは、 初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリテ 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当 一日以上の実効マチュリティを用いるものとする。
- コール取引その他の短期金融市場取引によるエクスポージャー レポ形式の取引(同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たすものに限る。)、
- 二 次に掲げるすべての要件を満たすその他資本市場取引によるエクスポージャー
- イ担保による十分な保全が継続されること。
- 口 毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。
- ハ 処分又は相殺が可能であること。 相手方の期限の利益喪失時又は担保額調整に係る義務が履行されない場合に担保の速やかな
- 三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務
- 兀 有価証券、 コモディティ、外国通貨又は資金を決済するための取引(派生商品取引を除く。)に

よるエクスポージャー

4

派生商品取引又は前項に規定する取引であって、法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受

本額その他の名目額で加重平均したマチュリティを用いるものとする。 けるものについては、第一項に定める実効マチュリティの算出に当たって、当該取引に係る想定元

用を受けるもののマチュリティは、第七十五条第二項第一号に規定する最低保有期間 ッティング契約の適用対象に複数の最低保有期間に該当する取引を含む場合には、 い最低保有期間)を下限とする。ただし、同号に定めのない場合には五日を下限とする 前項の規定にかかわらず、第三項に該当する取引のうち法的に有効な相対ネッティング契約の適 そのうち最も長 (当該相対ネ

第三款 リテール向けエクスポージャー

(居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

算式に要する所要自己資本率(K)は、第二号に掲げる算式により算出する。 ら第百四十条までに定める PD、LGD 及び EAD を用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百三十八条か

| 信用リスク・アセットの額= $K \times 12.5 \times EAD$ 

11 所要自己資本率
$$(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

(相関係数(R) = 0.15)

(適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー)

第百三十五条 同号に掲げる算式に要する所要自己資本率(K)は、第二号に掲げる算式により算出する。 第百三十八条から第百四十条までに定めるPD、LGD 及びEAD を用いて、第一号に掲げる算式により、 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、

信用リスク・アセットの額= $K \times 12.5 \times EAD$ 

| 所要自己資本率
$$(K) = \left[ LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left( \frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

(相関係数(R) = 0.04)

(その他リテール向けエクスポージャー)

関係数(R)は、第三号に掲げる算式により算出する。 る算式に要する所要自己資本率(K)は、第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する相 から第百四十条までに定める PD、LGD 及び EAD を用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げ その他リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百三十八条

| 信用リスク・アセットの額= $K \times 12.5 \times EAD$ 

11 所要自己資本率
$$(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

刊 相関係数
$$(R) = 0.03 \times \frac{1 - EXP(-35 \times PD)}{1 - EXP(-35)} + 0.16 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-35 \times PD)}{1 - EXP(-35)} \right\}$$

適用することができる スク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブを勘案した PD 又は LGD のいずれかを ョン提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分のリ はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクシ (リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い) 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、リテール向けエクスポージャーに保証又

(リテール向けエクスポージャーのPD)

する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。ただし、○・○三パーセントを下回 該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールに対応 らないものとする リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる PD は、当

(リテール向けエクスポージャーの LGD)

第百三十九条 当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールにつ いて、デフォルト時に生じる経済的損失額の EAD に対する割合を百分率で表した推計値とする。 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる LGD は、

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

おいて、 組合等」と読み替えるものとする 付手法を採用する信用協同組合等は、EAD について貸出金と自組合預金の相殺による効果を勘案す 本の額並びに個別貸倒引当金及び部分直接償却額の合計額を下回らない額とする。 ンス資産項目の EAD は、 「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同 第九十二条及び第百四条から第百六条までの規定を準用することができる。この場合に リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バラ 当該リテール向けエクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資 ただし、

2 項目の EAD は、 な引出が行われうる額とする。 リテー ・ル向けエクスポ・ 信用供与枠の未引出額に掛目の自組合推計値を乗じた額又は自組合推計した追加的 ージャー -の信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産

は、 用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法を採用する信用協同組合等 を用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、 譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮して EAD を推計し、当該 EAD 実行済の信

法を採用する信用協同組合等が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。 された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体の EAD に、 前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係る EAD は、 当該証券化取引において内部格付手 証券化取引の原資産として譲渡

5 る信用協同組合等」と読み替えるものとする。 この場合において、 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーの EAD について準用する。 「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは 「内部格付手法を採用す

第四款 株式等エクスポージャー

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

により算出する。ただし、標準的手法において債権のリスク・ウェイトが零パーセントとされる事 株式等エクスポ ージャ -の信用リスク・アセットの 額は、 次に掲げるいずれかの方式

業体に対する株式等エクスポージャーには、 第四十七条の規定に従い信用リスク・アセットの額を

算出することができる。

- 一 マーケット・ベース方式
- 二 PD/LGD 方式
- び手法を用いなければならない。 を算出するに当たっては、各株式等エクスポージャーのポー 内部格付手法を採用する信用協同組合等は株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額 トフォリオごとに一貫して同じ方式及
- 3 れかの手法により算出する方式をいう。 第一項第一号に掲げる「マーケット・ べ ース方式」とは、 ポー トフォリオごとに次に掲げるいず
- 一簡易手法
- 二 内部モデル手法
- 等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする方式をいう。 百パーセント、非上場株式については四百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額をもって株式 前項第一号に掲げる 「簡易手法」とは、 株式等エクスポージャーの額に、 上場株式については三
- 5 ポジションは、 式のヘッジとして明示的に仕組まれており、 前項及び第九項の方式において、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショ マッチがある場合は第百四条から第百六条までを準用する。 の個別銘柄のロング・ポジションと相殺することができる。ただし、 当該ポジションが内部格付手法を採用する信用協同組合等の保有する特定の保有株 かつ、 それらの残存マチュリティが一年以上である場 マチュリティ・ミ
- 6 前項に掲げる場合を除き、第一項第二号及び第三項第一号の算出においては、 ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションは、 ロング・ポジションとみなす。 現物資産のショー

7

算出した、 して内部格付手法を採用する信用協同組合等の内部のバリュー・アット・リスク・モデルを用いて の収益率と適切なリスクフリ 第三項第二号に掲げる「内部モデル手法」とは、 内部格付手法を採用する信用協同組合等が保有する株式に係る損失額 トとの差につき、片側九十九パーセントの信頼区間を前提と 長期の標本期間にわたって算出された、 (以下内部モデル 四半期

式等エクスポ については株式等エクスポージャーの額に二百パーセントを乗じた額を、 る手法をいう。ただし、 をハパーセントで除して得た額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とす 手法の対象となる株式等エクスポ ージャーの額に三百パーセントを乗じた額を下回らないものとする 個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、 ージャーについては、当該損失額を所要自己資本率(K)とする。) 非上場株式については株

- 8 減の効果を認識することができる デリバティブその他の信用リスク削減手法 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 (担保の形態を取るものを除く。) による信用リスク削 内部モデル方式により計算する場合、 エクイテ
- 9 と ージャ 第一項第二号に定める「PD/LGD 方式」 マチュリティは五年とする ーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。 ただし、LGD は九十パーセ とは、 株式等エクスポ ジャ -を事業法人等向けエ ークスポ
- 10 ポー 式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、当該信用リ 有しておらず、 スク・アセットの額は、 一款から第八款までに定める最低要件を満たしているときは、 前項に規定するPD/LGD方式において、 -ジャーの対象となる事業法人に対して株式等エクスポージャー以外のエクスポージャーを保 かつ、 当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、 自組合推計したPD を用いて算出された額を一・五倍したものとする 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、株式等エクス 自組合推計した PD を用いて当該株 第四節第
- 11 デフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、 なる事業法人に対する事業法人等向けエクスポージャーを保有していないために、 ればならない を満たしていないときは、 第九項において、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 第四項に定める簡易手法により信用リスク・アセットの額を算出しなけ 第四節第一款から第八款までに定める最低要件 株式等エクスポージャーの対象と 当該事業法人の
- クスポージャーの額に、 該株式等エクスポ 前三項の規定にかかわらず、 ージャ 上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセン -の期待損失額を八パ 個々の株式等エクスポ ーセントで除して得た額の合計額は、 ージャー -の信用リスク・アセットの額及び当

12

代えて、 トを乗じた額を上回らないものとする。 トのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウ エイトを乗じた額となる場合は、 株式等エクスポージャー 信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に の額を控除することができる。 ただし、 当該合計額が千二百五十パーセントのリス

13 る。 当該株式等エクスポージャーの期待損失額をハパーセントで除して得た額の合計額は、 エクスポージャ 前項の規定にかかわらず、 ーの EAD に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を下回らないものとす 次に掲げる株式等エクスポ ージャ ―の信用リスク・アセットの額及び

り譲渡益を取得することが期待されておらず、 予定されていないもの 上場株式であって、 当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、 長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが

非上場株式であって、 -に基づいており、 トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることを予定していない 当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシ フ 口

の

第五款 信用リスク・アセットのみなし計算

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第百四十二条 の資産が明らかなときは、 アセットを直接に計算することができない場合で、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ーの信用リスク・アセットとすることができる 当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当 当該エクスポージャ 保有するエクスポ ーの裏付けとなる個々 の信用リス

じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができる。 付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポ 式等エクスポ 前項に規定する場合において、 -ジャーが含まれており、 -ジャーが占めるときは、 かつ、 当該エクスポ 当該エクスポージャ 当該エクスポージャーの額に、 ージャ の裏付けとなる個々の資産に株式等エクス ージャ ーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株 ーに対応するリスク・ウェイトを乗 当該エクスポ

2

- 3 クスポー ク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。 を直接に計算することができず、 づき最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有するエクスポ 次の各号に掲げる方法による場合は、 ージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなときは、当該資産運用基準に基 かつ、 前二項の規定によることができない場合であって、 それぞれの要件を満たさなければならない 当該資産構成を取った場合の信用リス ージャー -の信用リスク・アセット
- に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額 当該資産について内部格付が付与されている
- 付 と内部格付が紐付けされていること。 外部信用評価機関又はそれに類する機関 (以下この章において「外部格付」という。) が運用基準として用いられている場合 (以下「外部信用評価機関等」という。) が付与する格
- 4 て、 を直接に計算することができず、 モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、 クスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、 「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとす 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有するエクスポ 当該エクスポージャ -の裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、 かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であっ ージャー 前条第七項に定める -の信用リスク・アセット
- 第三者に売却できること。 保有するエクスポージャ 一の額が日次又は週次で時価評価されており、 当該評価額で解約又は

る。

- 査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、 保有するエクスポージャーが証券取引法第百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監 年一回以上の頻度で受けていること
- 保有するエクスポ ージャ -の裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、 主務官庁の監

- 5 ポー クスポー 個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、 を直接に計算することができず、 とができる に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とするこ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有するエクスポ ーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であって、 の額に四百パーセントを乗じた額を、 第一項及び第二項の規定によることができず、 それ以外のときは当該エクスポ ージャー -の信用リスク・アセット かつ、 裏付けとなる 当該エクス -の額
- 6 前条第二項の規定は、 ー」とあるのは、 「エクスポージャー」と読み替えるものとする。 第一項又は第二項において準用する。この場合において、 「株式等エクスポ

#### 第六款 購入債権

## (購入債権に関連する定義

第百四十三条 するデフォルト・リスク部分に相当する期待損失率をいう。 この款において、ELとは、 購入債権のプールに含まれるエクスポージャ ーの総額に対

2 この款におい て、 デフォルト・リスクとは、 購入債権がデフォルトするリスクをいう。

(購入債権の信用リスク・アセットの額

第百四十四条 信用リスク・ かかわらず、 ・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額とすることができる。 デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の 購入債権の信用リスク・アセットの額は、 アセットの額の合計額とする。 ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合は 第百二十七条から第百四十条までの規定に

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセ

#### トの額)

第百四十五条 あるのは「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。 の場合において、 -のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。こ 第百二十七条、第百三十条及び第百三十一条の規定は、 第百二十七条、 第百三十条及び第百三十一条中 「信用リスク・ 購入事業法人等向けエクスポ アセットの額」と

- 2 率を百分率で表した推計値(ただし、 める PD に代えて、適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、 ポ PD 推計が困難である場合で、 十五パーセントで除した値をPDとし、 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 -ジャーのプールに劣後債権が含まれない場合は、 かつ、当該エクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクス 〇・〇三パーセントを下回らないものとする。) 又は EL を四 LGDを四十五パーセントとすることができる 当該購入事業法人等向けエクスポージャ 適格購入事業法人等向けエクスポ 第百三十条に定  $\dot{O}$
- 3 ポージャー 後債権が含まれうる場合は、第百三十条の規定にかかわらず、 PD 推計が困難である場合で、 の自組合推計値に代えて EL を PD とし、LGD を百パーセントとすることができる 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 -のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、 かつ、当該エクスポージャーの属するエクスポージャ 適格購入事業法人等向けエクスポージ 当該適格購入事業法人等向けエクス -のプー
- 4 時損失率を下回ってはならない ただし、長期的な損失率を PD で除して得た値は、第百九十二条第一項に定める長期平均デフォル 応する長期的な損失率 (以下「長期的な損失率」という。)をPDで除した値を用いることができる。 出するに当たって、LGD の自組合推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャープールに対 事業法人等向けエクスポ 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算 第百三十一条の規定にかかわらず、
- 5 業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出 するに当たって、 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 PD の自組合推計値に代えて長期的な損失率を LGD で除した値を PD とすることが 第百三十条の規定にかかわらず、
- 6 ら希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額及び購入事業 購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係る EAD は、 (以下この節におい 7 「購入事業法人等向けエクスポ ージャ ーに係る EAD<sub>dilution</sub>」 第百三十二条に定め という。)

法人等向けエクスポージャーに係る EADdilution に ELdilution を乗じた額の合計額(以下この条において 「希薄化リスクに係る所要自己資本の額」 という。) を除いた額とする。

- 7 零を下回る場合は零とする 十五パーセントを乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額とする。ただし、 リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る EAD は、 信用供与枠の未引出額に七
- 法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、 事業法人等向けエクスポ クスポージャーごとに第百三十三条に基づき算出された実効マチュリティ (M) を算出し、適格購入 人等向けエクスポージャーの実効マチュリティ の属する適格購入事業法人等向けエクスポ 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 ージャー の残高で加重平均した期間とする。 ージャープール内の個々の適格購入事業法人等向けエ トップ・ダウン・アプロ (<u>\*</u> は、当該適格購入事業法人等エクスポージャ チを用いて適格購入事業 当該適格購入事業法
- することができる 業法人等向けエクスポージャーのマチュリティを当該信用供与枠の未引出額に係るマチュリティと 質が重大に低下することを防止する措置が設けられている場合は、 購入債権の売買契約に基づき内部格付手法を採用する信用協同組合等が将来譲り受ける購入債権の する債権のマチュリティと購入債権に係る信用供与枠のマチュリティを合計した期間とする。 て今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチュリティを有 額に係る実効マチュリティは、 前項及び第百三十三条の規定にかかわらず、 早期償還条項の設定、その他当該信用供与枠の設定期間にわたってリボルビング型 融資枠契約の残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約におい リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出 前項に規定する当該適格購入事

第百四十六条 算出につい 購入リテール向けエクスポージャー から第百四十条までの規定中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「デフォルト・リスク相当 て準用する。 第百三十四条から第百三十六条まで及び第百三十八条から第百四十条までの規定は、 ル向けエクスポ この場合において、 ージャ -のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の ・のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額) 第百三十四条から第百三十六条まで及び第百三十八条

9

部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

- 化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額にハパーセントを乗じて得た額及び購入リテー けエクスポージャーに係る EAD<sub>dilution</sub>に EL<sub>dilution</sub>を乗じて得た額の合計額を控除した額とする (以下この節において -ル向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係る EAD は、 「購入リテール向けエクスポージャーに係る EADditution」という。)から希薄 第百四十条に定める額 ル向
- 3 なる資産区分 が含まれる場合、 第一項において、 (当該プールに含まれるものに限る。) のみで構成されているものとみなす。 当該プールはデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額が最大と 購入リテール向けエクスポージャーのプールに複数の資産区分に該当する資産

(購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第百四十七条 とあるのは アセットの額の算出について準用する。 「希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする 第百二十七条第一項の規定は、 この場合において、 購入債権に係る希薄化リスク相当部分の信用リスク・ 同項中 「信用リスク・アセットの額」

- 2 前項の算出に用いるPDは、ELdilutionとする。
- 3 第一項の算出に用いるLGDは、百パーセントとする。
- 4 第一項の算出に用いる EAD は、 購入事業法人等向けエクスポ に係る EAD<sub>dilution</sub> 又は購入
- リテール向けエクスポージャーに係る EADditution とする。
- 5 第一項の算出に用いるマチュリティは、一年とする

(購入債権における保証の取扱い)

- 内部格付を付与されたものに限る。)に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リス 各号に掲げるもの又は4-保証している場合は、 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部 保証人(基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等の場合、 -2以上の信用リスク区分に対応する PD に相当する PD が割り当てられた 第九十七条
- 証している場合は、 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォル 保証人(基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等の場合、 <u>۱</u> ノスクの いずれか一方を全部又は デフォルト・

・アセットとすることができる

- 被保証部分に係るリスク・ウェイトとする に相当するPD が割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。) に対するリスク・ウェイトを リスクについては、 第九十七条各号に掲げるもの又は4 -2以上の信用リスク区分に対応する PD
- 3 と読み替えるものとする 「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは 第五十八条、 第九十三条及び第九十四条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、 「内部格付手法を採用する信用協同組合等」
- 次の各号に定める方法により信用リスク・アセットの額を算出することができる 入債権の価額がディスカウントされている場合であって、 次に掲げる事由に該当するときは、
- 約定されているときは、 おける最劣後部分として取り扱うことができる。 失額を差し引いた額(正の値をとる場合に限る。)を当該購入債権の譲渡人に対し返還することが ために購入債権の価額がディスカウントされている場合で、 デフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する 内部格付手法採用行は、 購入債権のディスカウント部分を証券化取引に ディスカウントされた額から当該損
- 当該債権の第百二十四条に定める期待損失額を超えない部分に限り、 引当金と認識することができる る。)を当該債権の譲渡人に対し返還することが約定されていないときは、内部格付手法採用行は、 ィスカウントされた額から当該債権から生じた損失額を差し引いた額 購入時点においてデフォルトしていた購入債権の価額がディスカウントされている場合で、 ディスカウント部分を適格 (正の値をとる場合に限 デ
- 用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、 最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、 提供するために購入債権を被担保債権とする担保、 れる資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を 、スク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付 当該信用リスク削減手法が適用さ

5

二百三十八条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は次の算式により算出す

る値をいうものとする。

imes $\left( ilde{\mathcal{T}} \mathcal{T}$  オルト・リスクに 係る第二百三十八条第 一項に定める $\overline{\mathbf{LGD}}
ight)$  +

6 ジット・デリバティブのMを用いるものとし、 とあるのは「百パーセント」と、「第百三十三条に定めるマチュリティ 保証が希薄化リスクに関するものであるときは、同条第三項中「PD。」とあるのは「ELdilution」と、「LGD』 十七条第五項に定めるマチュリティ」と読み替えるものとする。 第百二十九条の規定は、第一項及び第二項に規定する場合について準用する。この場合において、 一年を下回ることはできない。)」とあるのは「第百四 (M) (ただし、 保証又はクレ

第七款 リース取引

リース取引に関連する定義

第百四十九条 という。)の所有者たる貸主(以下この款において「レッサー」という。)が当該リース物件の借主 ス期間」という。)にわたりこれを使用収益する権利を与え、 この款において「リース料」という。)をレッサーに支払う取引をいう。 (以下この款において「レッシー」という。) に対し合意された期間 (以下この款において この章において、 リース取引とは、 特定の物件(以下この款において「リース物件」 レッシーが合意された使用料 以下

- 2 見積残存価額を下回ることにより、 この章において、残価リスクとは、リース期間の終了日におけるリース物件の公正な市場価額が、 レッサー -がその差額を損失として被るリスクをい
- 3 この章において、 見積残存価額とは、 リース期間終了時におけるリース物件の額としてレッサ

(リース料に係る信用リスク・アセットの額)

-ス期間の開始日に見積もった額をいう。

第百五十条 リース料に係る信用リスク・アセットの額は、 第二款及び第三款の規定にかかわらず、

ついては、 第五十号ただし書に掲げる場合は総資産。) 一項に基づいて計算を行うことを妨げない。 ス料からレッサー リース期間に代えて、 ス期間をマチュリティ ーがリー ス期間の開始日に利息相当額として合理的に見積った額を控除した リース料から利息相当額を控除した額について、 (M) とし、 (S) を用いて算出する。 レッシーに対応する PD、LGD 及び売上高 ただし、 マチュリティ 第百三十三条第

(残価リスクが無い場合の取扱い)

第百五十一条 合は、 に付されているものとして扱うことができる。 次に掲げる要件を満たすときに限り、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 レッシー向けのエクスポージャーにリース物件が担保 /—ス取引において残価リスクが無い場

理を行っていること。 リース物件の所在、 用途、 経過年数及び陳腐化への対応策についてレッサーが堅固なリスク管

-をリース物件の所有者とし、

レッサーが所有者としての権利を適時に行使できるよう

- にするような強固な法的枠組みがあること。 リース物件の減価償却による価値の減少率とリ ス料の元本相当部分の ース料支払による減
- のでないこと。 少率の差違は、当該リ ース物件による信用リスク削減手法の効果を過大に勘案するほど大きなも
- 四 適格その他資産担保の運用要件を満たしていること。

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

第百五十二条 残存価額に百パーセントを乗じた額とする リース取引においては、 見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額は、

の場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは 第百二十八条第一項の規定は、 アセット」と、「被保証債権の被保証部分」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとす 見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。 「見積残存価額に係る信用リス

2

る。

## 第八款 未決済取引

#### 未決済取引)

第百五十三条 号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 (K) は第二号による率とする 日以上となった場合は、 した額を当該取引の信用リスク・アセットの額として計上するものとする。この場合において、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、同時決済取引について経過営業日数が五 当該取引の再構築コストを EAD として次の第一号に掲げる算式により算出

- 信用リスク・アセットの額=K imes 12.5 imes EAD
- 所要自己資本率 (K) は次の表の上欄に掲げる経過営業日数に応じ同表の下欄に定めるものとす

る。

- 2 対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする ついて、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、 非同時決済取引に係るエクスポージャ ーの取扱い 反
- 十六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、 当該取引の約定額を EAD とし、 取引の相手方の種類に応じ、 反対取引の約定決済日の四営業日後まで 第百二十七条又は第百三
- 上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)を自己資本から控除する 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、 当該取引の約定額 (当該取引の再構築コストが零を
- 3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付 前項第一号の場合において、 同号の規定にかかわら

に対応するPDを用いること。

額を信用リスク・アセットの額とすること 当該取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た

三 該すべての非同時決済取引について、 を信用リスク・アセットの額とすること。 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合におい 約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額 当

4 とすることができる。 は第百三十九条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーの LGD を四十五パーセント 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前項第一号の場合において、 第百三十一条第一項又

5 を第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数から除くことができる。 の全体的な障害に起因するものがある場合、 第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数のうち、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 外部の決済システム全体 その日数

第九款 その他資産等

(その他資産等の取扱い)

第百五十四条 第二十六条の規定は、 内部格付手法の信用リスク・アセットの額の算出について準用

2 ずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、 第百二十七条、第百二十四条から第百三十六条まで、 セントのリスク・ウェイトを乗じた額とする 第百四十一条、 各エクスポージャーの額 (EAD) に百パ 第百四十二条及び前項の い

第四節 最低要件

第一款 内部格付制度の設計

第一目 内部格付制度

(内部格付制度)

第百五十五条 対する内部格付の付与並びにPD、LGD及びEADの推計(事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEAD 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 信用リ スクの評価、 エクスポ

制 の推計については先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等に限る。 データの収集及び情報システム (以下「内部格付制度」と総称する。 )を設けなければならな )を行う方法、

V)

- 2 内部格付制度を設けることができる 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 各資産区分の中の特定の業種又は市場ごとに異なる
- 3 債務者を当該債務者のリスクを判定するのに最もふさわしい内部格付制度に割り当てるための基準 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 当該基準を記載した書類を整備しなければならない 前項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、
- 自己資本比率を向上させるために、債務者を内部格付制度に対して恣意的に割り当ててはならない。 (事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 の内部格付制度 第二項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、

第百五十六条 採用する信用協同組合等は、 て債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けなければならない。ただし、 当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーについ 特定貸付債権についてスロッティング・クライテリアを適用している 内部格付手法を

一 債務者のPDに対応するものであること。

2

債務者格付は,

次に掲げる性質のすべてを有するものでなければならない。

- て同一 同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスポージャーを有する場合は、 あるかに応じて異なる債務者格付を付与する場合 トランスファー・リスクを考慮し、 の債務者格付が付与されること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合は、この限りでない。 債務者の所在地国の通貨建て又はそれ以外の通貨建てで
- 口 当該エクスポージャーに関連する保証が、 債務者格付において勘案されている場合
- 3 すような事業法人等向けエクスポ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク管理指針に次に掲げる性質をすべて満た 個々の債務者格付の意味するリスクの水準に鑑み、各債務者格付の関係が明確に規定されてい ージャ -の債務者格付に関する規定を記載しなければならない。

- 債務者格付は、 当該債務者格付が下がるごとにリスクの水準が高くなるよう規定されているも
- 及び当該信用リスクの水準を判断するために設けられている基準により規定されていること。 各債務者格付のリスクの水準は、 当該債務者格付に対応する債務者の典型的なデフォルト確率
- 要素を勘案することができる。 は、 応した案件格付を設けなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーについて LGD に対 事業法人等向けエクスポージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の ただし、 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等

(リテール向けエクスポージャーの内部格付制度)

第百五十七条 債務者及びエクスポージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度 を設けなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 リテー -ル向けエクスポージャーについて

- スポ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 -を各プールに割り当てなければならない 次に掲げる要件を満たすように、 リテー ・ル向けエク
- 一 当該割当てによって、リスクが適切に区分されること。
- ールが十分に類似性を持ったエクスポージャーによって構成されること。
- 三 当該割当てによって、 プールごとに、損失の特性を正確かつ継続的に推計することが可能にな
- 3 の各号に掲げる要素その他のリスク特性を考慮しなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前項に掲げる各プールへの割当てに当たっては、 次
- 一 債務者のリスク特性
- 取引のリスク特性(共同担保条項がある場合は、 これを必ず考慮しなければならない。)
- 三 エクスポージャーの延滞状況
- 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 リテール向けエクスポージャーについてプールごと

4

計値が同一となることを妨げない。

に、

### 第二目 格付の構造

(事業法人等向けエクスポージャーの格付の構造)

第百五十八条 クが当該範囲に収まることが、 当該債務者格付に対応する PD 務者格付及び案件格付に過度に集中することのないよう適切に分布させなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャー 十分な実証されたデータにより裏付けられている場合は、この限り の範囲及び当該債務者格付が付与される債務者のデフォルト・リス

- 2 ともデフォルトしていないエクスポージャーについて七以上の債務者格付を、デフォルトしたエク スポージャーについて一以上の債務者格付を設けなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーについて、
- 3 度を判断するために使用する基準を設けなければならない。 債務者格付に付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、各債務者格付の定義を規定するに当たっては、 当該
- て同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けなければならない 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、LGD が大きく異なるエクスポージャーに対し
- 5 たデータに基づくものでなければならない。 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証され
- 6 デフォルトした債権について一以上の格付を設けなければならない る内部格付手法を採用する信用協同組合等は、デフォルトしていない債権について四以上の格付を、 前各項の規定にかかわらず、 特定貸付債権についてスロッティング・クライテリアを利用してい

(リテール向けエクスポージャーの格付の構造)

第百五十九条 に割り当てるに当たり、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。 リテ ル 向けエクスポ ージャー

- 各プールのPD、LGD及びEADが定量化されていること。
- 可能とする程度であること。 ル のエクスポージャーの数は、 プールの単位での PD、LGD 及び EAD の定量化及び検証を
- $\equiv$ 適切であること 複数のプールを比較した場合、 各プールに割り当てられている債務者及びエクスポージャ i が
- 四 エクスポージャーは、一のプールに不当に集中していないこと。

第三目 格付の基準

(格付の基準

第百六十条 手続及び基準を設けなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 又はエクスポージャーをプールに割り当てるために、 エクスポー ージャ 明確な格付及びプールの に対して格付の体系の中

- 2 のプ 分に詳細に規定しなければならない。 様のリスクを有する債務者及びエクスポージャーに対して一貫して同一の格付を付与し、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ルに割り当てることを可能とするように、 事業部門、 同一の格付及び同一のプールの定義及び基準を十 各部署及び地理的位置にかかわらず、 又は同一 同
- 3 場合は、 付の基準及びプ ればならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 不整合な点がないか監視するとともに、 -ルへの割当ての基準並びに格付の付与及びプ 債務者及びエクスポージャーの種類により異なる格 一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更しな ル への割当ての手続を適用する
- 4 細に規定しなければならない。 者が格付の付与を理解し、 てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びプールの定義及び基準を明確かつ詳 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、独立した機能を有する内部の監査部署その他の第三 格付を付与する手続の再現を通して当該格付の付与及びプ への割当
- 5 の基準及び問題の生じた債務者及びエクスポージャーの取扱方針と一貫したものでなければなら 格付の付与及びプ -ルへの割当ての基準は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等の信用供与

#### (情報の利用)

第百六十一条 重要な関連する最新の情報をすべて考慮に入れなければならない び案件格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる場合は、入手可能であり、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、エクスポージャーに対して債務者格付及

- 2 件格付の付与又はプールへの割当てを、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、保有する情報量が少ない場合は、 より保守的に行わなければならない。 債務者格付及び案
- 3 連する情報も考慮に入れなければならない。 スポ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ージャー -をプー -ルに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、 エクスポージャーに対して格付を付与し、 それ以外の関

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十二条 テリアを用いる場合は、 格付の体系及び手続に基づき格付を付与しなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、特定貸付債権にスロッティング・クライ 当該特定貸付債権に対して、この節に定める最低要件に合致した自組合の

2 に定める区分に紐付けしなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、前項に掲げる格付を第百二十七条第三項及び第五項

(格付の基準と格付付与手続の見直し等)

第百六十三条 状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続が十分に適用 可能であるかどうかを判断するために、当該基準及び当該手続を定期的に見直さなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、現在の自組合の資産全体の構成と外部の

第四目 債務者格付等の格付付与時の評価対象期間

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十四条 る債務者格付及びリテー 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ・ル向けエクスポ ージャー -のプールへの割当てについて、 事業法人等向けエクスポー 一年以上にわたる

期間を評価の対象としなければならない。

- 2 号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。 予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各 付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格
- すること 事業法人等向けエクスポ ーのプー ルについてPD、LGD の推計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用 ージャーに対する債務者格付の付与及びリテ ル向けエクスポ ージ
- 二 経済状況の悪化又は予期せぬ事態に対する債務者の耐性を反映する特質を適切に考慮するこ کی
- 3 産業又は地域の景気循環の中で生じうる経済状況を考慮しなければならない。 前項に定める評価に当たって、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 評価対象期間及び各
- 4 る予測情報を保守的に評価しなければならない。 来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関す 第二項に定める評価に当たって、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 将来の事象及び将
- 5 手法を採用する信用協同組合等は、 二項に定める評価に当たって、 入手可能な将来に関する情報が限定的である場合は、 より保守的に分析を行わなければならない。 内部格付

第五目 モデルの利用

(モデルの利用)

第百六十五条 PD、LGD 及び EAD の推計に統計的モデルその他の機械的な手法(以下「モデル」と総称する。)を用 いる場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。 債務者格付若しくは案件格付の付与又は

- モデル及び入力値は、 次に掲げるすべての性質を有するものであること。
- モデルの予測能力が高く、 モデルの利用の結果、所要自己資本の額が不当に軽減されるもの

でないこと。

モデルの入力値となる変数が結果に対する合理的な予測変数であること。

口

- ハ モデルの出力値につき、これを適用する債務者及びエクスポージャーの額の観点で重大な偏
- りが認められないこと。
- び適切性の評価その他の審査手続を実施していること。 統計的なデフォルト又は損失を推計するモデルへ入力するデータについて、 正確性、 完全性及
- 三 モデルの構築に用いられたデータは、 務者又はエクスポージャーの母集団を代表するものであること。 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の実際の債
- 兀 モデルを人的判断と組合せて用いている場合は、 次に掲げるすべての要件を満たすものである
- イ であること 人的判断は、 モデルにおいて考慮されていないすべての関連する重要な情報を網羅したもの
- 口 作成されていること。 人的判断とモデルによる予測結果をどのように組み合わせるかについて書面による指針が
- 五. が当該モデルの既知の脆弱性に起因する誤りの発見及び防止に焦点を置いたものであって、 モデルの機能の継続的な向上を促すものであること。 モデルに基づく格付の付与について人による見直しの手続が設けられており、 か つ、当該手続
- 六 モデルの運用実績及び安定性の評価、 実績値とモデルの予測値の対照その他のモデルの検証が定期的に行われること。 モデルとモデルの前提となっている状況の関連性の見直

第六目 内部格付制度に関する書類

(内部格付制度及び運用に関する書類の作成

- 第百六十六条 計及び運用について詳細に記載しなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク管理指針に内部格付制度の設
- 2 第七款から第九款までを除く。)に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものでなければ 前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が第四節(ただし、
- 3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項

を記載しなければならない。

- 一 ポートフォリオの分類
- く格付の付与及びプールへの割当ての手続によって、リスクに応じた適切な格付が付与され、 格付及びプールの基準並びに当該基準を選択した合理的理由(当該基準並びに当該基準に基づ ルに割り当てられる蓋然性が高いことを示す分析を提供するもの プ
- 兀 組織(格付の付与及びプールへの割当ての手続並びに内部統制の仕組みに関する記載を含む。) 定義並びに例外を承認する権限のある部署その他の格付の付与及びプールへの割当てに関する 格付の付与及びプールへの割当てを行う部署、格付の付与及びプールへの割当ての例外事項の 格付の付与及びプールへの割当ての見直しの頻度並びに手続並びに格付の付与及びプールへ
- おいて同じ。)による監督 及び担当理事 の割当ての手続に対する理事会又は理事会の下部機関である会議体(以下「理事会等」という。) (信用リスク管理について業務執行権限を授権されたものをいう。第百七十七条に
- 五 格付の付与及びプールへの割当ての手続の主要な変更点の履歴
- 六 びに当該定義と第百八十一条、第百八十二条及び第百九十一条に定める定義の整合性 内部格付手法を採用する信用協同組合等で使用されるデフォルト及び損失の具体的な定義並

(モデルに関する追加事項の記載)

- 第百六十七条 らない。 においてモデルを使用している場合は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項を記載しなければな 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 格付の付与及びプ し ル への割当ての手続
- 前提又は数学的及び実証的裏付け並びにモデルを作成するために用いられるデータ・ソースに関 モデルの概要(格付、 債務者、 エクスポージャー又はプールに推計値を割り当てる際の理論

する詳細な概要

- 証するための厳格な統計的な手続 モデルの作成に用いた評価対象期間及び標本以外のデータによるテストその他のモデルを検
- 三 モデルが有効に機能しないと想定される状況

## 第二款 内部格付制度の運用

## 第一目 格付の対象

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十八条 場合に限る。)に対して債務者格付を付与し、 テクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する ては、 クスポージャ 当該エクスポージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ーを案件格付と関連付けなければならない。 かつ、審査手続において案件の特性に応じて当該エ 事業法人等向けエクスポージャーについ (当該保証人又はプロ

りでない。 法人等をいう。)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付に付与する方針を定 採用する信用協同組合等が当該事業体等の親法人等 格付を付与する場合は、 めている場合であって、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 事業体等単位で個別に付与しなければならない。 事業法人等向けエクスポ (銀行法施行今第四条の二第二項に規定する親 。ただし、 ージャ -の債務者に債務者 内部格付手法を

(リテール向けエクスポージャーのプールへの割当て)

第百六十九条 は、 各エクスポージャー 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 -を信用供与の審査手続においてプ リテール向けエクスポージャーについて ールに割り当てなければならない

2 がないと仮定した場合のプールへの割当て及びそれに基づくPD、LGD 及びEAD の推計を行わなけれ 削減効果を勘案している場合は、 前項におけるプー ルへの割当てにおいて、 前項に掲げる割当ての他に、 保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク 保証又はクレジット・デリバティブ

# 第二目 格付付与手続の健全性の維持

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与手続の健全性の維持)

第百七十条 は一年に一回以上、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 リスクの高い債務者や問題のあるエクスポージャーについてはより頻繁に、 事業法人等向けエクスポ ージャ 一につい

務者格付及び案件格付を見直さなければならない。

- ればならない。 スポージャーについて重要な情報が判明した場合、速やかに債務者格付又は案件格付を見直さなけ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 事業法人等向けエクスポージャーの債務者又はエク
- 3 とがない立場にある者が行うか又はその者の承諾を得なくてはならない。 最終的な格付の付与及び前二項に掲げる格付の見直しは、 信用供与によって直接利益を受けるこ
- 4 者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けなければならない。 響する債務者の特性並びに LGD 及び EAD に影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーについ て、PD に影

(リテール向けエクスポージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持)

第百七十一条 年一回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直さなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、リテール向けエクスポージャーについて、

見直さなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、各リテール向けエクスポージャーが継続的に適切な ルに割り当てられていることを確認するために、 -の代表的な標本の調査その他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を 当該プールに属するリテール向けエクスポ

2

第三目 格付の書換え

(格付の書換え)

第百七十二条 を設けなければならない。 行っている場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 次に掲げる事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定 人的判断に基づく内部格付制度の運用を

- 一変更の方法
- 一変更可能な範囲
- 三 変更の責任者

2

内部格付手法を採用する信用協同組合等は、モデルに基づく内部格付制度の運用を行っている場

合は、 次に掲げる事項を監視するための手続及びガイドラインを設けなければならない。

- 一 人的判断によるモデルに基づく格付付与又は推計結果の変更
- 二 モデルに用いる変数の除外
- 三 モデルの入力値の変更
- 3 ければならない 前項に掲げるガイドラインは、 格付付与又は推計結果の変更に関する責任者を特定するものでな
- 4 変更ごとに変更後の実績を記録しなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 格付及び推計値について変更を行った場合は、

第四目 データの維持管理

(事業法人等向けエクスポージャーに関するデータの維持管理)

第百七十三条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーについ

て次に掲げる情報を保存しなければならない。

- 務者格付の付与に用いた方法及び主要なデータ、 他の債務者及び保証人に関する債務者格付の履歴に係る情報 債務者及び保証人に初めて債務者格付を付与した日以降の、債務者格付を付与した日、 格付付与の責任者、 推計に使用したモデルその
- の状況に係る情報 デフォルトした債務者及びエクスポージャーの特定並びにデフォルトが発生した時期及びそ
- 三 格付に対応したPD、PDの実績値及び格付の推移に係るデータ
- に掲げる情報を保存しなければならない。 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 事業法人等向けエクスポージャーについて次
- 使用した主要なデータ並びに格付付与の責任者及び推計に使用したモデルに係る情報 各エクスポージャ -に対するLGD及びEADの推計値に関するデー -タの完全な履歴、 当該推計に
- デフォルトしたエクスポージャーに関する LGD 及び EAD の推計値及び実績値
- 保証又はクレジット・デリバティブの効果を勘案する前及び勘案した後の当該エクスポ の LGD に関するデータ(保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を LGD の推

計において勘案している場合に限る。)

兀 担保、 残余財産の分配又は保証その他の回収方法、 回収に要した期間、 回収費用その

他のデフォルトした各エクスポージャーの損失又は回収に係るデータ

(リテール向けエクスポージャーに関するデータの維持管理)

内部格付手法を採用する信用協同組合等は、リテール向けエクスポージャーについて

次に掲げる情報を保存しなければならない。

債務者及びエクスポージャーの特性に関するデータその他のエクスポ ージャーをプー ルに割

り当てる過程で用いたデータ

二 延滞に関するデータ

三 プールに対応するPD、LGD及びEADの推計値に関するデータ

兀 デフォルトしたエクスポージャーが、 デフォルトする前一年間にわたって割り当てられていた

プールに関するデータ並びに LGD 及び EAD の実績値

第五目 ストレス・テスト

(自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト)

第百七十五条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、所要自己資本の額の充実度を評価するた

めに適切なストレス・テストを実施しなければならない。

前項に掲げるストレス・テストは、経済状況の悪化、 市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の

内部格付手法を採用する信用協同組合等の信用リスクに係るエクスポージャーに好ましくない効

果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであって、 かつ、こうした好ましく

ない変化に対する内部格付手法を採用する信用協同組合等の対応能力の評価を含むものでなけれ

はならない。

(信用リスクのストレス・テスト)

第百七十六条 己資本の額に及ぼす影響を評価するために、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、特定の条件が信用リスクに対する所要自 自組合のエクスポ -ジャーの大部分を占めるポ トフ

オリオについて、少なくとも緩やかな景気後退シナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的

な信用リスクのストレス・テストを定期的に実施しなければならない。

- ては、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 次に掲げる要件を満たさなければならない 前項に定めるストレス・テストを実施するに当たっ
- 内部のデータにより、少なくともいくつかのエクスポージャーについて格付の遷移を予測する
- 悪化した場合に生じうる影響について情報を得ること。 信用環境のわずかな劣化が自組合の格付に及ぼす影響を考慮することにより、 信用環境がより
- 三 付推移実績を考慮すること。 自組合の格付を外部格付の区分に大まかに紐付けする方法その他の方法により外部格付の格
- 3 ばならない。 めるストレス・テストを実施するに当たって、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前項の要件に加えて次に掲げる要件も満たさなけれ 第百二十九条の規定を適用する場合は、 第一項に定
- こととなるときの影響を考慮すること。 保証人又はプロテクション提供者が格付の変化により同条第二項第三号の要件を満たさない
- 債務者のいずれかがデフォルトした場合の影響を考慮すること。 保証人若しくは被保証債権の債務者のいずれか又はプロテクション提供者若しくは原債権の

第三款 内部統制

(理事会等の関与)

第百七十七条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 内部統制について次に掲げる基準を満た

さなければならない。

- の手続を総称していう。 −ジャーのプールへの割当て並びに各エクスポージャーの PD、LGD 及び EAD の推計に関する一連 格付付与手続(事業法人等向けエクスポ 以下この款において同じ。)に関するすべての重要事項は、 -ジャーに対する格付付与及びリテー ル向けエクスポ 理事会等及
- 担当理事が当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の内部格付制度の概要について理解

び担当理事の承認を得ていること。

- しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。
- 三 担当理事が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例

外について理事会等に報告していること。

兀 担当理事が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、 かつ、 既存の過程と実務の重

要な相違点について承認していること。

- 五 担当理事が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。
- 六 担当理事が次条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者と格付付与手続の実績、 改善すべ
- 七 信用協同組合等の場合は PD、LGD 及び EAD) 付別の特性、 き分野及び既に認識している問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。 理事会等又は担当理事に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、 格付の遷移、 各格付に関連する変数の推計値、 の推計値と実績値との比較その他の格付に関する重 PD(先進的内部格付手法を採用する かつ、格

## (信用リスク管理部署)

要な事項が理事会等又は担当理事に対して報告されていること。

- 第百七十八条 実績について責任を負い、独立して信用リスクを管理する部署(以下「信用リスク管理部署」とい を設けなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 内部格付制度の設計又は選択、
- 2 らない 信用リスク管理部署は、 与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものでなければな
- 3 信用リ スク管理部署は、 次に掲げる事項について責任を負うものでなければならない。
- 一 内部格付制度の検証及び運用の監視
- 及び分析(デフォルトした時期及びデフォルトする前一年間の格付及びプ 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の内部格付制度の概要についての報告書の作成 格付の遷移の分析、 格付及びプールの主要な基準の傾向の監視を含む。 ル別のデフォルトに
- 格付及びプ (債務者又はエクスポージャーごとに異なる格付基準及び手続を適用することを妨げな ルの定義が各部門及び各地域にわたって一貫して適用されていることを確認す

 $\equiv$ 

兀 格付付与手続の変更に関する審査及び当該変更に係る書類の作成 (変更の理由を含む。)

五 格付及びプールの基準がリスクを正確に予測しているか否かを評価するために行われる当該

基準の見直し

六 る書類の作成及び備置き 格付付与手続、 格付及びプー -ルの基準又は各格付若しくはプ ルに関連する変数の変更に関す

4 信用リスク管理部署は、 格付付与手続で使用するモデルの開発、 選択、 実施及び検証に積極的に

参画しなければならない。

5 信用リスク管理部署は、 前項に掲げるモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な

見直し及び変更について責任を負わなければならない。

(監査)

第百七十九乗 びその運用状況を見直し、 管理状況、 PD、LGD 及び EAD の推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、 独立した機能を有する内部の監査部署は、 その結果に関する監査報告書を作成しなければならない。 年一回以上の割合で信用リスク管理部署の 内部格付制度及

第四款 格付の利用

格付の利用)

第百八十条 管理、 内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならない 格付並びに PD 及び LGD は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等の与信審査、 リスク

用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しなければならない。 内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、 自己資本比率の算出のために使用するPD 又はLGD と与信審査、リスク管理、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 内部の資本配賦及び

第五款 リスクの定量化

第一目 デフォルト

(デフォルトの定義)

第百八十一条 この章においてデフォルトとは、債務者について次に掲げる事由(以下「デフォルト

事由」という。)が生じることをいう。

- が、 が生じた場合であっても、 生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成十年金融再生委員会規則第二号)第四条第二項 除くものとする。 同条第四項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること。ただし、 に規定する 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないときは、 ル向けエクスポ 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、 -ジャーについては、同項に規定する「三月以上延滞債権」に該当する事由 元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間 債務者に対するエクスポージャーを金融機能の再 同条第三項に規定する「危険債権」 又は IJ
- 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 当該債務者に対するエクスポ ージャーについて、
- 三 以上当該限度額を超過すること。 当該債務者に対する当座貸越については、 を超過した日又は現時点の貸越額より低い限度額を通知した日の翌日を起算日として三月 約定の限度額 (設定されていない場合は零とみな
- 2 け 対する他のエクスポージャーについてもデフォルト事由が生じたものとする。ただし、 エクスポ のエクスポ ージャーについてデフォルト事由が生じた場合、 ーについては、 この限りでない 当該エクスポ ージャ リテー の債務者に · ル 向
- 3 及び EAD を推計しなければならない。 ていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、LGD デフォル 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ト事由が生じたエクスポ ージャーについて、 当該エクスポージャーに対してデフォルトし デフォル ト事由が解消されたと認められる
- 4 信用協同組合等は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱わなければならない 前項のエクスポージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、 内部格付手法を採用する

(延滞日数の見直し等)

第百八十二条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 エクスポージャ ーの延滞日数の見直し並

びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数 の計算に関する事項 明確かつ書面に記載された方針を有していなければならない (以下この条において「延滞日数の見直し等」という。) について、次に掲げ

- 延滞日数の見直し等の承認を行う権限を有する者及び報告に関する要件

延滞日数の見直し等に必要な最短の信用供与の期間

- 三 返済期限の見直し等が可能な延滞の程度
- 四 エクスポージャーごとの返済期限見直しの回数の上限
- 五 債務者の返済能力の再評価
- 3 2 なければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は延滞日数の見直し等を行ったエクスポージャー 前項に掲げる方針を一貫して長期にわたって利用し
- 取り扱わなければならない 協同組合等の内部のリスク管理においてデフォルトしたエクスポージャーと同様に取り扱ってい 当該エクスポージャーを内部格付手法の適用上デフォルトしたエクスポージャーとして

#### 当座貸越

第百八十三条 を評価するための厳格な基準を設けなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 当座貸越の供与の対象となる者の信用度

# 第二目 推計の対象と共通要件等

#### 推計の対象)

第百八十四条 び ら第六目までの規定によりリテール向けエクスポージャーについて各プールに対応する PD、LGD 及 等向けエクスポ EADを推計しなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ージャーについて第三目の定めに従って各債務者格付に対応する PD を、 別段の定めのある場合を除き、 事業法人

けエクスポージャーについて第四目及び第五目の規定によりLGD 並びに第六目の規定によりEAD を 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 別段の定めのある場合を除き、 事業法人等向

推計しなければならない。

(デフォルトの定義の参照)

EAD の推計を行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、デフォルト事由と 異なる定義に基づく内部データ及び外部デー の対象となる資産区分ごとにデフォルト事由の発生を記録し、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、デフォルト事由に基づき、 -タを用いることができる。 PD 並びに (関連があれば)LGD 及び

- 第百八十九条又は第百九十条の定めに従っていること。
- うにデー 内部データ及び外部データに対して、 -タに適切な調整を行っていること。 デフォルト事由を用いた場合とほぼ同等の結果となるよ

(推計の共通要件

第百八十六条 計値が長期的な実績を表している場合に限る。 推計に関連するすべての重要かつ入手可能なデータ、 内部データ及び外部データ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、PD、LGD 及び EAD を推計するに当たり、 (プールされたデータを含む。) の利用は、 情報及び手法を用いなければならない。 当該データに基づく推

- 2 用供与実務及び回収の手続に変更があった場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 格付の付与及びプールの評価対象期間中において信 当該変更を考慮に入れなければならない。
- 3 ことが可能になり次第速やかに推計においてそれらを勘案しなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、技術的進歩及び新規データその他の情報を利用する
- 4 を推計しなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、実績値及び実証的な根拠に基づいて PD、LGD 及び EAD
- 5 を見直さなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 一年に一回以上の頻度でPD、LGD 及びEAD の推計値

(データの抽出に関する要件)

れた時の信用供与基準及びその他の重要な特性は、内部格付手法を採用する信用協同組合等のエク 推計に用いるデー -タによって代表されるエクスポ ジ ヤ -の母集団、 デ アが抽出さ

スポージャ -全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものでなければならない。

- は市場環境に対応したものでなければならない。 - 夕の前提となっている経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又
- 3 らない。 健なものであると内部格付手法を採用する信用協同組合等が信頼するに足りる程度でなければな 抽出標本中のエクスポージャー -の数及び定量化に用いるデータの期間は、 当該推計が正確か
- 推計に用いる手法は、 抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものでなければ

(推計の誤差に応じた保守的な修正

第百八十八条 慮して PD、LGD 及び EAD の推計値を保守的に修正しなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 予測される推計に誤差が生じることを考

第三目 PDの推計

(事業法人等向けエクスポージャーのPD)

その他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる手法又はこれに類する

- デフォルトの実績に関する内部デー 事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に対応する長期平均 PD を推計するに当たって、 -タから推計する手法
- 内部格付と外部格付を紐付け、 (以下この条において「マッピング」という。) 外部格付に対応した PD を格付に割り当てることにより PD を推
- 推計値の単純平均をPDとする手法 債務者格付に属する個々の債務者のデフォルト確率の推計値をモデルに基づいて算出し、 当該
- 合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャ 次に掲げる要件を満たさなければならない。 デフォルトの実績に関する内部データから PD を推計する手法を用いる場 ーの債務者格付の PD
- 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、信用供与の基準並びにデータ生成時の内部格付制

度及び現在の内部格付制度の相違点を反映し、信用リスク管理指針に当該反映方法に関する分析 を記載しなければならない。

- 供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合は、PDの推計を保守的に修正しなければなら 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 入手可能なデータが限定されている場合又は信用
- 採用する信用協同組合等の内部格付制度及び基準と著しく乖離するものであってはならない。 合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等が複数の金融機関でプ プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法を -ルしたデータを使用する場
- 3 を推計するに当たって、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付のPD 外部格付の比較に基づくものであること。 マッピングは、 内部格付及び外部格付の基準の比較並びに共通の債務者に対する内部格付及び マッピングを用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- マッピングの手法又は定量化に用いるデータは、 偏ったものではなく、 一貫性に欠けるもので
- 三 定量化に用いるデータの基礎となる外部信用評価機関等の基準は、 のであって、 エクスポージャーに係る特性を勘案するものではないこと。 債務者のリスクに対するも
- 兀 る事由に関する比較及び分析並びにマッピングの基準が記載されていること。 信用リスク管理指針に内部格付の基準及び外部格付の基準においてデフォルトとして扱われ
- 当たって、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、事業法人等向けエクスポージャーの PD を推計するに -タを一以上利用しなければならない。 五年以上の観測期間にわたる外部データ、 内部データ又は複数の金融機関でプールした
- 5 性が低いもの又は重要でないものについては、この限りでない。 測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。 ただし、PD を推計するに当たって関連 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観

(リテール向けエクスポージャーの PD 等)

第百九十条 割り当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの 構成の間に、 又はモデルを推計に用いることができる タ・ソースに照らし、 内部データを一次的な情報源としなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 強い関連性がある場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等がエクスポージャーを各プールに 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 プールのPD、LGD 及びEAD を推計するに当 ただし、すべての関連する重要なデ 外部のデ

- 2 するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部デー ルしたデータを一以上利用しなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、リテール向けエクスポージャーの長期平均 PD を推計 ータ、 内部デー -タ又は複数の金融機関でプー
- 3 測期間にわたるデータであって、関連性のあるものについては、その対象に含めなければならない。 高い観測期間のデータと同等に扱うことを要しない。 この場合において、PD を推計するに当たって関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前項に掲げるデー -タの利用に当たって、
- 4 供与の時期又は経過期間に依存するものであって、 ある場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、リテール向けエクスポージャ PD の推計値を上方に修正することを検討しなければならない 短期的な PD の推計値を用いることが不適切で について、PD が信用

## 第四目 LGD の推計

(損失の定義)

第百九十一条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、LGD を推計するに当たり、 次に掲げるす

べての要件を満たさなければならない。

推計に用いる定義は、

経済的損失であること

でない場合は除く。)、 前号に掲げる経済的損失を計測する場合は、 回収のための重要な直接的及び間接的な費用、 回収までの期間に応じた重要な割引の効果 その他の関連する要素が考

三 信用協同組合等は、 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の回収に関する能力が勘案されていること。 回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、 回収の能力に基づく LGD の調整を保守的に行わなければならない 内部格付手法を採用する

(LGD の推計)

第百九十二条 掲げる性質をすべて満たす景気後退期を勘案したものとなるように、 しなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、LGD を推計するに当たっては、LGD が次に エクスポージャーごとに推計

- 均デフォルト時損失率」という。)を下回るものでないこと。 的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率(以下この項において「長期平 当該エクスポージャ ―の種類のデ―タ・ソース内で生じたすべてのデフォルト債権に伴う平均
- あること -のデフォルト時損失率が長期平均デフォルト時損失率を上回る可能性を考慮に入れたもので 信用リスクに伴う損失率が長期の平均的な損失率を上回る期間において、 当該エクスポ ヤ
- 2 ない。 保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合は、保守的に取り扱わなければなら 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 LGD の推計に当たり、 債務者のリスクと担保又は担
- 3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 これを保守的に考慮しなければならない。 原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、 LGDの
- 4 価値のみならず、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 回収の実績値を基礎としなければならない。 LGD の推計に当たり、 担保について推定される市場
- 5 果を勘案する場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作らなくてはならない。 標準的手法で必要となる基準ともおおむね合致するような、 LGD の推計に当たり、 担保による信用リスク削減効 担保管理、 運用
- 状況及び当該エクスポージャーの状態に鑑みて当該エクスポージャーに生じうる期待損失 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 デフォルトしたエクスポー ージャーについ ては、

6

(ELdefault) を推計しなければならない。

(事業法人等向けエクスポージャーの LGD 推計に係る最低所要観測期間)

第百九十三条 融機関でプー のLGDを推計するに当たって、 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ·ルしたデータを一以上利用しなければならない 七年以上の観測期間にわたる外部データ、 事業法人等向けエクスポージャ 内部データ又は複数の金

るに当たって関連性が低いものについては、 ある場合は、 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 最も長い観測期間にわたるデータを利用しなければならない。ただし、LGD を推計す この限りでない 前項に定める観測期間にわたるデータが複数

リテール向けエクスポージャーの LGD 推計に係る最低所要観測期間)

第百九十四条 推計するに当たり、 -タを一以上利用しなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 五年以上の観測期間にわたる外部データ、 リテール向けエクスポージャーの LGD を 内部データ又は複数の金融機関でプ

第五目 保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件

(保証による信用リスク削減効果の勘案)

第百九十五条 PD 又はLGD のいずれかを調整することができる。 整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト を下回ってはならない。 について保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該事業法人等向けエクスポージャー 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ただし、第百二十九条に規定する場合を除き、 事業法人等向けエクスポージャ

2 リスク削減手法として用いる場合は、当該リテー を調整することができる。 ェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはなら 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ただし、 第百二十九条に規定する場合を除き、 リテール向けエクスポージャーについて保証を信用 ル向けエクスポージャ ーのPD 又はLGD のいず 当該調整後のリスク・ウ

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前二項の調整方法について、 それぞれいずれか一を

ない。

選択し、継続的に用いなければならない。

4 所要自己資本を算定する上で、 不完全であることを想定して信用リスク削減効果を勘案してはならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が 第百二十九条に規定する場合を除き、 規制上の最低

(保証人に対する債務者格付等の付与)

第百九十六条 さなければならない けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満た 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前条第一項に従って事業法人等向

- すること 保証を信用リスク削減手法として用いる日以降から保証人に対して継続的に債務者格付を付与
- 最低要件を満たすこと。 保証人の状況、 債務履行能力及びその意思の定期的な監視その他の債務者格付の付与に関する
- 報を保有すること。

保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情

 $\equiv$ 

- 2 について保証を信用リスク削減手法として用いる場合、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 を信用リスク削減手法として用いること。 保証による信用リスク削減効果を勘案する日から継続的にプ 前条第二項に従ってリテ 次に掲げる要件を満たさなければならない。 ールへの割当てにおいて当該保証 -ル向けエクスポ
- 又はプ 保証人の状況、債務履行能力、その意思の定期的な監視その他の PD 推計及び債務者格付の付与 ールの割当てに関する最低要件を満たすこと
- Ξ 報を保有すること。 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情

(適格保証)

第百九十七条 保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該手法に基づく信用リスク・アセットの額の算 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第百九十五条第一項及び第二項に基づき、

出で用いる保証人の種類について特定された基準を設けなければならない。

- 用リスク削減手法として用いる場合は、当該保証は、次に掲げるすべての性質を有するものでなけ ればならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 第百九十五条第一項及び第二項に基づき、
- 一当該保証について契約書が作成されていること。
- 二 保証人の側からは一方的な解約が不可能であること。
- 三 保証人の債務が (保証の額及び趣旨の範囲内で) 完全に履行されるまで有効であること。
- 兀 保証人の資産の所在地において、当該保証人に対する強制執行が可能であること

3

基づいて保証を信用リスク削減手法として用いることができる 合であって、 効果を調整するための基準を設けているときは、第百九十五条第一項及び第二項並びに当該基準に 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 保証に付された条件のために信用リスクの削減効果が減少する場合を想定して保証の 保証が第九十三条第四号の条件を満たしていない場

### (調整に関する基準

第百九十八条 付手法を採用する信用協同組合等は、次に掲げる性質をすべて満たす明確な基準を設けなければな 第百九十五条第一項又は第一 一項に基づき信用リスク削減効果を勘案する場合、

- | 信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。
- 保証債務を履行する保証人の能力及び意思を勘案したものとなっていること。
- 三 能力とどの程度の相関を有するかを勘案したものであること 予想される支払のタイミング及び保証に基づく債務を履行する保証人の能力が、 債務者の返済
- 兀 保証と被保証債権の通貨の不一致及びその他これに類する事由により債務者に残存するリスク

の度合いを考慮したものであること。

(クレジット・デリバティブについての取扱い)

第百九十九条 ついて準用する。この場合において、「保証」とあるのは「クレジット・デリバティブ」と、「保証 第百九十五条から前条までの規定は、 シングルネー -ムのクレジット・デリバティブに

- ものとする 人」とあるのは「プロテクション提供者」と、「被保証債権」とあるのは「原債権」と読み替える
- 2 おいて、 等がクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合に準用する。 組合等」と読み替えるものとする 第九十三条から第九十六条まで及び第九十八条の規定は、 「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同 内部格付手法を採用する信用協同組合 この場合に
- 3 信用リスク削減効果を勘案する場合は、次に掲げる性質をすべて満たす基準を設けなければならな 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 シングルネームのクレジット・デリバティブによる

V >

- バティブに基づく支払を受けることができ、かつ、第九十五条第五号に定める法的に有効なクロ 責額の定めを設けることを妨げない。)が発生した場合に、 債務が原債権と同一である場合に限定していること。ただし、原債権に係る支払義務の不履行(免 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合をプロテクションの参照 ・デフォルト条項等を設けている場合は、この限りでない。 信用協同組合等がクレジット・デリ
- 二 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の勘案方法は、 ものであること 払の程度及び当該支払に要する期間に係る規定を含む。)に起因するリスクを保守的に考慮した 決済その他の仕組み 芰

### 第六目 EAD の推計

### (EAD の推計方法)

- 百三十二条第二項及び第百四十条第一項ただし書の定めにより信用リスク削減手法の効果を勘案す を行うに当たり、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 この限りでない 現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いてはならない。 オン・バランスシー -卜項目に係る EAD の推計 ただし、
- に当たり、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 エクスポージャーの種類ごとに次に掲げる要件を満たす手続を設けなければならない。 オフ・バランスシ ト項目に係る EAD の推計を行う

- 案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、 りでない。 計において、 デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘 デフォルト事由発生前の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、 カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポージャーの LGD 推
- エクスポージャーの種類の区分が明確になされていること。 オフ・バランスシ ト項目の EAD の推計方法がエクスポージャーの種類によって異なる場合
- 3 べて満たすものとなるように、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、EAD を推計するに当たり、EAD が次に掲げる性質をす エクスポージャーごとに推計しなければならない。
- 類似のエクスポージャー及び債務者についての長期的なデフォルト加重平均であること。
- 推計に伴う誤差の可能性を考慮に入れて、 保守的な修正を行ったものであること。
- 的な修正を行ったものであること。 デフォルトの頻度と EAD の大きさの間に正の相関関係が合理的に予測できる場合は、
- 兀 切なものであること。 して適切な EAD の推計値の方が長期的な平均値よりも保守的な場合は、 景気循環の中で EAD の推計値の変動が激しいエクスポージャーについ 景気の下降期に対して適 ては、 景気の下降期に対
- 4 満たす EAD を推計する基準を設けなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、EAD を推計するに当たり、 次に掲げる性質をすべて
- 信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。
- 影響を与えると考えられる要因を勘案するものであること。 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が信頼性のある内部分析に基づき、 EAD に大きな
- 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前号に掲げる要因が EAD の推計値に与える影
- ジャーについて、新しい重要な情報が明らかになった場合及び少なくとも年一回、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 EAD の推計の対象となるすべての種類の EAD の推計値を いエクスポ

5

見直さなければならない。

整視

第二百一条 について、 ければならない 次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わな 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、EAD の推計の対象となるエクスポージャー

- じた場合において、 誓約条項違反又はテクニカル・デフォルト事由等の支払不履行に至らない債務不履行事由が生 追加的な引出を停止する能力及び意思を有すること。
- 二 エクスポージャーの額、 の変化を日次で監視するための、 融資枠契約に対する現在の実行残高、 適切なシステムと手続を具備すること。 債務者別の残高及び格付別残高

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD 推計に係る最低所要観測期間等)

- 第二百二条 EAD の推計に当たって、 -ルしたデータを一以上利用しなければならない 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 七年以上の観測期間にわたる外部データ、 事業法人等向けエクスポージャーの 内部データ又は複数の金融機関
- 長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。 ただし、EAD を推計するに当た って関連性が低いものについてはこの限りでない。 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前項に掲げるデータの利用に当たっ て、
- 3 数の加重平均を用いなければならない 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 EAD を推計するに当たり、 デフォル トした件

(リテール向けエクスポージャーの EAD 推計に係る最低所要観測期間等

第二百三条 計に当たって、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、リテール向けエクスポージャ 五年以上の観測期間にわたる外部デー -タ、 内部データ又は複数の金融機関でプー -の EAD の推

第七目 購入債権のPD、LGD及びEL<sub>dilution</sub>の推計

したデータを一以上利用しなければならない

(購入債権のリスクの定量化の特則)

第二百四条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 購入債権のうち購入リテール向けエクスポ

いては、 七十一条、 第百五十七条、 -及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポ 第百七十二条及び第百七十四条に掲げる要件を満たすことを要しない 第百五十九条から第百六十一条まで、 第百六十三条、第百六十九条、

第二百五条 部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しなければ 購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、 向けエクスポ ならない て当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外 エクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプールと類似のプールについ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて、 ·ップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD (PD 及び LGD については EL を用いて推計する場合 以下この目において同じ。)を推計する場合又はELdilutionを推計する場合及び購入リテール 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、ELdilutionを推計しなければならない。ただし、 -ジャーについて PD、LGD 又は ELdilutionを推計する場合は、 適格購入事業法人等向け この限りでない。

3 これを勘案しなければならない いるか否かを確認し、 入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 合致していない場合は、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、 購入債権の譲渡人から提供されるデー 額 契約期間中の債権の質その他の点に合致して

第百九十条の規定は、 とあるのは 「ELdilution」と読み替えるものとする。 ELailution の推計に準用する。この場合において、「PD」及び 「PD′LGD

(購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則)

第二百六条 を正確に、 ク相当部分の ップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト たつい かつ、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 ては、 PD 一貫して推計するに足りる程度に当該エクスポージャーを均質なプールに割り当 LGD 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等の場合に限る。) (トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポ 購入リテー ル向けエクスポ ージャー 及び

てなければならない。

3 この場合において、 条の規定を適格購入事業法人等向けエクスポージャーの 第百九十条の規定を適格購入事業法人等向けエクスポ 適格購入事業法人等向けエクスポ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 PD 及び LGD の推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮してはならない。 ー」と読み替えるものとする。 「リテール向けエクスポージャー」とあるのは「適格購入事業法人等向けエク 第百九十五条の規定(第百九十九条により準用される場合を含む。)にかか ージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いる場合は 適格購入事業法人等向けエクスポージャーの ージャ LGD の推計について、 -の PD の推計について、第百九十四 それぞれ準用する。 リスク

(購入リテール向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則)

第二百七条 及び るプー 前条第三項により準用される場合を含む。)の規定にかかわらず、購入リテール向けエクスポージャ -及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャ ルに関するデータをいう。)を一次的な情報源として利用することができる。 ELdilution の推計において、 ルに類似する当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が保有するエクスポ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 外部データ及び内部の参照用データ 第百九十条第一項 (当該エクスポ (第二百五条第四項及び ージャー ーの -の属す · のプ

(トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件)

第二百八条 は、 場合並びに購入リテール向けエクスポージャーについて PD、LGD、EAD 及び ELdilution を推計する場合 いてトップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD 及び EAD を推計する場合、 次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 購入事業法人等向けエクスポ ELdilution を推計する

- 法的枠組みに関する基準を満たしていること。
- 以下この条において同じ。)の財務状態について監視しており、かつ、監視に関する基準を満たし 購入債権の質並びに購入債権の譲渡人及びサービサ 購入債権の債務者に対する購入債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。 (委託又は再委託に基づき、購入債権の

ていること。

- ており、 び生じうる問題状況に対して予防的な措置をとることを可能にするシステム及び手続が設けられ 購入債権の購入に係る契約上、 ワークアウトのシステムに関する基準を満たしていること。 購入債権の譲渡人の業況又は購入債権の質の悪化の早期発見及
- 兀 確かつ有効な基準が設けられていること。 担保、 購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明
- 五 すべての主要な行内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。
- 2 七十四条に掲げる要件を満たしており、 九条から第百六十一条まで、第百六十三条、 て 前項の規定にかかわらず、 前条の規定を適用しない場合は、 購入リテール向けエクスポージャーのうち、 希薄化リスク相当部分が重要でないと判断されるものであ 前項第三号及び第五号の要件を満たすことを要しない 第百六十九条、 第百七十一条、 第百五十七条、第百五十 第百七十二条及び第百
- 3 第一項第一号の 「法的枠組みに関する基準」とは、 次に掲げるものをいう。
- 権の元利払い等について法的に有効な権利を有しており、 産その他の予測可能なすべての状況において、 エクスポ -ジャーに係る取引の仕組上、 購入債権の譲渡人又はサービサ 内部格付手法を採用する信用協同組合等が購入債 かつ、当該元利払い等を監督している -の業況の悪化又は倒
- 合等が定期的に確認していること。 手法を採用する信用協同組合等に送金されていることを当該内部格付手法を採用する信用協同組 当該支払資金が約定の条件に従って購入債権の譲渡人又はサービサーから譲受人である内部格付 購入債権の債務者が購入債権の譲渡人又はサ ービサ - に対して直接に支払を行っている場合は
- 三 十五号)、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)及び会社更生法(平成十四年法律第百五 であると判断されることにはならず、 権が破産財団、 購入債権の譲渡人の破産、 当該購入債権に対する譲受人の権利は破産、 更生会社又は民事再生手続に服する購入債権の譲渡人の財産に属するものであっ 会社更生手続又は民事再生手続において裁判所により、 かつ、 当該購入債権の譲渡は破産法 会社更生手続又は民事再生手続に服する担保権 (平成十六年法律第七

十四号) 上の否認又は民法(明治二十九年法律第八十九号)上の詐害行為取消権の対象とならな

いと考えられること。

4 第一項第二号の 「監視に関する基準」とは、 次に掲げるものをいう。

の財務状態の相関を査定しており、 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 かつ、購入債権の譲渡人又はサー 購入債権の質及び購入債権の譲渡人又はサービサ -ビサーに対する債務者格

付の付与その他の不測事態への対応策及び手続を設けていること。

内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 購入債権の譲渡人とサービサーの適格性を判定す

等又はその受託者が、 購入債権の譲渡人又はサービサー -から送付される報告書の正確性の検証、

当該内部格付手法を採用する信用協同組合

るための明確かつ有効な指針及び手続を設けており、

詐欺的行為及び運営上の欠陥の調査、 購入債権の譲渡人の信用供与の基準並びにサービサーの回

収に関する指針及び手続を確認するために、 購入債権の譲渡人及びサービサーについて定期的な

査定を行っており、 かつ、 当該査定の結果を書面に詳細に記録していること。

内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 購入債権の譲渡人が設定する債務者への信用供与

の上限を超過した信用供与の有無い 購入債権の譲渡人による支払の遅延、 信用力の低い債権及び

悪質な支払猶予の履歴、支払条件、 相殺されうる額その他の購入債権のプールの特性について評

価できること。

兀 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 特定又はすべての購入債権のプ ールにおける総額

ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続を設けていること。

だし、 第二項に規定する購入リテール向けエクスポージャーについては、 この限りでない。

五. 内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 サービサーから購入債権の債務の繰延べ及び当該

債権の希薄化に関する詳細な報告書を適時に受領しており、 購入債権に関する当該内部格付手法

を採用する信用協同組合等の適格基準及び信用供与の基準に適合していることを確認し、 かつ、

購入債権の譲渡人の売却条件及び希薄化を監視し確認することができること

5 項第三号の 「ワー クアウトのシステムに関する基準」 とは、 次に掲げるものをい

内部格付手法を採用する信用協同組合等が、誓約条項、信用供与の基準、信用供与の集中制限、

続の例外的な取扱いを記録していること。 性を定める行内の指針の順守状況を監視するために、 ムを設けており、 早期償還条項、その他の当該購入債権の購入に関する契約の条項及び利率並びに購入債権の適格 かつ、当該情報システム上誓約条項違反及び権利放棄並びに既存の指針及び手 明確かつ有効な指針、 手続及び情報システ

- ることを防止するために、 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等が、 手続及び情報システムを設けていること。 過剰な信用供与の発見、 承認、 購入債権について不適切な信用供与が行われ 監視及び是正のための明確かつ有効な
- 三 びに法的手続の開始及び信用力が低下したエクスポージャー 及び手続の制定その他の財務状態の劣化した購入債権の譲渡人若しくはサービサー又は購入債権 リボルビング型取引における早期解約条項その他の誓約条項、 の質が劣化した場合の取扱いに関する明確かつ有効な指針を設けていること。 -の処理に関する明確かつ有効な指針 誓約条項違反に対する対応策並
- 管理に関する明確かつ有効な基準」は、 購入債権の譲渡人又はサービサーの財務状態、 関するすべての主要な事項が書面で定められており、 第一項第四号の 適格となる担保、 「担保、 購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の 必要書類、 次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。 信用供与の集中制限、 リスクの集中、 かつ、 当該主要事項を定めるに当たって、 回収金の取扱いその他の債権購入に 購入債権の質及び購入債権の譲渡

6

関連書類等の書面が付されたものに限定されていること。 内部管理上、 信用供与の対象が、 特定の担保、 サービサーによる証明書、請求書明細又は船荷

人の顧客基盤の傾向その他すべての関連する重要な要素が考慮されていること。

- 7 項並びにその他すべての主要な指針及び手続に係る遵守状況を評価するための実効的な内部手続が 設けられていることをいう 第一項第五号の「すべての主要な行内の指針及び手続の遵守に関する基準」とは、 次に掲げる事
- おける定期的な内部査定又は外部査定 購入債権の購入がプログラムに基づく場合は、 当該プログラムにおけるすべての重要な段階に
- $\stackrel{-}{-}$ 購入債権の譲渡人及びサービサーを評価する担当者と債務者を評価する担当者との間並びに購

入債権の譲渡人及びサービサーに対する内部評価の担当者と外部評価の担当者との間が分離独立

していることの確認

バック・オフィスに対する評価 (担当者の資格、 経験、 人的構成の適切性及び支援システムに

重点を置いたもの)

第六款 内部格付制度及び推計値の検証

(検証)

第二百九条 EADの推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 内部格付制度及びその運用、 PD LGD

(バック・テスティング)

第二百十条 値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証しなければならない。 債務者格付ごとに年一回以上の割合で定期的に PD の推計値と実績値を比較し、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 事業法人等向けエクスポージャーについて PD の推計値と実績

- 2 囲内にあることを検証しなければならない。 が当該エクスポージャ 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 回以上の頻度で定期的に LGD の推計値と実績値を比較し、 - に付与された案件格付又は当該エクスポージャーについて想定された範 事業法人等向けエクスポージャーについて年 LGD の推計値と実績値の乖離の度合い
- 3 なければならない と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証し クスポージャ 先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 -ごとに年一回以上の割合で定期的に EAD の推計値と実績値を比較し、 事業法人等向けエクスポ ージャ EAD の推計値 ーについてエ
- Ø PD′ ることを検証しなければならない。 に年一回以上の割合で定期的に PD、LGD 及び EAD の推計値とそれぞれの実績値を比較し、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 LGD 及び EAD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該プールについて想定された範囲内にあ リテー ル向けエクスポ ージャーについてプー それぞれ -ルごと
- 5 前各項に掲げる比較及び検証は、 次に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。

- 可能な限り長期にわたる過去のデータが使用されていること。
- 比較に用いられる方法及びデータを明確に記載した書類が整備されていること。

(外部データによる内部格付制度の検証)

- 第二百十一条 検証の手法及び関連する外部のデータ・ソースとの比較を行わなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 前条に掲げる検証の手法以外の定量的な
- 2 前項に掲げる検証の手法は、 次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない
- され、 分析に用いるデータが、 かつ、関連する観測期間にわたるものであること。 分析の対象となるポートフォリオに対して適切であり、 定期的に更新
- 二 長期の実績データに基づくものであること。
- 三 景気循環による構造的な影響を受けないものであること。
- 兀 検証手法、データ・ソース又は対象期間の変更に関する書類が整備されていること。

(推計値の是正)

- 第二百十二条 推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、PD、LGD 又は EAD の推計値と実績値が著
- 2 その他デフォルトの実績率の構造的な変動要因を考慮に入れなければならない。 前項に掲げる基準を設けるに当たっては、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、景気循環
- 3 ならない。 同組合等は、 PD、LGD 又は EAD の実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、 PD、LGD 又は EAD の実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正しなければ 内部格付手法を採用する信用協

第七款 開示

開示

第二百十三条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、金融庁長官が別に定める事項を開示しな

ければならない。

第八款 内部格付手法採用のための自己資本比率

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百十四条 得られる比率がハパーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。 内部格付手法を用いる信用協同組合等については、 第二条及び第十一条の算式により

2

二項中 場合の当該控除した額及び第六条第一項に定める控除項目の額」とあるのは 上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五 計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十 的に保有してい る控除項目の額」と、 控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、 達手段に該当するものを除く。) るもの及びその他有価証券(第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調 額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、 本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計 るもの及びその他有価証券(次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資 に保有してい 条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその他有価証券(第一項第一号に規定する意図的 五パーセントに相当する額」と、 もの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券(次条第一項第一号に規定する意図 第五項中 -セント」 ーセント」とあるのは 前項の場合においては、 項第一号から第三号までに掲げるもの」とあるのは 「その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である 「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、 とあるのは る他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。) 第十五条第二項中「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの」とあるのは 「〇・三パーセント」とあるのは 、る他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。) 第十条第一項中「二十五・○」とあるのは 「一・二五パーセント」と、「〇・三パーセント」とあるのは 「八パーセント」と、 第五条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げ について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を 「四パーセント」とあるのは 「〇・六二五パーセント」とあるのは 「〇・六パーセント」と、 「前条第一項第一号から第三号までに掲げ 第十四条第一項中「次の各号に掲げる 「八パーセント」と、 干二・五」と、 につい につい 第六条第二項中 「第六条第一項に定め て連結貸借対照表計 て連結貸借対照表 同条第四項及び 「〇・六二元 「一・二五パ 「〇・六パ 第八条第 「前条 四

のは 額」とあるのは 帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の み替えるものとする ・セントに相当する額」と、第十六条第二項中「その他有価証券について貸借対照表計上額から 十二・五」と、 「前条第一項に定める控除項目の額」と、第十八条第一項中 同条第四項及び第五項中「四パーセント」とあるのは 「二十五・○」とある 「八パーセント」と読

第九款 株式等エクスポ ージャ ーに対する内部モデル手法の最低要件

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百十五条 手法を用いる場合(第百四十二条第四項において準用される場合を含む。 「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。) 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、第百四十一条第七項に定める内部モデル この場合、 この款におい

(承認申請書の提出)

金融庁長官の承認を受けなければならない

第二百十六条 申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない 内部モデル手法の使用について前条の承認を受けようとする信用協同組合等は、

- 一名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一理由書
- 一 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 当該信用協同組合等が用いる内部モデルの手法及び内部モデル推計値の利用方法が、 次条第一

項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(内部モデル手法の承認の基準)

第二百十七条 書を提出した信用協同組合等が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならな 金融庁長官は、 第二百十五条の内部モデル手法の承認をしようとする場合、 承認申請

- リスクの定量化に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
- 内部統制に関する基準を満たすための態勢を整備していること
- 三 検証に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
- 2 前項第一号の 「リスクの定量化に関する基準」とは、 次に掲げるものをいう。
- 内部モデルに基づき算出された損失額が、当該信用協同組合等が保有する株式等エクスポ
- -の長期のリスク特性に関連する市況の悪化に対して頑健なものであること。
- 株式投資の収益率分布を導出するに当たって、 当該信用協同組合等が保有する株式等エクスポ
- ージャ -のリスク特性を表すのに入手可能かつ有効な限りにおいて、 最も長期の標本期間にわた
- るデータが用いられていること。
- 所要自己資本の額の算出に当たって、 保守的かつ統計的に信頼できる推計結果を得るのに十分
- なデータが用いられていること。
- 兀 第一号に掲げる市況の悪化を考慮する結果、関連する長期の市況又は景気の循環における潜在
- 的な損失の推計が保守的に導出されていること。
- 五 内部モデル及び推計に用いるデータその他所要自己資本の額の算出の過程に加える調整が、 保
- 守的かつ一貫性のあるものであって、 かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

内部モデルによる推計の際に、

連する景気後退期を含む長期のデータを用いていない場合は、 内部モデルに適切な調整が加え

当該信用協同組合等の保有する株式等エクスポー

一に関

られたものであること又は内部モデルの推計結果が長期のデータを用いた場合と同様に保守的

- かつ実際的なものとなるよう入手可能なデータの実証分析に基づき様々な要因に調整が加えら
- れていること。
- 口 バリュー・アット・リスク・モデルを構築する際に四半期より短いデータを四半期デー
- 同等なものへと変換して用いる場合は、 当該変換手法が実証的根拠に基づく適切なものである
- حے
- データが不十分な場合又は適切な推計が困難となるような技術的制約がある場合は、 推計値

が適切となるように保守的な修正が加えられていること。

内部モデルが、 当該信用協同組合等の保有する株式等エクスポージャ -のポートフォリオの信

用リスクの特性及び複雑性に見合ったものであること

七 ある重要なデー 株式等エクスポージャーの収益率のボラティリティを推計するに当たって、 - 夕及び手法が用いられており、 かつ、次に掲げる要件がすべて満たされているこ 利用可能で関連の

1 抽出標本の数及びデータ期間が、 当該推計値が正確かつ頑健であることを信頼させるに足り

口 するために、適切な措置が取られていること。 収益率のボラティリティを推計するに当たっては、 標本バイアス及び生存者バイアスを抑制

- 八厳格かつ包括的なストレス・テストが実施されていること。
- 九内部モデルが次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。
- 1 クを適切に捕捉できるものであること オリオに特有のリスクその他の株式等エクスポージャーの収益に関するすべての重要なリス 一般的な市場リスク及び当該信用協同組合等が保有する株式等エクスポージャ ーのポー ートフ
- 口 環境の悪化に対して頑健なものであること。 過去の価格変動を適切に説明し、潜在的な集中の構成の程度及び変化を捕捉し、 カゝ
- ハ する株式等エクスポージャーの母集団と類似又は合致したものであること。 推計に用いるデータとして抽出されたエクスポ ージャ の母集団が、 信用協同組合等が保有
- を内部モデルに組み込む場合は、 分散・共分散法その他の手法により株式等エクスポージャーのポートフォリオの明示的な相関 当該相関が実証分析によって裏付けられていること。
- <u>+</u> 個別の株式等エクスポージャ 次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。 ーと代理変数、 市場指標及びリスク・ファクターを紐付ける場
- 当該紐付けの方法は信頼するに足りるものであって、 確からしく、 かつ、概念的に健全なも

のであること。

- 口 対して適切であることが理論的及び実証的な根拠によって裏付けられていること。 紐付けの手法及び過程が、 当該信用協同組合等が保有する個別の株式等エクスポージャーに
- ハ するに当たって、 れなかった関連する重要な情報が人的判断において考慮されていること。 当該信用協同組合等の保有に係る株式等エクスポージャーの収益率のボラティリティを推計 人的判断が定量的手法と組み合わされている場合は、 定量的手法では考慮さ
- てを満たすものであること。 ファクター・モデルを使用する場合は、 当該ファクター・モデルは、次に掲げる要件のすべ
- 使用されるリスク・ファクター は、 当該信用協同組合等の保有に係る株式等エクスポージャ

トフォリオに固有のリスク特性を捕捉するのに十分なものであること。

- のポ

- 口 使用されるリスク・ファクターは、 当該信用協同組合等の保有に係る株式等エクスポ
- の主要な部分が属する市場の適切な特性に対応したものであること。
- ハ リスクを捕捉できることその他の当該リスク・ファクターの選択の適切性が実証的な分析によ て裏付けられていること。 般的な市場リスク及び当該信用協同組合等の保有に係る株式等エクスポージャ
- 3 第一項第二号の 「内部統制に関する基準」 とは、 次に掲げるものをいう。
- 内部モデルと内部モデルを構築する過程について確立した指針、手続及び統制が設けられてい
- て利用されていること 式等エクスポージャーのポートフォリオの管理と統合されており、 内部モデルが、 信用協同組合等全体の経営情報システム及び内部格付手法の適用対象である株 かつ、次に掲げる事項につい
- イ 最低投資利回りの設定及び代替的な投資の評価
- 口 株式等エクスポージャーのポ -トフォリオのリスク調整後の実績その他の運用実績の測定及

び評価

- 保有株式に対する資本の配賦及び総合的な自己資本の適切性の評価
- 内部モデルの修正の承認、 内部モデルの入力値の審査、 内部モデルの出力値の検証その他の内

三

- 部モデルを構築する過程に係るすべての要素について定期的かつ独立した見直しが行われるよ 確立した経営システム、 手続及び統制機能が設けられていること。
- 兀 び手続が設けられていること。 投資限度が設けられており、 かつ、株式等エクスポージャーの額を監視する適切なシステム及
- 五. 部署から機能的に独立していること。 内部モデルの設計及び運用について責任を負う部署が、 個々の投資の管理について責任を負う
- 六 た人員が当該部署に配属されていること。 内部モデルの設計に関わるすべての部署が十分な能力を持っており、 かつ、 十分な技能をもつ
- 4 第一項第三号の 「検証に関する基準」とは、 次に掲げるものをいう。
- 築する過程について有意義かつ一貫性のある評価を行うことを可能ならしめるものであること。 設けられており、 内部モデル及び内部モデルを構築する過程の有効性及び一貫性について検証を行うシステムが かつ、 当該検証は、 当該信用協同組合等をして内部モデル及び内部モデルを構
- 実績値が当該信用協同組合等の保有する個別の株式等エクスポ 出される収益率の実績値と内部モデルに基づく収益率の推計値との乖離の度合いを比較し、 次に掲げる要件を満たす外部データを用いて定量的な手法に基づく検証及び比較を実施してい 年一回以上、景気循環を含む可能な限り長期のデータを用いて、実現及び未実現の損益から算 -のポートフォリオについて予想された範囲内に収まっていることを示すことができること。 ージャー及び株式等エクスポージ
- ものであること 当該信用協同組合等の保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに照らして適切な
- ロ 定期的に更新され、適切な観測期間を包含するものであること。
- ハ 様々な経済的状況を含む長期にわたるものであること
- 兀 前号に掲げる定量的な検証の手法及び用いるデータが一貫性を持つこと。

次に掲げる要件を満たす内部モデルを見直すための明確な基準を設けていること。

五

1 内部モデルに基づく推計値が実績値から有意に乖離した場合その他の内部モデルの有効性が

疑わしくなった場合における対処方法が設けられていること。

- 口 景気循環その他の株式等エクスポージャーの収益の構造的な変動要因の影響が考慮されてい
- ること

六

内部モデルに基づく推計値のデ ていること -タを保存する適切なデータベースが構築され、 かつ、

当該信用協同組合等の株式等エクスポージャーに対する投資における四半期収益の実績値及び

- 七 の適切性について事後的な検証が行われていること 内部モデルでボラティリティを用いている場合はその推計値及び内部モデルで用いた代理変数
- 八 四半期の予測に関するデー かつ、 保存された当該データを基に事後的な検証が行われていること。 -タを異なる期間の予測に関するデ -タに変換した上で保存されてお

### (書類の整備

- 第二百十八条 及び当該内部モデルを作成する過程に係るすべての主要な事項を記載した書類を整備しなければ 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 内部モデル
- 2 るものでなければならない クの定量化に関する基準、 前項に掲げる書類は、 内部モデルの設計及びその運用の詳細にわたるものであって、 内部統制に関する基準及び検証に関する基準を遵守していることを証す カュ リス
- 3 第一項に掲げる書類には、 次に掲げる事項を記載しなければならない
- リオのセグメントに属する株式等エクスポージャーへの適用状況 内部モデルを当該モデルの作成の際に用いたポートフォリオのセグメントと異なるポー
- 一 当該内部モデルに基づく推計の手法
- 内部モデルの作成、 内部モデルの承認及び内部モデルの検証を担当する部署の責任
- 四 内部モデルの承認及び内部モデルの見直しに関する手続

Ŧī.

信用協同組合等が保有する株式等エクスポージャーのリスクを適切に判別する推計結果が導かれ 内部モデルの手法を採用した理由 (当該内部モデル及び内部モデル作成の手続によれば、

# ることを裏付ける分析を含むもの)

- 六 づき当該変更が行われた場合に限る。 びに当該変更と前条第四項第五号に掲げる内部モデルの検証基準との整合性(当該検証基準に基 内部モデルの主要な変更履歴及び直近の検証結果に基づく内部モデルを作成する手続の変更並
- 七 ルの推計に使用したデー 当該内部モデルの基礎となる理論、 -タ・ソースの詳細な内容 前提、 係数及び変数の数学的及び実証的な根拠並びにモデ
- 八 を利用したテストその他の説明変数の選択の適切性を検証するための統計的な手続 モデルの作成に利用した評価対象期間以外の期間及びモデルの作成に利用した標本以外の標本
- 九 当該内部モデルが十分に機能しなくなる状況
- 4 る書類に、 前条第二項第十一号に掲げる代理変数、 次に掲げる事項を記載しなければならない。 市場指標及び紐付けを用いている場合は、 第一項に掲げ
- が整合的であること。 当該信用協同組合等が保有する株式等エクスポージャーのリスクと用いる代理変数及び紐付け
- 要な過去の経済状況及び市場状況に基づくものであるか、 代理変数及び紐付けは、 当該信用協同組合等が保有する株式等エクスポ 又は、 適切な調整が行われたものであ ージャ -に関連する重
- $\equiv$ 代理変数及び紐付けが、 、の推計を頑健なものとしていること。 当該信用協同組合等の保有する株式等エクスポ ージャ -の潜在的リス
- 5 前条第二項第五号イからハまでに掲げる調整、 変換又は修正の内容及びこれらの基礎となる分析
- 6 前条第二項第十号に掲げる相関を内部モデルに組み込む際に用いる手法の詳細
- 7 三号に掲げる内部モデルに基づく推計の結果と外部データ・ソースとの比較において用いた手法及 び手法の変更履歴並びにデータ及びデータの変更履歴 前条第四項第二号に掲げる実績値と内部モデルに基づく推計値の乖離の度合いの比較及び同項第

#### 届出

第二百十九条 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 次の各号の

いずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、 その旨を金融庁長官に届け出なければならな

V )

- 一 第二百十六条第一項各号の事項に変更があった場合
- 二 内部モデルを変更した場合
- 三 リスクの定量化に関する基準、 内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満た

さない事由が生じた場合

(要件逸脱時の改善計画)

第二百二十条 得なければならない 採用する信用協同組合等は、速やかに当該事由を改善するための計画について金融庁長官の承認を 前条第三号に掲げる事由が生じた場合、 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法を

法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。 する旨の計画の完了について金融庁長官の承認を得るまでの間は、 前項に規定する場合において、 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 内部モデル手法に代えて簡易手

2

(承認の取消し)

第二百二十一条 第二百十五条の承認を取り消すことができる 採用する信用協同組合等が内部モデル手法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセッ トの額を算出することが不適当と判断したときは、 金融庁長官は、 次の各号のいずれかの事由が生じた場合において、 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等の

リスクの定量化に関する基準、 内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満た

さない事由が生じたとき。

第二百十八条に掲げる書類を作成しなかった場合又は整備しなかった場合

第六章 証券化エクスポージャーの取扱い

第一節 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十二条 第四章及び前章の規定にかかわらず、 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセ

ットの計算は、この章の定めるところによる。

(証券化エクスポージャーの控除項目)

第二百二十三条 次に掲げるものは控除項目とする。 ただし、 証券化取引に伴い増加した自己資本に

相当する額は除く。

- 一 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー
- 二 信用補完機能を持つ I/O ストリップス
- 資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、 当該項目について自己

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 なければならない。 次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出し 信用協同組合等は、 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、

- 一 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。
- 要件を満たすときは、 護士を総称していう。)による意見書を具備していること。この場合において、 事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第二号に定める外国弁 続等においても当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の債権者の支配権が及ばないよう 当該信用協同組合等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、 原資産が法的に信用協同組合等から隔離されており、 (弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) の規定による弁護士及び外国弁護士による法律 有効な支配権を有しているものとみなす。 かつ、かかる状態について適切な弁護 信用協同組合等の倒産手 次のイ又はロの
- 権の行使が第六号に該当するクリーンアップ・コールである場合は、 当該信用協同組合等が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、 この限りでない
- 口 しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。 当該信用協同組合等が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、前号に反
- 三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人であ

る当該信用協同組合等に対する請求権を含むものでないこと。

- 兀 原資産の譲受人が証券化目的導管体であって、 当該出資持分について任意に質権を設定し、又は譲渡する権利を有すること かつ、当該証券化目的導管体の出資持分を有す
- 五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでない

ح

- 係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない - の裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、 当該信用協同組合等が証券化エクスポー
- 口 譲渡日以降に当該信用協同組合等による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条

項

- ハ 供者その他の当該信用協同組合等以外の者に対する利益の支払を増加させる条項 証券化エクスポージャー の裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、 第三者たる信用補完提
- 六 次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすものであること。 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・ コ ールが
- 1 クリーンアップ・コールの行使は、 当該信用協同組合等の裁量にのみ依存すること。
- 口 と。 有する証券化エクスポ クリーンアップ・ コールが、 ージャーに対して信用補完を提供する目的で組成されたものでないこ 投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家の保
- ハ の証券化エクスポ ンアップ・ ージャ コ ールの行使は、 ーの残高が当初の残高の十パーセント以下となった場合に限られる 原資産又はオリジネーター以外のものが保有する未償還
- 七 契約外の信用補完等を提供していないこと。
- 2 第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち 合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、 第四章第六節は、 前項第六号、 第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、

最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは 「関連会社を含

み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

- 一 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。
- する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類
- 用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するそ れる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポ 信用事由が生じた場合でも保証、 担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込ま ージャーの信用力の低下に伴い信
- 口 が原資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項 原資産を構成するエクスポージャーの平均的な信用力の向上を目的として、 信用協同組合等
- ハ 原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の対価が上昇する条項
- = 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に信用協同組合等による最劣後部分や信用補

完の追加的な引き受けを定めた条項

- ホ 提供者その他の当該信用協同組合等以外の者に対する利益の支払を増加させる条項 原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に応じて投資家、 第三者である信用補完
- 三 当該契約の諸条項に従って強制執行可能なものであることにつき、弁護士等の意見書を取得し 信用リスク削減手法に係る契約は、 関連のある法律に照らして適法かつ有効に成立しており、
- 3 契約外の信用補完等を提供したものとみなす。 クリーンアップ・ コールの行使が信用補完を提供する効果を有する場合には、 信用協同組合等が

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 標準的手法の取扱い

(標準的手法における証券化エクスポ ージャ -に対する信用リスク・アセット)

第二百二十五条 標準的手法においては、 証券化エクスポージャーの額に、 適格格付機関の付与する

合には第二号の表に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、 短期格付の場

## 長期格付の場合

オリジネーターのとき

リスク・ウェイト	信用リスク区分
<u>-</u> +	6
五十	6-2
百	6-3
自己資	6   4
自己資本控除	6—5

### 口 イ以外のとき

(パーセント)	信用リスク区分
<u>-</u>	6   1
五十	6—2
百	6
三百五十	6-4
自己資本控除	6—5

## 短期格付の場合

(パーセント)リスク・ウェイト	信用リスク区分		
二 十	7   1		
五十	7   2		
百	7   3		
自己資本控除	7   4		

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、

当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満

たさない場合

- 信用協同組合等が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合
- 三 適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が証券化目的導管体に対して直接 提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であって、 かつ、保証人又はプロテクション提供者が第九十七条で定める適格な保証人又はプロテクション
- 3 前項第一号の 「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをい

提供者に該当しない場合

う。

適格格付機関の付与する格付が、

元本、

利息その他の要素に照らして信用協同組合等が保有す

るエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

れたものであること。

公表されており、 かつ、 格付推移行列に含まれるものであること。

第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるも

のをいう。

信用協同組合等が、 同種の証券化エクスポ ージャー -に対して利用する一又は複数の適格格付機

当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。

同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて個別の証券化エクスポージャ

ごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

5 第二十四条の規定は、 信用協同組合等が複数の適格格付機関の格付を利用しており、 当該各適格

格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合につ

いて準用する。

6 第一項の規定にかかわらず、 次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、 無格付の証券化エクスポ

ージャーについて、 当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに

対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる

当該証券化エクスポージャーが最優先部分(証券化エクスポージャーであって、

額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請

求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により

裏付けられているものをいう。以下同じ。)であること。

信用協同組合等が、 当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

7 第一項の規定にかかわらず、 次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、 ABCP プログラムに対して

提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、 同項各号に定

めるリスク・ウェイトに代えて、 当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対

して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、 いずれか高い方を適

用することができる。

- けていると認められる場合 化取引において、 当該証券化エクスポージャー 最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受 -が経済的に最劣後部分に該当せず、 かつ、それらが構成する証券
- 当該証券化エクスポージャ -が投資適格以上に相当すると認められること。

三 信用協同組合等が、

ないこと

当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有してい

8 エイトは、 第一項の規定にかかわらず、 当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウ 第二項の規定に基づき無格付とされる適格流動性補完のリ ン ス ク ・ウ

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

イトのうち、

最も高いものとする。

- 第二百二十六条 目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。 証券化エクスポージャーについては、 前条第一項の規定にかかわらず、 当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛 次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する
- 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント
- 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント
- 三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント
- 兀 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント

・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

五

適格なサービサー

- 六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 百パーセント
- 2 信用協同組合等は、 一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重
- 額のみを自己資本比率の計算に用いることができる 複して設定している場合は、 アセットの額の合計額に代えて、 各信用供与枠に相当するオフ・ 最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの バランス資産項目に係る信用リスク・

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 信用協同組合等がオリジネーターでない場合において、 証券化エクスポージャーに

権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・ 対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、 トを算出しなければならない 当該信用協同組合等は、 被保証債

2 いこと。 会社を含み、 準用する。 エクスポージャーのものとする。」と、 第四章第六節は、 ―に対して提供されている場合、 この場合において、 この場合において、 証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。 証券化エクスポ 一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポ 第八十九条第一号中 ージャー エクスポージャーの残存期間は、 第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは に対して信用リスク削減手法を適用する場合につい 「超えていないこと。」とあるのは 残存期間が最も長い証券化 「超えていな て

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

第二百二十八条 化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を上限とする ない。 する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対し て適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額として算出しなければなら る原資産を譲渡した場合は、 ものをいう。 エクスポージャ -の債務者たる証券化目的導管体に対して、 ただし、 コントロ 以下同じ。)エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成されう 留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券 ール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応 信用協同組合等は、 ーの額のうち、 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 リボルビング型エクスポ オリジネーターとして、 タ -ム型 ージャーを裏付資産とする部分に相当する (信用供与の期間及び額が定められている 早期償還条項付の証券化エクスポ 投資家の保有する証券化

- 原資産のリスクがオリジネ り信用協同組合等が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、 原資産の補充が行われる仕組の取引であって、 タ 一である信用協同組合等に遡及しない場合 裏付資産の補充が停止し、 ターム型の信用供与と類似した構造を持ち かつ、 早期償還によ
- $\equiv$ 信用協同組合等が一以上の信用供与枠を証券化しており、 早期償還の実施以降も当該信用供与

枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合

兀 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である信用協同組合等の財務

状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、 次の表に掲げる掛目をい

う。

掛目:九十		掛目:九十	右記以外の場合
	四十	二十五未満	
	<u>-</u>	五十未満二十五以上	
	十	七十五未満五十以上	
		百未満七十五以上	
掛目:九十	_	百三十三・三三未満百以上	ポージャーの場合
	零	百三十三・三三以上	リテール句けエクス
	掛 目	三月の平均エクセス・スプレッドの割合値は四・五パーセントとする。)に対するでは、トラッピング・ポイントのプレッドの留保が求められていない証券トラッピング・ポイント(エクセス・ストラッピング・ポイント(エクセス・ス	
(パーセント) 上記以外の場合	る場合	任意の時期に無条件で取消し可能である場合	

注 トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保するこ

とを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。 以下同じ。

第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目

をいう。

3

	-		ポージャーの場合 値は四・プレッド アラール向けエクス 化取引で プレッド	任 任
百未満七十五以上	百三十二・三三未満百以上	百三十三・三三以上	三月の平均エクセス・スプレッドの割合値は四・五パーセントとする。) に対する化取引では、トラッピング・ポイントのプレッドの留保が求められていない証券トラッピング・ポイント (エクセス・ス	<u>(パーセント)</u> (パーセント)
十五	五	零	掛目	る場合
			掛 目 : 百	(パーセント)

右記以外の場合		
掛目:百	五十未満	七十五未満五十以上
	百	五十
掛目:百		

# 第二款 内部格付手法の取扱い

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百二十九条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は証券化エクスポージャーに係る信用リス

ク・アセットを計算する場合は、 この款の規定によらなければならない。

2 準的手法の対象である場合には、 セットの額を計算しなければならない。 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が 標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・ア 標

3 化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。 は第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券 アセットの計算の手法が特定されていない場合には、 第一項の規定にかかわらず、 証券化エクスポ ージャ 信用協同組合等がオリジネーターであるとき -の原資産に対して適用すべき信用リスク・

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、 ク・アセットの額を算出しなければならない 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 格付又は第二百三十二条第二項に定める 外部格付準拠方式により信用リス

2 第二百二十五条第二項から第五項までの規定は、 前項の場合に準用する

3 定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 証券化エクスポージャーが無格付である場合は、 指

評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。 る。)に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、ABCP プログラム (ABCP の満期が一年以内のもの

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、 外部格付準拠方式、 指定関数

方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化

エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(所要自己資本の上限)

第二百三十一条 エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、 内部格付手法を採用する信用協同組合等が一の証券化取引について保有する証券化 原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自

己資本の額を超えないものとすることができる。

項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。 前項の場合において、 証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百二十三条第一

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。 る信用リスク区分に応じ、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャー **-ジャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、** 内部格付手法を採用する信用協同組合等が外部格付準拠方式により証券化エクスポ 適格格付機関の付与する格付に対応す

長期格付の場合のリスク・ウェイトは、 次の表に掲げるところによる。

8   10	8—9	8 	8   7	8 6	8—5	8   4	8—3	8   2	8   1	信用リスク区分
			六十	三十五	<u>-</u>	+:-	+	八	七	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分(内部評価方式による場合を含む。)である場合を含む。)である場合を含む。)である場合
四百二十五	四百二十五	百七十五	五十	三十五	<u>-</u>	大	十五	<u>+</u>	(パーセント) Nが六以上の場合	
			五	+		三十五		二十五	<u>-</u>	(パーセント) Nが六未満の場合

8  - 12	8   11
自己資本控除	六百五十

注 Nとは、 第二百三十七条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数を

いう。次号において同じ。

短期格付の場合リスク・ウェイトは、 次の表に掲げるところによる。

7   4	7   3	7   2	7   1	信用リスク区分
	六十	<u>+</u> _	七	Nが六以上であり、かつ、 当該証券化エクスポー がすーが最優先部分(内 がすーが最優先部分(内 を含む。)である場合
自己資本控除	七十五	11+	+:-	(パーセント) Nが六以上の場合
	七十五	三十五	<u>-</u>	(パーセント) Nが六未満の場合

2 格付」という。)を有するものとみなす 化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において「推定 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、 ーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの (以下この項において「参照証券 当該証券化エクスポ ジ

構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものであ 参照証券化エクスポージャーは、 裏付資産、 信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後

- を下回るものでないこと。 参照証券化エクスポージャー の残存期間が、 当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間
- における格付の利用に関する基準を満たすものであること。 参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百二十五条第四項に定める証券化取引
- による格付の変更がなされた場合、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、参照証券化エクスポ 継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければ ージャ に対する適格格付機関

3

ならない。

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第二百三十三条 定めるところにより算出する。 セットは、 -の信用リスク・アセットの額を算出する場合には、 第一号に掲げる算式により、 内部格付手法を採用する信用協同組合等が指定関数方式により証券化エクスポージ 同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に 証券化エクスポージャーの信用リスク・ア

信用リスク・アセット = 所要自己資本の額 × 12.5

所要自己資本の額は、 裏付資産の総額に次のイ又は口に掲げるいずれか大きい方を乗じた額と

する。

イ 0.0056×T

この式においては、 を表すものとする。以下同じ。 (T) 14, 第二百三十六条の規定により算出したエクスポージャーの厚さ

 $\square$  S[L+T]-S[L]

この式においては、(L) は、第二百三十五条の規定により算出した信用補完レベルを表すも のとする。以下同じ。

2 前項に掲げる「指定関数 (S[x])」とは、 以下に定める関数をいう。

$$h = (1 - K_{IRB} / \underline{LGD})^{N}$$

$$c = K_{IRB} / (1 - h)$$

$$v = \frac{(\underline{LGD} - K_{IRB}) K_{IRB} + 0.25 (1 - \underline{LGD}) K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left(\frac{v + K_{IRB}^{2}}{1 - h} - c^{2}\right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - c^{2}}{1000(1 - h)}$$

$$g = \frac{(1-c)c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1-c)$$

$$l = 1 - (1 - h) \cdot (1 - Beta [K_{RB}; a, b])$$

$$K[L] = (1 - h) \cdot ((1 - Beta[L; a, b]) L + Beta[L; a + 1, b]c).$$

この式において、Beta [L; a, b]、 $K_{IRB}$ 、N、 $\underline{LGD}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta [L; a, b] Lで評価したパラメーターa及びbをもつ累積ベータ分布

KIDB 次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

 $\mathbb{Z}$ 第二百三十七条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

LGD 第百四十八条第五項又は第二百三十八条の規定により算出した裏付資産を構成するエクス

ポージャーの加重平均 LGD

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャ

は自己資本控除とする。

る購入債権のディスカウント部分<br />
(返金を要しないものに限る。)がある場合には、 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係 自己資本控除

の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

(所要自己資本率 (K<sub>IRB</sub>))

の総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットのハパーセントの合計額が占める 前条第二項に掲げる「所要自己資本率 (Krps)」とは、裏付資産のエクスポージャー

割合を小数で表したものをいう。

- 2 所要自己資本率の算出に当たっては、 証券化取引に関係する証券化目的導管体の全資産を裏付資
- 3 所要自己資本率の算出に当たっては、 裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案す

ることができる。

- 4 ディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)を勘案してはならない。 総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権の 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポ しの
- (信用補完レベル (L))
- 第二百三十五条 に劣後する証券化エクスポージャ エクスポージャ 第二百二十三条第一項第二号ロに掲げる ーの総額に対して、 所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャ -の総額が占める割合を小数で表したものをいう。 「信用補完レベル (L)」とは、 裏付資産の
- てはならない 信用補完レベルを計算するに当たって、 個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案し
- 3 持つ I/O ストリップスを計算に含めてはならない 信用補完レベルを計算するに当たって、 証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を
- 4 後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合 ワップのエクスポ は零として扱う。 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨ス ージャ ーの額は、 当該エクスポージャ ーの現在価値が測定可能な場合に限り、
- 5 る証券化エクスポージャーとして扱うことができる であって、 信用補完レベルを計算するに当たって、 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、 裏付資産からのキャッシュ ・フロ ーを蓄積させた準備金
- (エクスポージャーの厚さ (T))
- 第二百三十六条 付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で 第二百三十三条第一項第二号イに掲げる「エクスポ ージャ -の厚さ  $(\mathbb{T})_{\, \rfloor}$

スポージャーの計算においては第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、 「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエク

(エクスポージャーの実効的な個数 (N))

と読み替えるものとする

第二百三十七条 第二百三十三条第二項に掲げる「エクスポージャーの実効的な個数 (N)」とは、

に掲げる算式により算出される値をいう。

$$V = \frac{\left(\sum_{i} EAD_{i}\right)^{2}}{\sum_{i} EAD_{i}^{2}}$$

EAD;は、裏付資産に含まれる第:番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポ

ージャーは一のエクスポージャーとみなす。)のEAD

証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場 当該裏付資産である証券化エクスポージャーの EAD を用いる。

181

裏付資産のうち最も EAD の大きいエクスポージャーの EAD が当該裏付資産総額に占める割合 (C.)

が明らかな場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数 (N)

を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))

第二百三十八条 第二百三十三条第二項に掲げる「裏付資産の加重平均 LGD (LGD)」とは、次に掲げ

る算式により算出される値をいう。

$$\underline{LGD} = \frac{\sum_{i} LGD_{i} \cdot EAD_{i}}{\sum_{i} EAD_{i}}$$

LGD<sub>i</sub>は、第i番目のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエク

- 2 第百四十八条第五項に掲げる算式により算出される値とする。 購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGDを
- 3 かかわらず、 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前二項の規定に LGDを百パーセントとする。
- 均LGDを算出する場合に準用する。 及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポージャーについて、当該裏付資産の加重平 第百四十八条第五項ただし書の規定は、 内部格付手法採用行が、 裏付資産のデフォルト・リスク

(N及びLGDの計算における簡便法)

- ージャーのときは、同条第二項の規定にかかわらず、h 及び v を零とすることができる 第二百三十三条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポ
- 2 ず、 $\underline{\mathsf{LGD}}$ は $\bigcirc$ ・五 $\bigcirc$ とし、エクスポージャーの実効的な個数(N)は、 にかかわらず、次の計算式で求められる値とすることができる。ただし、C』が明らかでない場合は、 第二百三十七条第三項に規定する (C₁) が○・○三以下の場合は、 第二百三十七条第一項の規定 前条第一項の規定にかかわら

$$N$$
を $\frac{1}{C_1}$ とすることができる。

$$N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m - 1}\right) \max\{1 - m C_1, 0\}\right)^{-1}$$

Cm は、裏付資産に含まれる資産のうち、最も EAD の大きなものから順に m 個のエクスポージャ

一のEAD の総額が当該裏付資産総額に占める割合

(内部評価方式)

- 方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 金融庁長官の承認がある場合、内部評価
- 該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。 る格付に紐付けし、 内部格付手法採用を採用する信用協同組合等は、前項の場合、内部格付を適格格付機関の付与す 第二百三十二条第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当

3 金融庁長官は、 内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断

したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

(内部評価方式の運用要件)

ジャ 一百四十一条 の信用リスク・アセットの額を算出するには、 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 次に掲げる運用要件を満たさなければならな 内部評価方式により証券化エクスポ

V )

る格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。 ABCP に対して適格格付機関による格付が付与されており、 かつ、当該格付が証券化取引におけ

に評価した日において投資適格相当以上であること。 関が当該 ABCP プログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、 ABCP プログラムに対する証券化エクスポージャ -の信用リスクに係る内部評価が、 かつ、最初

セスに組み込まれており、 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の信用協同組合等の内部リスク管理の かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであ プロ

兀 格付に対応するかを明確に定められていること。 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、 かつ、 各内部評価が適格格付機関のいずれの

五 される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCP の格付を行っているものに限る る適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とする ABCP プログラムにおいて購入 な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、 内部評価のプロセス (信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。)が、 この号に掲げ 主要

六 るのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、 格格付機関のストレス・ファクターを用いること。 ABCP に対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、 より保守的な信用補完の水準を要求する適 同等の格付を取得す

付機関のみを選択することなく、 ABCP に格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、 かつ、選択した適格格付機関が格付手法(ストレス・ファクタ 総じて格付手法の比較的緩やかな格

七

と。

官の承認を得た場合は、この限りでない。 又は特殊な取引については、当該取引に基づく ABCP に内部評価手法を用いることにつき金融庁長 ること。 ただし、ABCP の格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されてい

九 評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。 内部若しくは外部の監査人、 適格格付機関又は行内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部

+ 行われていること。 エクスポージャーの実績が対応する内部評価が恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が 前号に掲げる監査を行う者は、 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、 顧客対応及び ABCP を担当する事業部門から独立していること。

十二 ABCP プログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、 産の購入取引の仕組の概要が定められていること。 かつ、原資

士 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロの間の一個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

十五 らない。 信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければな ABCP プログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、

十六 ルごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策が ABCP プログラムに組み込まれてい 裏付資産のポー トフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、 エクスポー ーのプ

ること。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十二条 未実行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相 又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式 信用リスク想定元本額の

- 信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャ の与信相当額は、 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により 信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛目を乗
- 3 定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成す 行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除と る個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、 する。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、 トを乗じた額をもって、 ついて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、 第二百三十三条の規定にかかわらず、 信用リスク・アセットの額とすることができる。 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャ 最も高いリスク・ウェイ 所要自己資本率の計算を
- 一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント
- 一 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント
- 三 市場が機能不全に陥っている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い

第二百四十三条 用リスク・アセットを計算する場合に準用する。 資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする 第二百二十六条第二項の規定は、 ただし、 内部格付手法により証券化エクスポ 別段の定めのない限り、 オフ・バランス

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十四条 第二百二十六条第一項第五号の規定は、 内部格付手法により証券化エクスポージャ

ーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

する信用協同組合等」と読み替えるものとする。 に準用する。 に第百二十二条第一項及び第二項の規定は、 この場合において、 「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用 第百二十八条第一項、第三項及び第四項、第百三十一条第三項から第五項まで並び 「事業法人等向けエクスポージャ 証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法 ー」とあるのは 「証券化エクスポ

- 2 掲げる場合は、 順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、 各号に定める割合で適用する 当該証券化エクスポ ージャ ーの優先部分から ただし、
- して信用リスク削減手法が引き受けるファ 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 ースト ・ロスの額が占める割合 証券化エクスポージャ -の額に対
- 当該一定の割合 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポ ージャーに生じた損失を引き受ける場合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百四十六条 券化エクスポ び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額をいう。 信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。 ージャ 第二百二十八条の規定は、 -の額とは、 証券化エクスポージャ 内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る この場合において、 ーを対象とする実行済みの信用供与の額及 投資家の保有に係る証

- 2 額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする 前項の計算において、 想定元本額の未実行の部分の EAD は、 証券化された実行済みの信用供与の
- る証券化エクスポージャ 第一項の計算において、 投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、 -の額に第二百二十八条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本 投資家の保有に係

3

第七章 オペレーショナル・リスク

(オペレーショナル・リスク相当額の算出)

第二百四十七条 粗利益配分手法又は先進的計測手法を用いるものとする。 信用協同組合等は、 オペレーショナル ・リスク相当額の算出に当たっては、

(基礎的手法)

償還損、 が正の値とならない年がある場合には、 ○・一五を乗じて得た額の直近三年間の平均値とする。ただし、直近三年間のうち一年間の粗利益 一五を乗じて得た額を当該正の値とならない年以外の年数で除して得た額とする (業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、 国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。 基礎的手法を用いて算出するオペレーショナル・リ 当該正の値とならない年以外の年の粗利益の合計額に○・ 国債等債券売却損、 スク相当額は、 以下この章において同じ。)に 一年間の粗利益 国債等債券

ことをいう。) 信用協同組合等は、 (信用協同組合等の業務の一部が他の者に委託され、当該他の者の日常的な管理の下で行われる の費用に当たらないものについては、役務取引等費用から除くことができる。 前項に定める粗利益の計算において、役務取引等費用のうちアウトソーシン

(粗利益配分手法)

三条において「年間合計値」という。)の直近三年間の平均値とする。ただし、年間合計値が負の 務区分配分値」という。)をすべての業務区分について合計したもの 利益を業務区分(別表第一の中欄に掲げるものをいう。 値である場合には、 一百四十九条 同表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額 粗利益配分手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、 零として平均値を計算するものとする。 (以下この条及び第二百六十三条において 以下同じ。)に配分した上で、 (以下この条及び第二百六十 当該業務区

値を他の業務区分に係る業務区分配分値のうち正の値であるものと相殺することができる 前項において、 一の業務区分に係る業務区分配分値が負の値である場合には、 当該業務区分配分

3 前条第二項の規定は、 第一項に規定する粗利益について準用する。

# (粗利益配分手法の承認)

第二百五十条 信用協同組合等は、 金融庁長官の承認を受けた場合に、粗利益配分手法を用いること

ができる

2 続して用いなければならない。 進的計測手法の使用につき第二百五十六条第一項の承認を受けた場合を除き、粗利益配分手法を継 前項の承認を受けた信用協同組合等は、 第二百五十四条に基づき承認が取り消された場合又は先

(承認申請書の提出)

第二百五十一条 は、 次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。 粗利益配分手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用協同組合等

- 一名称
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一理由書
- 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 三 オペレーショナル・リスク管理指針(オペレーショナル・リスク う。 ) る危険をいう。 役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しう 以下同じ。)の評価及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をい (信用協同組合等の業務の過
- 兀 粗利益を業務区分に配分する基準及び手順について明確かつ詳細に記載した書類
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

(承認の基準)

- 第二百五十二条 とするときは、 次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 金融庁長官は、 粗利益配分手法の使用について第二百五十条第一項の承認をしよう
- の整備について、理事会及び担当理事(オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限 オペレ ーショナル・リスクを管理するための体制 (以下この章において 「管理体制」

を授権されたものをいう。以下この条において同じ。)の責任が明確化されていること。

事業部門から独立したオペレーショナル ・リスクの管理を行う部門 (以下この条において

理部門」という。)を設置していること。

ために十分な人材が確保されていること。 管理部門、 各業務部門及び内部監査を行う部門において、 オペレーショナル・リスクの管理の

兀 するための方策が策定されていること。 管理部門により、 オペレーショナル・リスクを特定し、 評価 把握し、 管理し、 か ? 削減

五. オペレ ショナル・リスクを評価するための体制が、管理体制と密接に関連していること。

六 果として生じる損失をいう。 オペレ ーショナル・リスク損失(別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結 以下同じ。)のうち重大なものを含むオペレ ーショナル・リスクの情

報について、 管理部門から各業務部門の責任者、 理事会及び担当理事に定期的に報告が行われ

当該報告に基づき適切な措置をとるための体制が整備されていること。

七 して定期的な監査が行われていること。 内部監査を行う部門により、 管理部門及び各業務部門における活動状況を含めた管理体制に対

(変更に係る届出

第二百五十三条 なった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。 粗利益配分手法を用いる信用協同組合等は、 次の各号のいずれかに該当することと

- 一承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 一 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 2 た書面又は当該事由が当該信用協同組合等のオペレーショナル 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、 信用協同組合等は、 当該事由に関する改善計画を記載し ・リスクの管理の観点から重要でな

(承認の取消し)

い旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない

第二百五十四条 金融庁長官は、 第二百五十条第一項の承認を受けた信用協同組合等が第二百五十二

(先進的計測手法)

る

第二百五十五条 とができる が適切に把握され、 九パーセントの信頼区間で、期間を一年間として予想される最大のオペレーショナル ショナル・リスク損失の額から当該期待値を除いた額をオペレーショナル・リスク相当額とするこ の額に相当する額とする。ただし、当該期間におけるオペレーショナル・リスク損失の額の期待値 合等の内部管理において用いられるオペレーショナル・リスクの計測手法に基づき、 先進的計測手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、 当該期待値に相当する額の引当が行われている場合には、 当該最大のオペレ ・リスク損失 信用協同組

(先進的計測手法の承認)

第二百五十六条 とができる。 信用協同組合等は、 金融庁長官の承認を受けた場合に、 先進的計測手法を用いるこ

2 先進的計測手法を継続して用いなければならない。 前項の承認を受けた信用協同組合等は、第二百六十一条に基づき承認が取り消された場合を除き、

(承認申請書の提出)

第二百五十七条 は、 次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。 先進的計測手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用協同組合等

- 一名称
- 一 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一理由書
- 一 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- $\equiv$ オペレーショナル・リスク管理指針(オペレーショナル ・リスクの計測 (オペレーショナル

リスク相当額の算出方法を含む。)及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をい

う。 <u>)</u>

- 四 先進的計測手法実施計画
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日
- する「法人等」をいう。)をいう。 る範囲に含まれる信用協同組合等及び連結の範囲に含まれる法人等(第七条第一項第一号に規定 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位(オペレーショナル 以下この章において同じ。) ・リスク相当額を算出す

#### (子備計算

事業年度の中間予備計算報告書に代えて、 業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。 算報告書(事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの管理体制の運用状況及び当該事 協同組合等は、 予備計算報告書を作成しなければならない 成しなければならない。 の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。)を作 おいて、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計 て同じ。)及び当該前事業年度の予備計算報告書(事業年度の管理体制の運用状況及び当該事業年度 先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降に 先進的計測手法の使用について第二百五十六条第一項の承認を受けようとする信用 。ただし、 使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該前 当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間 以下この条におい

- 2 二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする信用協同組合等は、 金融庁長官に届出を行わなければならない 前条第一項及び第
- 計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、 れぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。 前条第一項に定める承認申請書の提出に先立って、 第一項に掲げる中間予備

3

## (承認の基準)

- 第二百五十九条 適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。 び定量的基準 (第三項第十号を除く。) に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に掲げる内容に 金融庁長官は、 第二百五十六条第一項の承認をしようとするときは、
- 2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- は とあるのは 第二百五十二条各号に規定する基準(この場合において、 「他の部門」と、 「計測する」とする。) 同条第四号中「評価し」とあるのは 「計測し」と、同条第五号中 同条第二号中 「事業部門」
- 報を適切に活用していること。 スク損失の額、 各業務部門におけるオペレーショナル オペレーショナル ・リスク相当額その他のオペレーショナル・リスクに関する情 ・リスクの管理の向上のために、 オペレ IJ
- いること。 い方法が明確化されており、 オペレーショナル ・リスクの計測手法におけるオペレ 金融庁長官が必要に応じて検証することができるように整備されて -ショナル リスクに関する情報の取扱
- 四 先進的計測手法実施計画が合理的なものであること。
- 3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- に把握されていること。 ーショナル・リスクの計測手法において、 オペレ ーショナル ・リスクの損失事象が適切
- 出されたオペレーショナル・ その他の区分に応じてオペレーショナル・リスク相当額を算出する場合は、当該区分に応じて算 関係に基づいてオペレ た各オペレ リスクの特性、 ーショナル 損失事象の種類 ・リスク相当額の間の相関関係が適切に把握されているときは、当該相関 -ショナル・リスク相当額の調整を行うことができる リスク相当額を合計すること。 (別表第二の上欄に掲げるものをいう。 ただし、 当該区分に応じて算出され 以下同じ。)、業務区分
- 生じたオペレーショナル・リスク損失に関する情報をいう。 オペ シ ョナル リスク相当額の算出において、 内部損失デ 以下同じ。)、外部損失データ . タ (信用協同組合等の内部で

切に用いられていること。 組合等におけるオペレーショナル・リスクの管理に資するものをいう。 を与える要因であって、 並びにオペレーショナル・リスクに関する情報に基づいて推計する手法をいう。 協同組合等の外部から収集したオペレーショナル・リスク損失に関する情報であって、 (重大なオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度について、専門的な知識及び経験 信用協同組合等の業務の環境及び内部統制の状況に関するものをいう。 また、業務環境及び内部統制要因 (オペレーショナル 以下同じ。)及びシナリオ 以下同じ。)が適 ・リスクに影響

兀 オペレーショナル・リスク相当額の算出において、三年以上の期間にわたり信用協同組合等が

以下同じ。)が適切に反映されていること。

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

収集した内部損失デ

-タが用いられていること。

金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していること。 スク損失の額及び回収額を業務区分ごとに、 内部で定める客観的な基準を用いて過去の内部損失データに含まれるオペレーショナル 損失事象の種類に応じて配分した結果について、 . У

- 口 彐 ナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること 内部損失データには、 信用協同組合等のすべての業務における一定の閾値以上のオペレ
- ハ に定める閾値は、 百万円以下で信用協同組合等が定めた値とすること。
- = 及び発生要因に関する情報を含むこと。 とすることができる。)、当該損失事象についてのオペレーショナル ・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとすること 内部損失デ ータは、 各損失事象が発生した日付 損失事象の発生要因に関する情報は、 (発生した日付が不明な場合は発覚した日付 ・リスク損失の額、 オペレーショナ 回収額
- 種類に応じて分類する際の基準を作成していること。 に関連する複数の損失事象から発生したオペレーショナル・リスク損失のデータを損失事象の るオペレ 情報システム部門その他の複数の業務区分に関係する特定の業務を集中的に行う部門におけ ショナル・リスク損失のデータ及び複数の業務区分にまたがる活動におけるオペレ ・リスク損失のデータを業務区分に分類する基準並びに異なる時点に発生した相互

ホ

- ^ 成したものをいう。)においてすべて特定されていること。 アセットの額の算出において反映されていること。 であって、 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・ ショナル・リスク・データベース(オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物 特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構 また、 当該損失のうち重要なものは、
- 六 体系的に規定されており、 関する情報、 ナル・リスク相当額の算出のために使用する条件及び方法並びにそれらを決定するための手続が 判断するために必要なその他の情報が含まれていること。また、 外部損失デ 発生の要因及び状況に関する情報並びに当該損失データを参照することの妥当性を ータには、 オペレーショナル・リスク損失の額、 かつ、当該規定が定期的に検証されていること 損失事象が発生した業務の規模に 外部損失データをオペレーショ
- 七 われていること シナリオ分析においては、 その結果については、 実際のオペレーショナル・リスク損失との比較による検証が適切に行 損失額が大きい損失事象の発生が合理的に想定されていること。
- 八 以下の基準が満たされていること。 オペレーショナル ・リスクの計測手法に、 業務環境及び内部統制要因を反映するに当たって、
- 口 雑化及び業務量の増加による潜在的なリスクの増大の可能性が適切に勘案されていること。 するリスク感応度及び要因ごとの重要性が合理的に考慮されていること。また、 各要因のオペレ 各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響が可能な限り定量化されていること。 ーショナル・リスク相当額への影響を定量化する際には、 各要因の変化に対 業務活動の複
- 適切性が検証されていること。

- 夕及び外部損失データの使用方法並びに業務環境及び内部統制要因の反映方法の

九

内部損失デ

+いては、 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、 第二条及び第十一条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。 第二百十四条第二項の規定を準用する。 先進的計測手法の使用を開始する日か この場合にお ら一年を経

過した日以後一年間は、四年以上の期間にわたり、

先進的計測手法の使用を開始する日から二年を

経過した日以後は、五年以上の期間にわたり、信用協同組合等が収集した内部損失データに基づい てオペレーショナル ・リスク相当額を算出しなければならない

5 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、 金融庁長官が別に定める事項を開示しなければな

らない。

(変更に係る届出)

第二百六十条 なった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、 次の各号のいずれかに該当することと

- 一承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 一 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 前条第二項から第五項までに規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 2 なければならない。 オペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出し に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該先進的計測手法を採用する信用協同組合等の 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、

(承認の取消し)

第二百六十一条 てオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第二百五十六条第 金融庁長官は、 前条第一項第三号に規定する場合であって、 先進的計測手法を用い

(先進的計測手法の適用範囲の原則

一項の承認を取り消すことができる。

第二百六十二条 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、 すべての業務区分及び法人単位につ

いて、

先進的計測手法を用いなければならない。

2 測手法を用いることができる。ただし、先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、先進的計測 手法を用いる旨を先進的計測手法実施計画において定めている場合は、 を開始した後の一定の期間について、業務区分ごと又は法人単位ごとに基礎的手法又は粗利益配分 前項の規定にかかわらず、 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、 その定めに従って先進的計 先進的計測手法の使用

法で算出していなければならない。 手法の使用を開始する時点において、 オペレーショナル・リスク相当額の相当部分を先進的計測手

(部分適用の特例)

第二百六十三条 配分手法に限る。)を用いることができる。 的手法又は粗利益配分手法(業務区分の一部について先進的計測手法を用いない場合には、 進的計測手法実施計画に記載がある場合には、次に掲げる基準に適合するときに限り、業務区分又 は法人単位の一部について先進的計測手法を用い、その他の業務区分又は法人単位については基礎 前条第一項の規定にかかわらず、 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、 粗利益

- するための定性的基準を満たしており、 いずれかの手法によりオペレーショナル・リスク相当額が算出されていること 先進的計測手法の対象となるすべての業務区分又は法人単位について、 すべての業務区分及び法人単位について、 粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当 先進的計測手法、 基礎的手法又は粗利益配分手法の 先進的計測手法を使用
- 務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める法人単位をいう。)について先進的計測手法を 相当額が当該法人単位のオペレーショナル・リスクを適切に反映しなくなるおそれがあると考え ての重要な法人単位 られる法人単位及び当該法人単位の粗利益が先進的計測手法を採用する信用協同組合等の連結財 先進的計測手法を採用する信用協同組合等が法人単位ごとに異なる手法を用いるときは、 (異なる手法を適用することにより、算出されるオペレーショナル・リスク
- 兀 を採用する信用協同組合等の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める業務区分 は先進的計測手法を使用し、 又は過去三年以内に重大なオペレーショナル・リスク損失が発生した業務区分をいう。)について 要な業務区分 先進的計測手法を採用する信用協同組合等が業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、 (年間合計値に占める業務区分配分値の割合が、三年連続して当該先進的計測手法 かつ、 業務区分ごとに適切な管理体制を構築していること。 重
- 五. 先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法を採

額を算出する業務区分又は法人単位が、

第二百五十二条に掲げる基準を満たしていること

- 用する信用協同組合等の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超えないこと。
- 過した日以後一年間は、 日以後は、 前項第四号において、 「過去五年」とする。 「過去三年」とあるのは、 「過去四年」と、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した 先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経
- 3 的に拡大しようとするときは、 先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位を段階 分又は法人単位について先進的計測手法を用いていることを要するものとする。 第一項の場合において、先進的計測手法を採用する信用協同組合等が、 段階的な拡大の期間の終了の時点において、すべての重要な業務区 前条第二項の規定により

## (リスク削減)

- 第二百六十四条 する保険契約に基づく保険金支払限度額の範囲において、オペレーショナル オペレーショナル・リスク相当額の二十パーセントを限度として、 を行うことができる 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、 次に掲げる要件を満たす場合には、 オペレーショナル・リスクに対 ・リスク相当額の削減
- 機関から4 先進的計測手法を採用する信用協同組合等が契約する保険会社又は外国保険業者が、 -2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与されていること。
- 切な調整を行うこと。 当該残存期間の減少に応じてオペレーショナル・リスク相当額の削減効果が小さくなるように適 契約当初の保険契約期間が一年未満でないこと。契約の残存期間が一年未満の契約については、 ・リスク相当額の削減は認められない。 。ただし、 当該残存期間が九十日以内の場合には、 保険によるオペレーショ
- 事前通知期間が設けられていること。 保険会社又は外国保険業者からの通知により保険契約の解約が可能な場合には、 九十日以上の
- 綻した場合について保険の対象から除外される規定又は保険が制限される規定が設けられていな 保険契約において、 先進的計測手法を採用する信用協同組合等が行政処分を受けた場合又は破
- 五. オペレーショナル ・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約に定める補償の範囲

とオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度との関係が明確であること。

第一号の要件を満たす実質的な第三者である保険会社又は外国保険業者にオペレーショナル・リ 支配を行い、 されていること。ただし、実質的な第三者ではない者により保険が提供されている場合であって、 スクがさらに移転されているときは、この限りでない。 の実質的な第三者(子法人等、 保険が、 先進的計測手法を採用する信用協同組合等の子法人等及び関連法人等以外の者その他 又は影響を与えうる者以外の者をいう。)である保険会社又は外国保険業者より提供 関連法人等その他の先進的計測手法を採用する信用協同組合等が

七 した書類が作成され、 当該保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減に関する合理的な方法及び手続を記載 それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 リスクの損失事象との関係が適切に考慮されていること。 オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、 契約の残存期間、 保険金支払の不確実性並びに保険契約の補償範囲とオペレーショナル 保険契約の解約及び非更新の

九 第七号に規定する書類が開示されていること。

附則

(適用時期

第一条 三十一日から適用する る信用協同組合等及び先進的計測手法を採用する信用協同組合等に関する規定は、 この告示は、 平成十九年三月三十一日から適用する。 ただし、 先進的内部格付手法を採用す 平成二十年三月

(自組合推計ボラティリティ調整率の適用日前の承認)

第二条 適当であるかどうかを判断するための基準 合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づ 自組合推計ボラティリティ調整率の使用に関する承認の申請をすることができる 信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が 信用協同組合等は、平成十九年三月三十一日前においても、 以下 「新告示」という。)第七十一条の規定により、 この告示による改正後の協同組

金融庁長官は、平成十九年三月三十一日前においても、信用協同組合等が前項に定めるところに

2

場合において、平成十九年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は、 より承認の申請を行った場合には、新告示第七十二条の規定により承認を行うことができる。 から生ずるものとする 平成十九年三月三十一日

(エクスポージャー変動額推計モデルの適用日前の承認)

この場合において、 「第八十二条」と、 前条の規定は、 と読み替えるものとする。 前条中「第七十一条」とあるのは「第八十一条」と、「第七十二条」とあるの 「自組合推計ボラティリティ調整率」とあるのは「エクスポージャー変動額 エクスポージャー変動額推計モデルの使用に関する承認について準用する。

(内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認)

用することの承認の申請をすることができる 年三月三十一日前においても、 う。)の作成及び金融庁長官への提出を行い、新告示第百十五条の規定により当該内部格付手法を採 予備計算報告書をいう。)及び予備計算報告書(新告示第百十六条に規定する予備計算報告書をい 基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等は、 自己資本比率を予備的に計算し、 新告示第百十六条の規定により、 中間予備計算報告書 (新告示第百十六条に規定する中間 自己資本比率の予備的な計算の届 平成十九

- 2 新告示第百十七条の規定により承認を行うことができる。この場合において、平成十九年三月三十 組合等になろうとする信用協同組合等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、 日以前に与えられた承認の効力は平成十九年三月三十一日から生ずるものとする。 金融庁長官は、 平成十九年三月三十一日前においても、基礎的内部格付手法を採用する信用協同
- 3 るのは とあるのは「先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、「平成十九年三月三十一日」とあ について準用する。この場合において、前二項中「基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等」 前二項の規定は、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等 「平成二十年三月三十一日」と読み替えるものとする。
- 用協同組合等に対する第一項及び前項の規定に基づく新告示第百十六条の規定の適用については、 平成二十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になろうとする信

告書を作成」とする あるのは 同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事 とあるのは 「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報 「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成」と 「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の

5 行っているものは、 比率を予備的に計算し、 規定の適用により自己資本比率の予備的な計算の届出をし、 第三項に掲げる信用協同組合等であって、 平成十九年三月三十一日以後一年間は、 中間予備計算報告書及び予備計算報告書の作成及び金融庁長官への提出を 第一項及び前二項の規定に基づく新告示第百十六条の なお従前の例によることができる。 平成十八年三月三十一日から自己資本

(粗利益配分手法の適用目前の承認

第五条 のは 組合等について準用する。 「第七十二条」とあるのは 「粗利益配分手法」と読み替えるものとする。 附則第二条の規定は、 この場合において、 粗利益配分手法の採用についての承認を受けようとしている信用協同 「第二百五十二条」と、「自組合推計ボラティリティ調整率」とある 同条中「第七十一条」とあるのは 「第二百五十一条

(先進的計測手法の適用日前の予備計算及び承認

第六条 月三十一日」とあるのは する信用協同組合等」とあるのは「先進的計測手法を採用する信用協同組合等」と、 とする信用協同組合等について準用する。 附則第四条第一項及び第二項の規定は、先進的計測手法を採用する信用協同組合等になろう Ł, 「第百十五条」とあるのは「第二百五十七条」と、 「第百十七条」とあるのは 「平成二十年三月三十一日」と、「第百十六条」とあるのは 「第二百五十九条」 この場合において、 と読み替えるものとする。 「内部格付手法」とあるのは 同条中「基礎的内部格付手法を採用 「平成十九年三 「第二百五十八

を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、「当該使用を開始 同組合等に対する新告示第二百五十八条の規定の適用については、 平成二十一年三月三十一日前に先進的計測手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協 とあるのは 「事業年度の二年前の事業年度」と、 「当該前事業年度」とあるのは 同条第一項中「事業年度の前事

うとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書を作成」とする。 しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成」とあるのは「当該使用を開始しよ

- 前までの期間においては、オペレーショナル・リスク相当額を基礎的手法又は粗利益配分手法を用 合等になる信用協同組合等は、 月三十一日に標準的手法を採用する信用協同組合等又は基礎的内部格付手法を採用する信用協同組 て算出しなければならない 先進的計測手法を採用する信用協同組合等になろうとする信用協同組合等であって平成十九年三 平成十九年三月三十一日以後先進的計測手法の使用を開始する日の
- 法を採用することができる。 前項において、信用協同組合等は、 前条の規定に基づく承認を受けたときに限り、 粗利益配分手

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特

則

第七条 以降については、これに代えて、新告示第十条第二項及び第十八条第二項の規定の適用を受けるも 測手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等に関 当該基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等又は先進的内部格付手法 新告示第十条及び第十八条に代えて、 断するための基準(以下「旧告示」という。)により自己資本比率を計算している信用協同組合等及 する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信 組合等であって先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の協同組合による金融事業に関 を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等のうち、 る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、 それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回 び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組合等は、 用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同 平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同 次の表の上欄に掲げる期間について、 平成二十年三月三十一日の後に先進的計 先進的計測手法の使用の開始の 旧所要自己資本の額に

八十パーセント	平成二十一年三月三十一日以後一年間
九十パーセント	平成二十年三月三十一日以後一年間
九十五パーセント	平成十九年三月三十一日以後一年間
率	期間

2 ぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、 前項において、 「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それ 「新所要自己資本の額」とは、 新告示第十条第

五項及び第十八条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。

空余される一年の発言である。	<ul><li>単体自己資本比率</li><li>旧告示第八</li><li>一項第二号</li></ul>	連結自己資本比率 に告示第一	
を控涂した額控除されることとなる額の合計額から第十一条第一項第二号に掲げる額無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十二条に定めるところにより十条第一項に掲げる営業権に相当する額及び企業結合により計上される	旧告示第八条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第一項第二号に掲げる額を控除した額	条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から第四条第企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第五三条第一項に掲げる営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額、旧告示第一条の算式の分母の額に匹バーセントを乗じて得た額、旧告示第	所要自己資本の額

(元本補てん信託契約に関する経過措置)

第八条 本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例による ことができる 信用協同組合等は、 平成二十二年三月三十一日前において当該信用協同組合等の締結する元

- 2 規定を用いること、当該信用協同組合等の締結する元本補てん信託契約のうちの一部についてのみ 同項の規定を用いることその他の恣意的な運用を行ってはならない。 ットの額の算出のために前項の規定を用いる場合、 信用協同組合等は、 当該信用協同組合等の締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセ 新告示の規定による算出を開始した後に同項の
- る。 合の当該信用リスク・アセットの額については、 法を採用する信用協同組合等の元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出する場 内部格付手法を採用する信用協同組合等が第一項の規定により旧告示に基づいて当該内部格付手 この場合において、同項ただし書中「の一定の期間」とあるのは「平成二十二年三月三十一日 新告示第百二十条第一項ただし書の規定を準用す

3

(移行期間中における段階的適用部分の取扱い)

第九条 用協同組合等については、 組合等であって先進的内部格付手法の採用直前までに旧告示により自己資本比率を計算している信 合等及び平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同 旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」とする。 平成十九年三月三十一日に基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等になる信用協同組 新告示第百二十条第一項中「標準的手法」とあるのは 「標準的手法又は

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十条 2 年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は、 平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一 率」とあるのは スク・アセットの額を算出する際には、新告示第百九十二条第一項中「長期平均デフォルト時損失 基礎的内部格付手法について、新告示第百八十九条第四項中「五年以上の観測期間」とあるのは、 平成十九年三月三十一日以後三年間において、 「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リ 「四年以上の観測期

3 年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は「四年以上の観測期間 平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一 新告示第百九十条第二項、 第百九十四条及び第二百三条中「五年以上の観測期間」 とあるのは、

4 関する新告示第百十七条の規定の適用につい 平成十九年三月三十一日以後三年間において内部格付手法を採用しようとする信用協同組合等に ては、 次の各号に定めるところによるものとする。

- 年以上にわたり」とあるのは「平成十九年三月三十一日以後」とする。 信用協同組合等の場合において、新告示第百十七条第一号及び第二号中 信用協同組合等が平成十九年三月三十一日以後に内部格付手法の採用について承認を申請する 「当該承認に先立って三
- (株式等エクスポージャーに関する経過措置)
- 第十一条 において次の各号のいずれかに該当するものについては、 るエクスポージャー 内部格付手法を採用する信用協同組合等が選択する日(以下「基準日」という。)において保有す にかかわらず、 いる場合に限り、 ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 当該信用協同組合等が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該 平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリス (基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。) のうち、 新告示第百四十一条及び第百四十二条の規定 当該エクスポージャーの保有を継続して 基準日
- 項又は第十五条第一項に該当する場合を除く。 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(新告示第六条第一
- 特定することができる場合。 当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすも に沿って運用される場合には、 主要な株価指数 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であって、 かつ、 (市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。) 当該信用協同組合等が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた 特定することができるものとして扱うことができる
- 2 によるものでないときは、当該エクスポージャーを継続して保有しているものとして扱うことがで 主体による合併その他の組織変更又は株式分割に起因する保有株式の数の増加が生じる場合であ 前項の場合において、 当該保有株式の数の増加が当該内部格付手法を採用する信用協同組合等による投資額の増加 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 当該エクスポージャ

- 3 売却するときは、 とができる クスポージャーと銘柄が同一のエクスポージャーを取得した後に当該銘柄のエクスポージャ 第一項の場合において、 基準日の翌日以降に取得したエクスポージャーを先に売却するものとして扱うこ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 基準日の翌日以降に当該エ
- 4 操作を目的にしたものであってはならない じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。 有主体が変更された場合には、 て、 又は標準的手法により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されていたエクスポージャーについ 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、 当該内部格付手法を採用する信用協同組合等とその子法人等との間又はその子法人等の間で保 当該エクスポ ージャ 第一項各号のいずれかに該当し、 -の額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗 ただし、 当該行為は自己資本比率の かつ、 同項の規定

(未決済取引等に関する経過措置

- とする により準用される場合を含む。)中「五営業日以内」とあるのは 平成二十年三月三十日まで、 新告示第五十条第一項 (新告示第百三十二条及び第百四十条 「十四日以内」と読み替えるもの
- 2 用する。 新告示第五十条第二項、 第五十四条及び第百五十三条の規定は、 平成二十年三月三十一日から適
- 3 いて信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。 信用協同組合等は、平成二十年三月三十日まで、新告示第八条及び第十六条の規定にか コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金につ かわらず、

(証券化エクスポージャーに関する経過措置

券化エクスポ 年三月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、 証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧 標準的手法を採用する信用協同組合等は、 ージャ -の保有を継続している場合に限り、 第二百二十五条の規定にかかわらず、平成十八 平成二十六年六月三十日までの

告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることがで

掛目	業務区分	備考
1~2%	リテール・バンキング	リテール (中小企業等及び個人) 向け預貸関連業
15%	コマーシャル・バンキング	等級業軍菌気駐の水沼に向イーショ
18%	決済業務	決済に係る業務
1~2%	リテール・ブローカレッジ	<b>級業車<equation-block>場がするのはなるを建めのロイン</equation-block></b>
18%	トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務及び主として大口の顧客を 対象とする証券、為替、金利関連業務等
18%	コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受・売出・ 募集の取扱い等、その他顧客の資金調達関連業務 等(リテール・バンキング及びコマーシャル・バ ンキングに該当するものを除く。)
15%	代理業務	顧客の代理として行う業務
12%	資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務

(注) 粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。

- 表に掲げる業務区分に配分されなければならない (4. 信用協同組合等のすべての業務から発生する粗利益のすべてが、相互に重複することなくこの に規定する場合を除く。)。
- 2 この表に掲げる業務区分を適用する場合において、信用リスク・アセットの額を算出する際に 用いる基準に類似の区分があるときは、原則として、両者の区分は整合的でなくてはならない。 この原則に従わない場合には、文書により明確な理由が示されていなければならない。
- まれる業務に付随している場合は、信用協同組合等が自ら定める客観的な基準を用いて粗利益 この表に掲げる業務区分に含まれている業務に付随する業務(以下「付随業務」という。)の粗 当該業務区分に配分されなければならない。付随業務が複数の業務区分に含

 $\omega$ 

が配分されなければならない。

- ある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合には、十八パーセントの掛 目を乗じるものとする。
- 5 複数の業務区分に粗利益を配分するに当たって、信用協同組合等は財務会計又は管理会計に基 を使用する場合に用いられる粗利益の額と等しくなければならない。 づく適切な基準を用いなければならない。ただし、配分した粗利益の額の合計が、基礎的手法
- 6. 粗利益の配分の手順は、理事会の承認に基づき担当理事が責任を持つものでなければならない。
- 粗利益の配分の手順は、内部監査を行う部門による検証を受けなければならない。

.7

#### 別枚先一,

損失事象の種類	オペレーショナル・リスク損失
内部の不正	詐欺若しくは財産の横領又は規制、法令若しくは内規の 回避を意図したような行為による損失であって、信用協 同組合等又はその子会社等の役職員が最低一人は関与す るもの(差別行為を除く)
外部からの不正	第三者による、詐欺、財産の横領又は脱法を意図したよ うな行為による損失
労務慣行及び職場の安全	雇用、健康若しくは安全に関する法令若しくは協定に違 反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害又は差別 行為による損失
顧客、商品及び取引慣行	特定の顧客に対する過失による職務上の義務違反(受託者責任、適合性等)又は商品の性質若しくは設計から生じる損失
有形資産に対する損傷	自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失
事業活動の中断及びシステム障害	事業活動の中断又はシステム障害による損失
注文等の執行、送達及びプロセスの管理	取引相手や仕入先との関係から生じる損失又は取引処理 若しくはプロセス管理の失敗による損失